

第4期 登別市障がい者支援計画

令和6年度～令和8年度

第7期登別市障がい者福祉計画

第7期登別市障がい福祉計画

第3期登別市障がい児福祉計画



北海道登別市

はじめに

本市では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現に向け、平成27年4月に「第1期登別市障がい者支援計画」を策定し、障がいのある人の自立や社会参加等を支援するなど、障がい施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

この度、令和2年3月に策定した「第3期登別市障がい者支援計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画期間を令和6年度から令和8年度までとする「第4期登別市障がい者支援計画」を策定いたしました。

本計画では、「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すことを基本理念とし、関係機関と連携して生活支援体制・相談支援体制の充実を図るとともに、障がいについての理解を深めて、ちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」の促進などに取り組むこととしております。

本計画の策定にあたり、貴重なご提言やご意見をいただいた登別市障害者地域自立支援協議会及び障がい福祉関係団体の皆様をはじめ、福祉に関するアンケート調査においてご協力をいただいた皆様、また意見公募（パブリックコメント）制度にご意見を寄せてくださいました皆様に心から感謝申し上げます。

本計画を着実に実行していくことにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会、共生社会の実現を目指してまいります。

今後とも、本計画の推進に際しまして、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

登別市長 小笠原 春一

あいサポート運動について

あいサポート運動は、さまざまな障がいの特性や障がいのある人が困っていること、障がいのある人へのちょっとした手助けや必要な配慮の方法を理解し、実践していく運動です。

この運動は、平成21年に鳥取県で創設され、登別市では、平成28年11月27日に鳥取県と「あいサポート運動」の協定を締結し、「あいサポートー」を養成するため、あいサポートー研修を実施しています。



あいサポートーマーク

障がいのある人を支える「心」を2つのハートに重ねて表現されています。

後ろの白いハートは、障がいのある人を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポートー）」の「S」を表現しています。

ベースのだいだい色は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄（いとがかずお）氏の残した言葉「この子らを世の光に」から、「光」や「暖かさ」をイメージしたものです。

また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポートーが広がって、共生社会が実現されていくことへの期待も込められています。

【目 次】

第1章 計画の概要 · · · · ·	1
第1節 計画策定にあたって · · · · ·	2
1. 計画策定の目的 · · · · ·	2
2. 計画の基本理念 · · · · ·	3
3. 計画の位置付け · · · · ·	3
4. 計画の期間 · · · · ·	4
5. 基本的な考え方 · · · · ·	5
6. 計画の体系 · · · · ·	6
7. 計画の推進体制 · · · · ·	9
第2節 障がい者の状況 · · · · ·	10
1. 障がい者手帳所持者数の推移 · · · · ·	10
(1) 身体障がい者 · · · · ·	11
(2) 知的障がい者 · · · · ·	13
(3) 精神障がい者 · · · · ·	14
(4) 難病患者等 · · · · ·	16
第2章 第7期障がい者福祉計画 · · · · ·	17
第1節 障がいへの理解の促進 · · · · ·	18
1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進 · · · · ·	18
2. 差別の解消と権利擁護の推進 · · · · ·	19
第2節 生活支援の充実 · · · · ·	22
1. 生活支援体制の整備 · · · · ·	22
2. 障がい福祉サービスの利用等による生活支援 · · · · ·	24
3. ボランティアの育成と活動の充実 · · · · ·	26
第3節 保健・医療の充実 · · · · ·	28
1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防） · · · · ·	28
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防） · · · · ·	29
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防） · · · · ·	30
4. 難病施策の充実 · · · · ·	30
第4節 療育・教育の充実 · · · · ·	32
1. 療育・幼児教育の充実 · · · · ·	32
2. 教育施策の充実 · · · · ·	34
3. 福祉教育の推進 · · · · ·	35

第5節 就労支援の充実	37
1. 障がい者雇用・就労支援の充実	37
2. 福祉的就労への支援	38
第6節 社会参加の促進	40
1. 社会参加の促進	40
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	40
第7節 生活環境の整備	42
1. 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進	42
2. 住宅・生活環境の整備	43
3. 道路・公園施設等の整備	43
4. 移動・交通安全対策の充実	44
5. 防災・安全対策の充実	45
6. ユニバーサルデザインの普及啓発	47
7. 感染症対策の推進	47
第8節 情報提供の充実	49
1. 情報提供の充実	49
 第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	51
第1節 令和8年度の数値目標の設定	52
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	52
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
3. 地域生活支援の充実	53
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	53
(2) 強度行動障がい者への支援体制の充実	54
4. 福祉施設から一般就労への移行等	55
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	57
6. 相談支援体制の充実・強化等	58
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	59
第2節 障害者総合支援法に基づくサービスの見込み	61
1. 障がい福祉サービス	61
(1) 訪問系サービス	61
(2) 日中活動系サービス	62
(3) 居住系サービス	64
(4) 相談支援サービス	65

2. 補装具費の支給	66
第3節 児童福祉法に基づくサービスの見込み	67
1. 障がい児通所支援	67
第4節 地域生活支援事業の見込み	69
1. 必須事業	69
(1) 理解促進研修・啓発事業	69
(2) 相談支援事業	69
(3) 成年後見制度利用支援事業	70
(4) 成年後見制度法人後見支援事業	70
(5) 意思疎通支援事業	71
(6) 日常生活用具給付等事業	71
(7) 手話奉仕員養成研修事業	71
(8) 移動支援事業	72
(9) 障害者地域活動支援センター	72
2. 任意事業	73
(1) 日常生活支援	73
(2) 社会参加支援	73
資料編	75
1. 福祉に関するアンケート調査結果	76
2. 市内障がい福祉サービス事業所	102
3. 市内障がい児通所支援事業所	104
4. 用語解説	105

「障害」と「障がい」の表記の使い分けについて

本市では、「害」という漢字が持つ意味などを考慮し、「害」の漢字をできるだけ用いないこととしています。

表記の基準

- 人や人の状態を表す場合は、「障がい」とひらがな表記を使用します。

(例) 障がい者、障がい児、障がいのある人、身体障がい者 など

- 法令、条例等の名称やそれらに規定又は使用されている用語や制度のほか、組織や団体名などの固有名詞は、「障害」と漢字表記を使用します。

(例) 障害者基本法、障害者総合支援法、障害者地域自立支援協議会 など

本計画の記述についても、これらの基準に基づいています。

文中に「障がい福祉G」などの表記がありますが、「G」はグループの略です。

また、グループ名等は略称を用いていますが正式名称は次のとおりです。

	略称	正式名称
登別市	総務部総務 G	登別市総務部総務グループ
	人事 G	登別市総務部人事グループ
	D X 推進 G	登別市総務部D X 推進グループ
	市民協働 G	登別市市民生活部市民協働グループ
	社会福祉 G	登別市保健福祉部社会福祉グループ
	こども育成 G	登別市保健福祉部こども育成グループ
	健康推進 G	登別市保健福祉部健康推進グループ
	国民健康保険 G	登別市保健福祉部国民健康保険グループ
	年金・長寿医療 G	登別市保健福祉部年金・長寿医療グループ
	健康長寿 G	登別市保健福祉部健康長寿グループ
	商工労政 G	登別市観光経済部商工労政グループ
	都市政策 G	登別市都市整備部都市政策グループ
	建築住宅 G	登別市都市整備部建築住宅グループ
	土木・公園 G	登別市都市整備部土木・公園グループ
	教育部総務 G	登別市教育委員会教育部総務グループ
	学校教育 G	登別市教育委員会教育部学校教育グループ
	社会教育 G	登別市教育委員会教育部社会教育グループ

	略称	正式名称
市以外の関係機関・団体	社会福祉協議会	社会福祉法人 登別市社会福祉協議会
	道路管理者(国)	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部
	道路管理者(道)	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部

第1章

計画の概要

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

近年、我が国における障がい施策に関する主な法整備としては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が平成25年4月に施行され、改正障害者基本法(平成23年7月成立)に盛り込まれた「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」などの基本原則について、障害者総合支援法第1条の2に基本理念として規定されたほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の改正(令和6年4月施行)や、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の施行などが挙げられます。

このほか、国では、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」を策定し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則として、世界に誇れる共生社会の実現を目指していくこととしています。

こうした中、本市における障がいのある人の現状に目を向けると、令和5年3月末現在における障がい者手帳所持者は3,079名であり、この所持者数を本市の人口に占める割合に換算すると6.87%であり、この割合は、市民の約15人に一人が障がい者手帳を所持しているということになります。

本市をこれまで以上に暮らしやすいまちにするためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現を目指すことが重要です。

本市は、これまで障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、障がい施策に取り組んできました。

今回の「第4期障がい者支援計画」は、これら3つの法定計画を一体的に策定するもので、「第3期障がい者支援計画」における取組状況等を踏まえ、また、国や北海道における障がい施策と連携を図りながら、本市における障がい施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

2. 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現」

前期計画の基本理念である「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現」が、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の目的や、国の第5次障害者基本計画（令和5年度から9年度）の基本理念に合致していることから、第4期登別市障がい者支援計画の基本理念は、前期計画の理念を継承することとします。

3. 計画の位置付け

本市においては、各関係法律を根拠とする「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の3つの計画を「登別市障がい者支援計画」として一体的に策定しています。

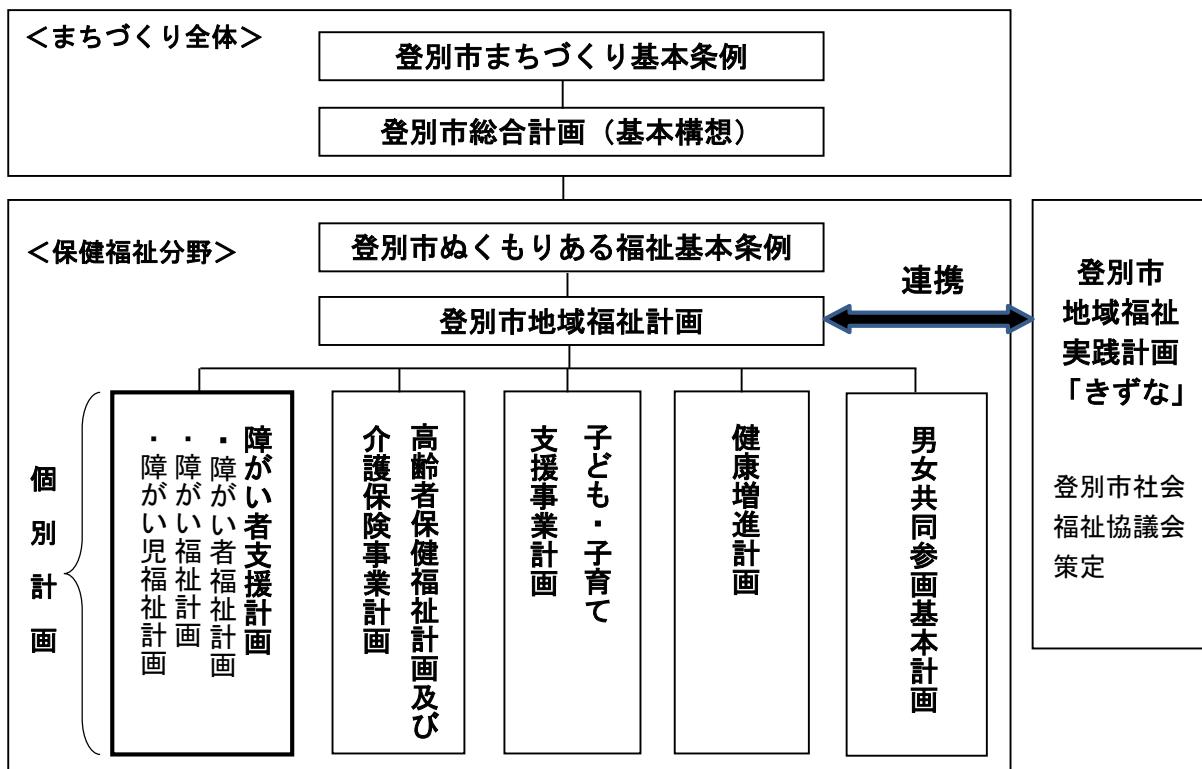
「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策に関する基本的事項を定める計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する事項や指定障がい福祉サービスの必要見込量などを定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項や指定通所支援等の必要見込量などを定める計画です。

また、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき策定するものです。

なお、本計画は、本市における保健福祉分野の個別計画の一つであり、上位計画は登別市地域福祉計画です。



4. 計画の期間

「障がい者福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の「基本指針」において、3年を1期として策定することを基本とする、と定められていますので、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

「障がい者福祉計画」については、関係法律や通知等において計画期間が定められているものではありませんが、「障がい者福祉計画」及び「障がい児福祉計画」と一体的に取組を進めるため、3年を1期として策定しています。

平成30年度～令和2年度	令和3年度～令和5年度	令和6年度～令和8年度
<p>第2期 登別市障がい者支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5期登別市障がい者福祉計画 ・第5期登別市障がい福祉計画 ・第1期登別市障がい児福祉計画 	<p>第3期 登別市障がい者支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期登別市障がい者福祉計画 ・第6期登別市障がい福祉計画 ・第2期登別市障がい児福祉計画 	<p>第4期 登別市障がい者支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期登別市障がい者福祉計画 ・第7期登別市障がい福祉計画 ・第3期登別市障がい児福祉計画

(参考) 平成 29 年度以前の計画策定の経過

・障がい者福祉計画

第 1 期 平成 11 年度から平成 17 年度まで

第 2 期 平成 18 年度から平成 24 年度まで

第 3 期 平成 25 年度から平成 26 年度まで

第 4 期 平成 27 年度から平成 29 年度まで

・障がい福祉計画

第 1 期 平成 18 年度から平成 20 年度まで

第 2 期 平成 21 年度から平成 23 年度まで

第 3 期 平成 24 年度から平成 26 年度まで

第 4 期 平成 27 年度から平成 29 年度まで

5. 基本的な考え方

本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すため、障害者基本法第 3 条及び第 4 条を踏まえ、本計画における基本的な考え方を次の事項とします。

①すべての障がいのある人が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加できること。

②すべての障がいのある人が可能な限り、希望する生活を選択できること。

③すべての障がいのある人が可能な限り、意思疎通手段（手話を含む）を選択できること。

④すべての障がいのある人が可能な限り、情報を取得し、利用するための手段を選択できること。

⑤障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為がなく、社会的障壁（※）の除去について、必要かつ合理的な配慮がなされること。

※ 社会的障壁…障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。(障害者基本法第2条第1項第2号)

6. 計画の体系

【第7期障がい者福祉計画】

第1節 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進
2. 差別の解消と権利擁護の推進

第2節 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備
2. 障がい福祉サービスの利用等による生活支援
3. ボランティアの育成と活動の充実

第3節 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）
4. 難病施策の充実

第4節 療育・教育の充実

1. 療育・幼児教育の充実
2. 教育施策の充実
3. 福祉教育の推進

第5節 就労支援の充実

1. 障がい者雇用・就労支援の充実
2. 福祉的就労への支援

第6節 社会参加の促進

1. 社会参加の促進
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

第7節 生活環境の整備

1. 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進
2. 住宅・生活環境の整備
3. 道路・公園施設等の整備
4. 移動・交通安全対策の充実
5. 防災・安全対策の充実
6. ユニバーサルデザインの普及啓発
7. 感染症対策の推進

第8節 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

第1節 令和8年度の数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2節 障害者総合支援法に基づくサービスの見込み

1. 障がい福祉サービス
 - (1) 訪問系サービス
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・同行援護
 - ・行動援護
 - ・重度障がい者等包括支援
 - (2) 日中活動系サービス
 - ・療養介護
 - ・生活介護
 - ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）
 - ・就労選択支援
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援（A型、B型）
 - ・就労定着支援

- ・短期入所（福祉型、医療型）

(3) 居住系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援
- ・宿泊型自立訓練

(4) 相談支援サービス

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

2. 補装具費の支給

第3節 児童福祉法に基づくサービスの見込み

1. 障がい児通所支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障がい児相談支援
- ・市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数

第4節 地域生活支援事業の見込み

1. 必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業
- (4) 成年後見制度法人後見支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 障害者地域活動支援センター

2. 任意事業

- (1) 日常生活支援
- (2) 社会参加支援

7. 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画であり、計画の推進にあたっては、障がいのある人へのアンケート調査や当事者団体へのヒアリング調査などを通じて、障がい者施策を推進する上での課題を整理し、医療関係機関の関係者や障がい福祉関係機関の関係者などで構成される登別市障害者地域自立支援協議会等の意見も踏まえながら、社会情勢や緊急度・優先度等を考慮して進めていきます。

(2) 国や北海道、近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、国や北海道から法律や制度の改正に関する情報を収集するとともに、近隣自治体とも連携を図ります。

また、市民や関係団体等からの意見を踏まえ、適切な対応に努めます。

第2節 障がい者の状況

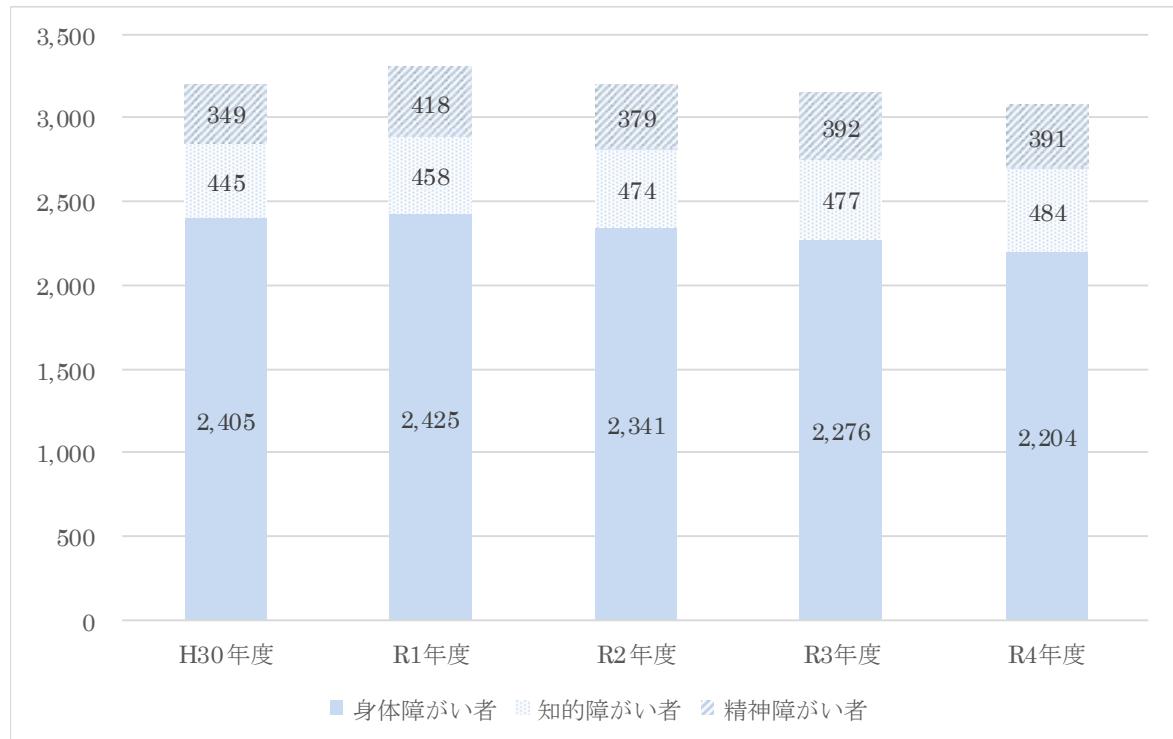
1. 障がい者手帳所持者数の推移

平成30年度から令和4年度までの5年間で身体障がい者手帳の所持者数は201人減少していますが、療育手帳の所持者数は39人、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は42人それぞれ増加しています。三障がいの合計では、120人の減少となっています。人口に占める手帳所持者の割合は0.2ポイント増加しています。

障がい者手帳所持者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	2,405	2,425	2,341	2,276	2,204
知的障がい者	445	458	474	477	484
精神障がい者	349	418	379	392	391
合計	3,199	3,301	3,194	3,145	3,079
人口	47,931	47,176	46,401	45,656	44,820
人口割合	6.67%	7.00%	6.88%	6.89%	6.87%

障がい者手帳所持者数の推移（児童含む）



(1) 身体障がい者

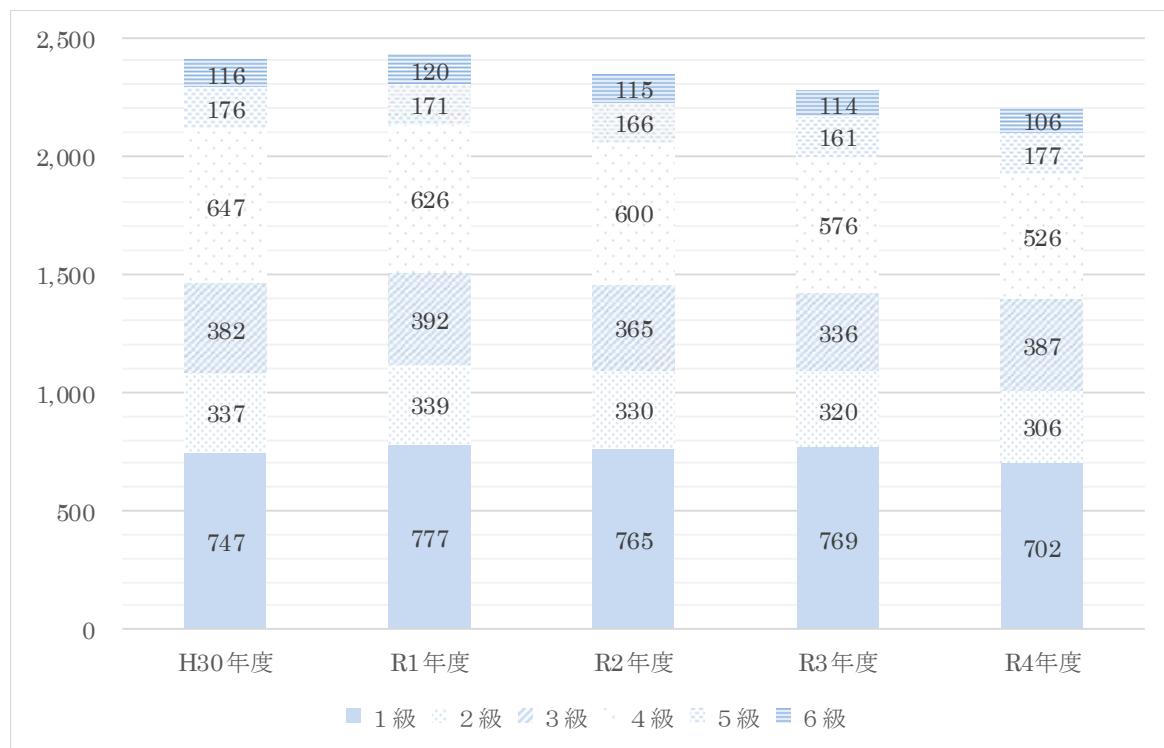
①障がい等級別

障がいの等級別に令和4年度でみると、1級が702人(31.9%)で最も多く、次いで4級が526人(23.9%)、3級が387人(17.6%)、2級が306人(13.9%)、5級が177人(8.0%)、6級が106人(4.8%)の順となっており、重度の障がいがある人（障がい等級1・2級）は、全体の45.7%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1級	747	777	765	769	702
2級	337	339	330	320	306
3級	382	392	365	336	387
4級	647	626	600	576	526
5級	176	171	166	161	177
6級	116	120	115	114	106
合計	2,405	2,425	2,341	2,276	2,204

身体障がい者手帳所持者数の推移（児童含む）



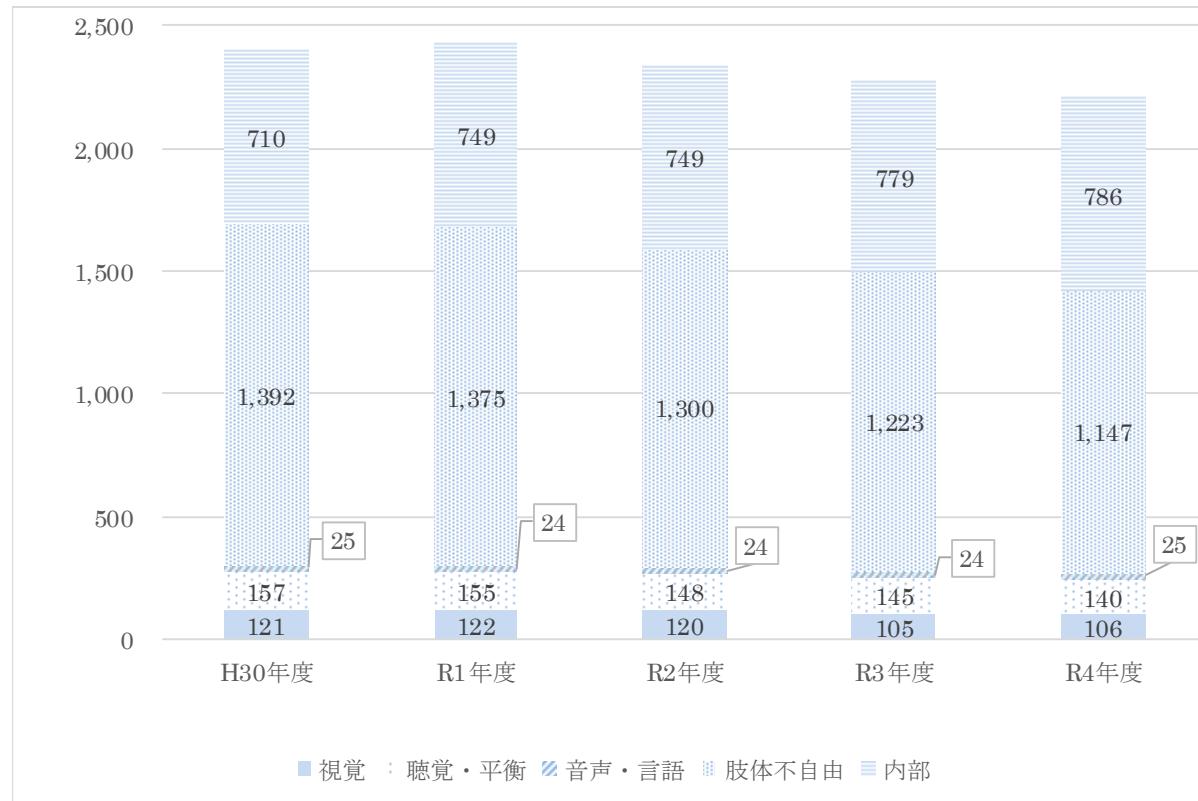
②障がい種類別

障がいの種類別に令和4年度でみると、肢体不自由が1,147人（52.0%）で最も多く、次いで内部障がいが786人（35.7%）、聴覚・平衡障がいが140人（6.4%）、視覚障がいが106人（4.8%）、音声・言語障がいが25人（1.1%）の順となっています。

障がい種類別数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
視覚	121	122	120	105	106
聴覚・平衡	157	155	148	145	140
音声・言語	25	24	24	24	25
肢体不自由	1,392	1,375	1,300	1,223	1,147
内部	710	749	749	779	786
合計	2,405	2,425	2,341	2,276	2,204

障がい種類別数の推移（児童含む）



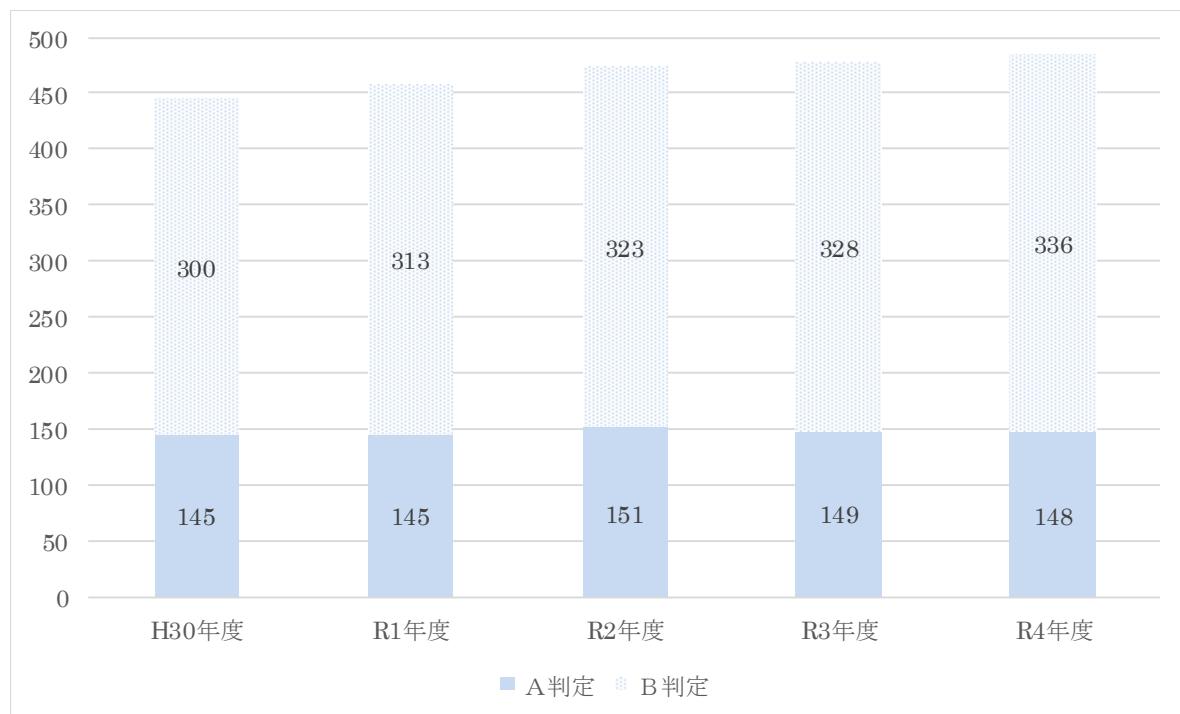
(2) 知的障がい者

知的障がいの判定別に令和4年度でみると、A判定（最重度・重度）が148人（30.6%）、B判定（中度・軽度）が336人（69.4%）となっています。

療育手帳所持者数（知的障がい者）の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
A判定	145	145	151	149	148
B判定	300	313	323	328	336
合計	445	458	474	477	484

療育手帳所持者数（知的障がい者）の推移（児童含む）



(3) 精神障がい者

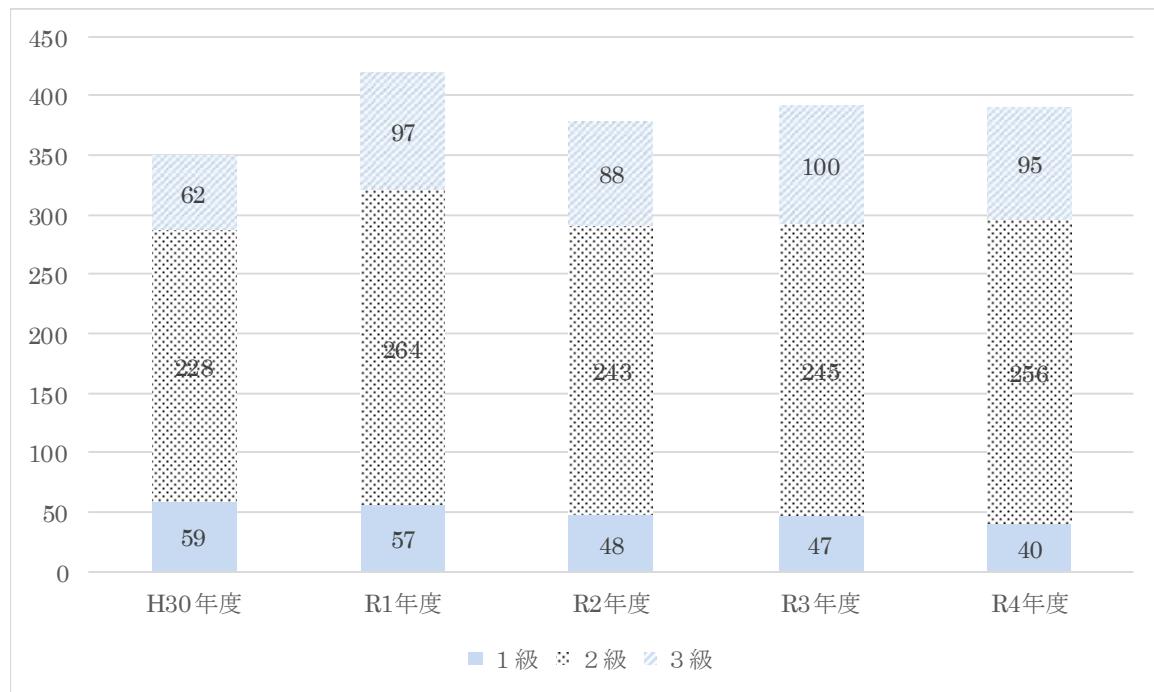
①精神障がい者保健福祉手帳所持者

精神障がい者保健福祉手帳の等級別に令和4年度でみると、1級が40人（10.2%）、2級が256人（65.5%）、3級が95人（24.3%）となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1級	59	57	48	47	40
2級	228	264	243	245	256
3級	62	97	88	100	95
合計	349	418	379	392	391

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（児童含む）



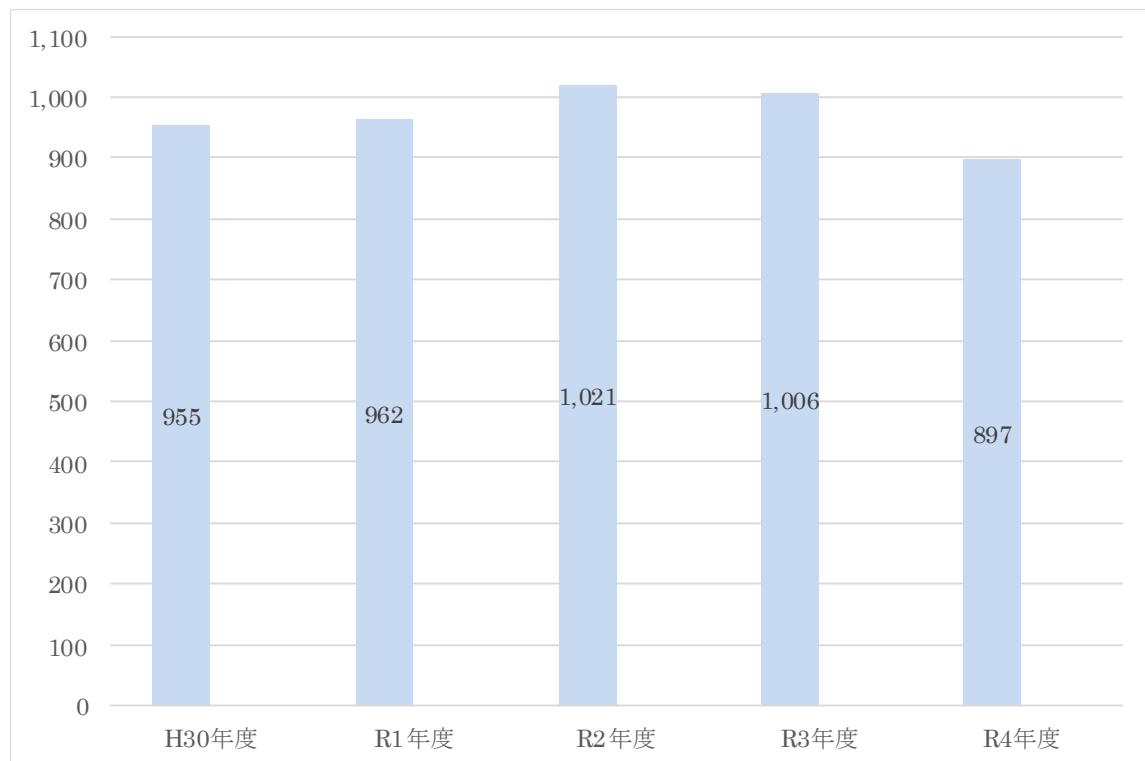
②自立支援医療（精神通院）受給者

平成30年度から令和4年度までの自立支援医療（精神通院）受給者数は1,021人から897人の間で推移しています。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
精神通院 受給者数	955	962	1,021	1,006	897

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（児童含む）



(4) 難病患者等

難病等により（対象疾患に罹患し）障がいがある人は、平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向にあり、令和4年度は639人で、人口に占める難病患者等の割合は1.43%となっています。

※ 難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（難病の患者に対する医療等に関する法律第1条）です。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、同法第4条で定義されている「障害者」に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加えられ、難病等の人も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

（単位：人）

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
難病患者等	525	518	560	554	639
市の人口	47,931	47,176	46,401	45,656	44,820
人口割合 (%)	1.10	1.10	1.21	1.21	1.43

※ 「難病患者等」は、各年度3月末の人数。

※ 「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録者数。

第2章

第7期障がい者福祉計画

第1節 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

「登別市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の障がい分野の基本目標「やさしさに満ちたまちづくり」では、基本的な考え方を「地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。」としています。

そして、本計画では、「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すことを基本理念としています。

このような地域社会の実現のためには、障がいへの理解を深めることや、障がいを理由とする差別や偏見を無くしていくことが必要です。

本市では、これまで登別市障害者福祉関係団体連絡協議会（以下「障団連」という。）や社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）などの関係団体・機関と連携を図りながら、障がいのある人や関係団体が市民と交流する「障害者週間記念事業」や「ふれあいフェスティバル」などの障がいへの理解を啓発するための各種行事を支援してきました。

また、平成28年に鳥取県と協定を締結した「あいサポート運動」及び「夏休みハートフル体験学習」などの障がいへの理解を促進するための取組を実施しています。

今後も、市民が障がいに対する理解を深めることにより、誤解や偏見等に基づく差別の解消に努め、障がいのある人もない人も地域でともに支えあう社会を築けるよう、さまざまな機会をとらえて啓発や交流活動を推進する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重できるよう、障がいへの理解を深めるための啓発や交流を促進します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
福祉のまちづくりの推進	登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、障がいのある人や高齢者等全ての市民に配慮した福祉のま	社会福祉G

	ちづくりの推進に努めます。	
あいサポート運動	<p>様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動の推進に努めます。</p> <p>町内会や小学校等と連携を図り、「ちょっとした手助け」をする応援者(あいサポートー)を養成する「あいサポートー研修」を行います。</p>	障がい福祉G
夏休みハートフル体験学習	夏休み中の小・中学生、高校生、専門学校生が、市内の就労支援事業所などで障がいのある人と交流を図り、障がいへの理解を深める夏休みハートフル体験学習の推進に努めます。	障がい福祉G
ふれあいフェスティバル事業の支援	市民のたすけあいの心の高揚と交流を目的に登別市社会福祉協議会が行う、ふれあいフェスティバル事業について、後援を行うなど支援します。	社会福祉G
障害者週間記念事業の支援	12月3日から9日までの障害者週間に合わせて登別市障害者福祉関係団体連絡協議会が行う、障がいのある人が製作した作品の展示や講演会等の障害者週間記念事業を支援します。	障がい福祉G
ヘルプマーク、ヘルプカードの周知	広報紙や市公式ウェブサイト、あいサポートー研修等を通じて、ヘルプマーク及びヘルプカードの目的や対象者、配布場所等を周知し、市民の障がいに対する理解が進むよう支援します。	障がい福祉G

2. 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 現状と課題

平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行された後、所要の見直しが行われ、令和3年6月に公布された「障害者差別解消法改正法」では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。その施行期日は、公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(令和6年4月1日)とされています。

障がいのある人もない人も、等しく人権と意思が尊重され自分らしい人生を送る権利があり、障がいのある人に対して、正当な理由なくサービス提供を拒否することや、サービス提供の時間や場所等を制限することは障害者差別に当たります。本市では、障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、「登別市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（以下「職員対応要領」という。）などを策定し、市の職員として障がいのある人の状況を踏まえた代読や代筆などの適切な対応ができるように取り組んでいます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）（平成24年施行）には、障がいのある人に対する虐待禁止などについて規定されています。虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つける行為であり、障がいのある人の自立や社会参加を進めるためにも、虐待の防止が重要です。

障がいにより判断能力が十分ではなく、各種制度やサービスの利用契約が困難な障がいのある人に対しては、成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護のための取組を着実に推進することが必要です。

（2）施策の基本的方向

障がいを理由とする差別の解消や権利擁護に関する理解の促進を図るため、市民に対して、正しい知識や各種制度の積極的な広報・啓発活動を行います。

また、登別市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談対応や通報・届出の受理等を行います。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がいを理由とする差別解消の推進	障がいを理由とする差別の解消について理解を深められるように市民への周知・啓発に努めます。	障がい福祉G
職員対応要領を活用した研修等の実施	職員対応要領を活用するなどして、職員に対する研修・啓発を行います。	障がい福祉G
障がいのある人への虐待防止	障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期解決を図るため、登別市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談対応、通報・届出の受理、関係機関と連携した虐待事案への対応などを行います。 また、障がい者虐待について理解を深められるように市民や事業者への周知・啓発に努めます。	障がい福祉G

成年後見制度の周知と活用の促進	判断能力が十分ではない障がいのある人に對し、財産管理や契約等の法律行為を支援する成年後見制度について、室蘭成年後見支援センターと連携を図り、制度の周知と活用促進に努めます。	障がい福祉G
日常生活自立支援事業	精神障がいや知的障がいにより、判断能力が十分ではない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理及び書類の預かり等を支援します。	社会福祉協議会

第2節 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

(1) 現状と課題

障がいのある人が可能な限り希望する生活を選択できるようにするために、国、地方自治体、地域における様々な支援体制が必要です。

障がいのある人は心身の状態により、食事や排せつ、入浴、服薬、外出などの生活上の支援を必要とし、多くの場合、その家族が在宅生活を支えている状況にありますが、障がいのある人自身の高齢化や障がいの重度化、在宅生活を支えている家族の高齢化などにより、それまでの在宅生活の継続が困難になる場合があります。

そのほか、施設入所や長期入院している障がいのある人が、退所や退院に伴い地域での生活に移行する場合に、自分の意思が適切に反映された生活を送るためにどのような支援が受けられるかも重要な課題であり、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が障がいのある人の意思決定の重要性を認識し、必要な対応をとることができますように取組を進める必要があります。

また、障がいのある人やその家族からの相談内容は、「親亡き後」や経済的な困窮に関することなど複雑化、多様化してきており、市の関係部局はもちろん、様々な関係団体・機関の連携が重要となります。

このような状況や課題を踏まえ、市、福祉事業者、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体、地域住民などが連携し、また、それぞれに役割を分担し、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくことができる体制の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が安心して相談でき、可能な限り希望する生活を選択できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

施設入所や長期入院している障がいのある人が、安心して地域での生活に移行できるよう、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を周知し、各障がい福祉サービス事業所等で遵守されるよう啓発を進めます。

また、地域福祉計画に基づき、福祉事業者、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体、民生委員・児童委員、地域住民等と協働し、地域福祉推進体制の充実に努めるほか、複雑化、多様化するニーズに対応するために、高齢者福祉や児童福祉、生活困窮などの分野を所管する市のグループと連携して、世代や属性を問わない重層的な相談支援を推進します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
相談支援体制の充実	相談支援事業所（登別市総合相談支援センターen、登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「のぞみ園」という。））と連携を図り、障がいのある人やその家族からの各種相談に対応するとともに、障がい福祉サービスの利用支援を行います。	障がい福祉 G
地域生活支援拠点事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」（登別市総合相談支援センターen）と連携し、障がい福祉サービス事業所や医療機関との連携を推進する地域生活支援拠点連携会議を開催することや、「親亡き後」など、将来的に施設等での生活が見込まれる在宅生活者に、今後の生活への備えとしてグループホームやショートステイ等の体験利用を支援することなどにより、障がいのある人の地域での生活支援体制を整備します。 また、介護支援専門員や教育関係者など、障がい福祉と異なる分野で障がいのある人の支援に携わる可能性のある方に、基幹相談支援センターの機能や活動内容を発信するなどして、情報発信機能を強化するとともに、異なる分野との連携を強化することで、障がいのある人が「制度の狭間」に陥ることのないよう、切れ目のない支援体制の構築に努めます。	障がい福祉 G
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員等による相談対応	身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を配置し、身体障がい者及び知的障がい者とその家族からの相談に応じ、助言などの支援を行います。 北海道が行うペアレント・メンター（自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親）への相談制度を周知し、発達障がいのある子どもを持つ保護者を支援します。	障がい福祉 G
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮する世帯から生活全般に関する相談を受け、関係機関等と連携して自立に向けた包括的な支援を行います。 ひきこもりに関する相談を受け、関係機関等と連携して自立に向けた支援や見守りを行います。	社会福祉 G

小地域ネットワーク活動推進事業	<p>町内会等の小地域を基盤として、住民の主体的な参加により同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、互いの支え合い・助け合い活動を推進します。</p> <p>町内会単位でそれぞれの地域事情に即した援助活動を出発点に、地域全体でつなぐネットワーク活動へと発展させることによって、「福祉のまちづくり」を地域住民全体で推進していくことを目指します。</p>	社会福祉協議会
生活あんしんサポートセンター事業	<p>地域住民から寄せられる生活困窮やひきこもりなどの生活課題に対応し、支援を強化するため、多様な課題に対応する専門職を配置します。</p> <p>日常生活全般の相談に応じ、地域での自立した生活を支援します。</p>	社会福祉協議会

2. 障がい福祉サービスの利用等による生活支援

(1) 現状と課題

障がいのある人やその家族の日常生活や社会生活の支援にあたっては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種の障がい福祉サービスの充実が必要です。

前計画期間（令和3年度から令和5年度まで）に、市内では居宅介護・重度訪問介護（1事業所）、生活介護（1事業所）、就労継続支援B型（1事業所）、児童発達支援・放課後等デイサービス（1事業所）のサービスが新たに開始されました。

本計画期間中には、共同生活援助（1事業所）の4人の定員増が予定されています。

市内には、短期入所や施設入所支援を提供できる施設がないことから、これらのサービス利用を希望される障がいのある人は、他自治体に所在する施設に入所しています。

(2) 施策の基本的方向

個々の障がいのある人のニーズや障がいの状況に応じて、適正なサービス給付に努めます。

短期入所や施設入所支援などの市内事業所で提供していないサービスについて

は、事業者や関係団体等と連携し、既存施設の活用等を視野に入れながら、障がいに応じた施設整備の充実に努めます。

また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業なども活用し、在宅の障がいのある人やその家族を支援します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がい福祉サービスの給付 (a) 訪問系サービス	利用者のニーズに応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービス給付を行います。	障がい福祉 G
(b) 日中活動系サービス	利用者のニーズに応じて、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、短期入所などのサービス給付を行います。	
(c) 居住系サービス	利用者のニーズに応じて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などのサービス給付を行います。	
補装具の給付	身体機能を補完・代替する用具（義手・義足、装具、車いすなど）の購入や修理に要する費用を給付します。	障がい福祉 G
地域移行支援等の給付	施設入所者や精神科病院の入院患者が地域生活へ円滑に移行できるよう、地域移行支援、地域定着支援などの給付を行います。	障がい福祉 G
障がい児通所支援の給付	利用者のニーズに応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の給付を行います。	障がい福祉 G
地域生活支援事業	利用者のニーズに応じて、移動支援、日中一時支援、訪問入浴、重度障がい児入浴などのサービス給付を行います。	障がい福祉 G
日常生活用具の給付	障がいの種別に応じて、日常生活の便宜を図るための用具（ストマ用装具、入浴補助用具、視覚障がい者用拡大読書器など）の購入に要する費用を給付します。	障がい福祉 G
障害者地域活動支援センター事業	創造的な活動や生産的な活動の機会を提供するとともに、地域社会との交流を図ります。	障がい福祉 G
居場所づくりの充実	障がいのある人が交流を図ることができるサロンなどの居場所づくりの充実に努めます。	障がい福祉 G
保育所等における障がいのある子どもの受入体制の充実	保育所、幼稚園及び認定こども園における障がいのある子どもの受入体制の充実に努めます。	こども育成 G
成年後見制度の周知と活用の促進【再掲】	判断能力が十分ではない障がいのある人に對し、財産管理や契約等の法律行為を支援する成年後見制度について、室蘭成年後見支援	障がい福祉 G

	センターと連携を図り、制度の周知と活用促進に努めます。	
日常生活自立支援事業 【再掲】	精神障がいや知的障がいにより、判断能力が十分ではない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理及び書類の預かり等を支援します。	社会福祉協議会
福祉用具貸与事業	公的制度に該当しない方などを対象に、福祉用具（車いす、歩行器など）を貸し出し、日常生活や外出を支援します。	社会福祉協議会
I C T（情報通信技術）を活用した情報アクセシビリティの向上	タブレット端末を活用して支所と市役所本庁舎を映像と音声で繋ぎ、相談などが可能な「リモート窓口」により、本庁舎に来ることが困難な人も、本庁舎と同水準の手続きに関する相談などや、手話通訳者による支援を受けられる環境を整備し、相談体制や意思疎通の拡充を図ります。	障がい福祉G D X推進G

※102～104ページに、市内障がい福祉サービス事業所等を記載しています。

3. ボランティアの育成と活動の充実

(1) 現状と課題

現在、多くの個人や団体がボランティア活動を行い、地域福祉の担い手として活躍されています。

障がいのある人に対する主なボランティア活動としては、外出支援や聴覚障がい者を対象とした手話や要約筆記（内容を要約して文字にして伝える）、視覚障がい者を対象とした点訳（文字を点字に翻訳する）や音訳（文字を音声にして伝える）などの情報伝達支援があります。

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア情報の収集と発信、ボランティア活動のコーディネート、福祉の心を育む福祉教育の推進、ボランティアに関する教育・研修の場の提供などにより、若年者から高齢者に至るまで、ボランティア活動への関心を高める取組を行っています。

障がいのある人へのボランティア活動を広げていくためには、地域住民に対する障がいへの理解の啓発や、意欲のある市民が主体的にボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

(2) 施策の基本的方向

地域福祉の担い手である市民によるボランティア活動が積極的に展開されるよう、障がいへの理解と関心を高める取組を実施するなど、環境づくりに努めま

す。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
ボランティア活動の充実	障がい者団体やボランティア団体等の協力により、様々なニーズに対応できるボランティア活動の充実に努めます。	障がい福祉G
ボランティアセンター運営事業	ボランティアコーディネーターを配置し、個人や団体のボランティア活動に対して相談・助言・調整等を行い、円滑な活動を支援します。 ボランティア活動に関する情報誌を発行して、ボランティア活動者や市民に各種情報を提供します。	社会福祉協議会
ボランティア体験事業	ボランティア活動の広がりを目指し、誰もが気軽にボランティア活動を体験できるボランティア体験事業を実施します。 地域の福祉活動への参加や障がいのある人との交流を行います。	社会福祉協議会
福祉教育推進事業 (出前福祉講座)	市民の福祉意識の向上とボランティア活動の参加促進を目指し、小・中学校等における「総合的な学習の時間」や企業・団体等の人材育成、社員研修等に「福祉の学習」を取り入れいただき、講座内容の企画調整、資材の貸出、関係機関との連携のもと講師派遣等の支援を行います。	社会福祉協議会

第3節 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）

（1）現状と課題

本市では、市民の健康の保持増進のため、生涯を通し、障がいの原因となりうる疾病的早期発見、早期治療及び早期療育に努めています。

妊娠期から望ましい生活習慣の必要性を啓発するとともに、疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、母子保健事業の一層の充実が求められています。

また、生活習慣病などの疾病が誘因となって障がいを抱えることもあり、健康診査や各種がん検診などの保健事業により生活習慣病を早期発見、早期治療する取組や、若いうちから生活習慣病を予防する取組も重要です。

さらに、こころの健康の保持や、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺の予防に対する相談・支援体制の推進が必要です。

（2）施策の基本的方向

障がいの原因となる疾病等を予防するために、若い世代からの生活習慣病予防と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む意識の醸成を図り、健康づくりを推進します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
母子保健の充実	妊娠婦、新生児、乳幼児に対する保健指導や健康診査等を通して、継続した子育て支援に努めます。	健康推進G
成人保健の充実	生活習慣病を予防するため、健康情報の提供を行うとともに、特定健康診査や各種がん検診等の保健事業を実施し、疾病的早期発見、早期治療を図ります。	健康推進G 国民健康保険G 健康長寿G
健康づくり事業の推進	市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことを目指し、子どもから高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進するため、「登別市健康増進計画 健康のぼりべつ21」に基づく健康づくり事業を実施します。	健康推進G
精神保健事業に関する知識の普及啓発等	こころの健康、うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発を推進し、メンタルヘルス対策に努めます。	健康推進G

2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）

（1）現状と課題

障がいを早期に発見して適切な治療等を行うことは、障がいの軽減や重度化の防止につながります。

そのためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで、定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児に対しては、障がいや疾病を早期発見するとともに健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査の受診勧奨と事後支援の充実に努めています。

また、健康診査等で障がいが発見された場合等には、関係機関と連携を図りながら適切な療育に結び付けていきます。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種の健康診査や検診の受診を勧奨し、早期発見、早期治療に結び付けることが大切です。

（2）施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見、早期治療及び早期療育のため、各種の健康診査や検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
早期発見、早期治療及び早期療育体制の充実	乳幼児健診、健康相談等の母子保健事業の実施や、のぞみ園等との連携により、障がいの早期発見、早期療育に結び付くよう支援に努めます。	健康推進G
療育体制の充実	障がいの早期発見、各種相談、情報提供等について、市の保健福祉部局、教育委員会、私立幼稚園等の関係機関と連携を図り、療育体制の充実に努めます。	障がい福祉G
特定健康診査等の推進	生活習慣病を予防するため、特定健康診査等の受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。 医療機関の受診や精密検査が必要と判断された方には、医療機関への受診勧奨を行います。	国民健康保険G 健康推進G 健康長寿G

3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）

（1）現状と課題

障がいのある人に関する医療については、一般的な医療に加えて、障がいそのものの軽減等を図るための医療制度やその医療費を助成する制度があります。

これらの制度は、障がいの軽減等、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、医療技術の進歩により、入院あるいは通院しなければ受けられなかった医療が在宅でも受けられる場合があることから、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

（2）施策の基本的方向

障がいのある人の身体機能の維持向上を図ることなどを目的として、障がい福祉サービスの利用等の周知や、自立支援医療（身体障がいの状態を軽減するための医療や精神疾患に対する継続的な治療）等の医療費の公費負担制度の周知に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がい福祉サービス等の給付や制度の周知	障がい福祉サービス等の各種の給付を行うとともに、福祉のしおりの配布などにより、制度の周知に努めます。	障がい福祉G
医療費等に関する制度の周知	自立支援医療の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。	障がい福祉G 年金・長寿医療G

4. 難病施策の充実

（1）現状と課題

「難病」とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。

難病の患者に対する医療等に関する法律第1条においては、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義しています。

難病の方への支援を目的の一つとして平成25年4月に障害者総合支援法が改正され、障がい者及び障がい児の対象に「難病患者等」が加えられ、障がい福

祉サービス等の対象とされました。（児童福祉法における障がい児の対象にも、同様に加えられました。）なお、同法で「難病患者等」の方とは、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

この改正により、難病患者等の方も障がい福祉サービス等を利用できることになり、生活の質の向上や介護する家族等の負担軽減につながっています。

難病への対策としては、北海道が地域における難病患者等に対する相談支援、保健指導、医療助成等を行っています。

本市も北海道と連携を図りながら、難病の方やその家族への支援に努めます。

（2）施策の基本的方向

難病の方やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、難病患者等に対し、障がい福祉サービス等の給付を行います。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がい福祉サービス等の給付等	難病患者等の方やその家族の介護負担を軽減するため、障がい福祉サービス、相談支援、補装具のほか、地域生活支援事業（日常生活用具、移動支援、日中一時支援など）の給付等を行います。	障がい福祉G

第4節 療育・教育の充実

1. 療育・幼児教育の充実

(1) 現状と課題

障がいや発達に心配のある子ども（以下「障がいのある子ども等」という。）は、早期から状況を把握し、適切な支援を受けることが重要です。

このため、健康診査等により障がいや発達の遅れ等を早期に発見するとともに、障がいの特性や発達段階などに応じた適切な相談や訓練などの療育につなげられる体制の充実が望まれています。

本市においては、障がい児通所支援事業所で、障がいのある子ども等に指導や訓練などの発達支援を行っています。

また、保育所、幼稚園及び認定こども園では、障がいのある子どもの受け入れを行っており、言語障害通級指導教室（ことばの教室）では、心身の発達に応じた言語の指導を行っています。

さらに、令和元年度からは登別市児童デイサービスセンターのぞみ園を北海道における「市町村中核子ども発達支援センター」として位置づけ、子ども発達支援事業として、専門職による発達相談や機関訪問支援を実施しているほか、市の保健福祉部局、教育委員会、児童相談所等で各種相談支援を行っています。

このほか、北海道では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が令和3年に施行されたことを受けて、医療的ケアが必要な障がい児等の相談に応じ、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う「北海道医療的ケア児等支援センター」を令和4年6月に開設しています。

障がいのある子ども等やその保護者への支援にあたっては、これらの資源を活用して、乳幼児期から学校卒業後にわたって保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して、切れ目のない相談対応や療育等を行っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある子ども等一人ひとりの特性に応じた適切な支援ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携強化を図り、療育体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもや医療的ケア児等とその保護者が地域で安心して暮らしていくよう、相談体制の充実に努めるとともに、登別市総合相談支援センターenに配置されている医療的ケア児等コーディネーターと連携して、医療的ケア児等が必要とする障がい福祉サービス等の提供を支援します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
「困ったときの子育てガイド」の配布	保護者が育児の悩みを抱え込まずに相談しやすい環境を整えることを目的として、市内の相談先の一覧を掲載した「困ったときの子育てガイド」を配布します。	障がい福祉G
登別市支援ファイル「ふくはうち」の配布と活用	乳幼児期から成人期までの発達状況や支援内容について各関係機関が情報共有を行い適切な支援につなげていくことを目的として、支援ファイル「ふくはうち」を配布し、その活用を支援します。	障がい福祉G
児童発達支援の給付	発達に心配のある未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導や訓練を行います。	障がい福祉G
保育所等訪問支援の給付	発達に心配があり、保育所等を利用中又は利用する予定のある児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	障がい福祉G
放課後等デイサービスの給付	発達に心配のある就学児童に、生活能力向上のための指導や訓練を行います。	障がい福祉G
子ども発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発達相談 子どもの発達や困りごとの内容に応じ、心理相談、運動相談、言語相談、育児相談を実施します。 ・機関訪問支援 保育所、幼稚園、小・中学校、子育て関連機関などを訪問し、実際の保育や教育の場面を見学・行動観察し、対応方法等について助言を行うなど支援します。 	障がい福祉G
療育体制の充実【再掲】	障がいの早期発見、各種相談、情報提供等について、市の保健福祉部局、教育委員会、私立幼稚園等の関係機関と連携を図り、療育体制の充実に努めます。	障がい福祉G
療育担当者会議の開催	療育関係者、幼児教育・保育関係者、学校関係者などにより療育担当者会議を開催し、療育に関する情報交換や研修を行い、療育に携わる職員の資質向上に努めます。	障がい福祉G
就学説明会の開催	障がい児通所支援事業所等を利用している未就学児童のいる家庭を対象に就学説明会を開催し、就学に対する不安の解消に努めます。	学校教育G 障がい福祉G
言語障害通級指導教室における指導の充実	幼児・児童の言葉の遅れ等に対する指導の充実に努めます。	学校教育G

2. 教育施策の充実

(1) 現状と課題

障がいのある子ども等に対して、早期から適切な教育的対応を行うことは、望ましい成長発達を図るうえで極めて重要です。

子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導や支援を行うこととして、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室において特別支援教育が行われています。

登別市教育委員会では、教育相談を通じて就学等に関する不安を解消するとともに、医師、教職員、児童福祉関係職員等で構成した登別市教育支援委員会を設置し、本人の障がいの状況、保護者の希望、通学に伴う条件を十分に考慮して適切な就学指導を行っています。

また、学校施設においては、学校生活を送るうえで支障とならないよう、スロープ、手すりの設置や、トイレの改修等の障がいのある子ども等に配慮した整備に努めます。

(2) 施策の基本的方向

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援計画・指導計画に基づき、適切な指導や支援に努めます。

また、特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、登別市特別支援教育振興協議会等の各種団体と連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
早期からの教育相談	健康推進グループが実施する5歳児相談に、教育委員会の担当者が特別支援教育の説明や教育に関わる相談の場を設け、小学校入学にあたっての支援等について相談できる体制の充実に取り組みます。	学校教育G
児童生徒の実態把握	特別な支援を必要とする児童生徒の実態、本人や保護者の意向を把握しながら、各学校の校内委員会（校内教育支援委員会等）を中心に、適切な支援のあり方について十分な協議を進めます。	学校教育G
適切な指導・支援推進のための校内体制の整備	各学校で校内委員会を開催し、交流及び共同学習の進め方や障がいのある児童生徒へ	学校教育G

	の理解を深め、組織的な指導を一層充実させるための体制づくりに努めます。	
特別支援教育コーディネーターの資質向上	各学校の教育相談や校内委員会の核となる特別支援教育コーディネーターの資質・対応力向上を図るため、各学校の取組の情報交換・協議等の研修機会の確保に努めます。	学校教育G
介助員、学習支援補助員の効果的な配置	各学校の実態に応じ、特別支援学級「介助員」、通常学級「学習支援補助員」の適正配置を進め、効果的な支援に努めます。	学校教育G
登別市特別支援教育振興協議会等との連携	「登別市教育支援委員会」を中心に、教育相談の充実、学校と各機関の連携を促進し、一人ひとりの教育的ニーズに応える体制づくりに努めます。	学校教育G
学校施設の整備充実	バリアフリー改修の際には、障がいのある人に配慮した整備に努めます。	教育部総務G

3. 福祉教育の推進

(1) 現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、福祉や障がいについての理解を深めていくためには、体験を含めた福祉の学びが大切です。

障がいのある人との交流は、豊かな人間性を育むうえで大きな意義があり、障がいや障がいのある人への理解を深めることにもつながります。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、特別の教科道徳や総合的な学習の時間等において福祉について理解を深める指導を行い、福祉の心や社会奉仕の精神などの育成に努めています。

社会福祉協議会では、小・中学校の総合的な学習の時間における出前福祉講座により、障がいの有無を問わず同じ地域で暮らす市民同士の支え合いづくりを行っています。市では社会福祉協議会と連携を図り、出前福祉講座において、あいサポーター研修をあわせて行っています。

(2) 施策の基本的方向

子どもや障がいのある人、地域に住む住民同士が様々な出会いとふれあい・交流等を通して、いのちの尊さや思いやりの心を培い「ともに生きる力」を育むことを目的とした福祉教育を推進し、福祉豊かな地域共生社会の実現をめざします。

学校教育においては、障がいのある児童生徒とない児童生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め、豊かな人間性を育めるよう交流教育を推進します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
福祉教育推進事業(出前福祉講座)及びあいサポート研修の実施	<p>小・中学校における「総合的な学習の時間」等において、障がいなど様々な学習テーマを通して、身近な福祉について考える講座を企画から講師派遣・実施まで、ボランティア団体や関係機関などと協働し、講座に関わるすべての人が福祉について学び合えるよう規模に合わせたコーディネートを行います。</p> <p>「あいサポート研修」もあわせて行い、障がいや障がいのある人に対する理解を深めます。</p>	社会福祉協議会 障がい福祉G
交流教育の推進	特別支援学級と通常学級との日常的なふれあいや、特別支援学校と居住地学校との交流などを通して、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と思いやりの大切さを学ぶ交流教育の推進に努めます。	学校教育G
夏休みハートフル体験学習【再掲】	夏休み中の小・中学生、高校生、専門学校生が、市内の就労支援事業所などで障がいのある人と交流を図り、障がいへの理解を深める夏休みハートフル体験学習の推進に努めます。	障がい福祉G
ボランティア体験事業【再掲】	<p>ボランティア活動の広がりを目指し、誰もが気軽にボランティア活動を体験できるボランティア体験事業を実施します。</p> <p>地域の福祉活動への参加や障がいのある人との交流を行います。</p>	社会福祉協議会

第5節 就労支援の充実

1. 障がい者雇用・就労支援の充実

(1) 現状と課題

障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活をするうえで極めて大切なことです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対してその雇用する労働者数に占める障がいのある人の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けています。令和6年4月1日からは、従業員数40.0人以上の規模の民間企業では2.5%以上（従前は従業員数43.5人以上で2.3%）、また、国や地方公共団体では2.8%以上（従前は2.6%）となるよう障がいのある人を雇用する義務が課せられており、令和8年7月1日からは更に引き上げられる予定です。

障がい者雇用を促進するため、国や北海道等において、障がいのある人に対する職業訓練、事業主に対する助成、職場定着までの相談等の様々な施策が実施されていますが、障がいのある人が通勤時に必要な支援を受けられない、又は支援を受けてもなお支障がある等のために、就業の機会を制限されてしまう現状があるなど、障がいのある人の就労の場の確保は依然として厳しい状況にあることから、就労支援事業所から一般就労への移行の支援などにも取り組むことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

情報提供機能を強化し、就労を希望する障がいのある人や、雇用を希望する企業に対して、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター等と連携して情報提供の充実に努めます。

また、雇用施策と連携し、市内企業等にテレワーク就労やサテライトオフィスでの就労など、障がい者雇用の実例を紹介するなどして、各種の障がい者雇用支援制度等の周知に努めます。

また、障がいのある人が就労の機会を得られるよう、就労相談支援体制の充実に努めるとともに、自動車の改造費用や自動車運転免許取得費用、燃料費等の一部助成制度を周知して活用を促し、通勤時の負担が軽減されるよう支援します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がい者雇用に係る企業支援	登別商工会議所と連携して、障がい者雇用に関心のある企業等に障がい者雇用に関する諸制度や好事例の情報提供等を行い、支援に努めます。	障がい福祉G
当事者団体等との連携による障がい者雇用の推進	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会等の関係機関と協力し、障がいのある人が就職する前の段階で、企業が本人の適性や能力、就労に向けた課題等を十分に把握・評価できるよう、アセスメントを行うなどして支援に努めます。	障がい福祉G
障がい者雇用に係る啓発活動の推進	障がいのある人の雇用に関して、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、事業主に対する啓発活動や雇用支援制度等の周知を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。	商工労政G 障がい福祉G
就労に関する相談支援体制の充実	西胆振障がい者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所と連携して、障がいのある人の就労相談や求人情報の提供、ハローワークへの同行訪問等の支援を行います。 登別市総合相談支援センター e nにおいて、就労を含む相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉G
市の職場での就業機会の創出	障がいのある人を市の会計年度任用職員として任用し、障がいのある人の就労及び職業的自立の促進と、障がい者就労に関する啓発及び理解の促進を図ります。	人事G 障がい福祉G
各種助成制度の実施	障がいのある人の自立更生を目的として、自動車運転免許の取得に要する費用や自動車を改造する費用の一部を助成します。	障がい福祉G
北海道障害者職業能力開発校の周知	「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトを活用し、北海道障害者職業能力開発校の入校案内等の周知に努めます。	障がい福祉G
生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度を利用できない障がいのある人に対して、技能習得費、障がい者用自動車購入費等を貸付します。	社会福祉協議会

2. 福祉的就労への支援

(1) 現状と課題

一般就労が困難な障がいのある人に対しては、就労継続支援事業所（A型・B型）における福祉的就労の場などで、一般就労に向けた訓練や各種の支援が行われます。

れています。

就労継続支援事業所では、障がいのある人に生産活動や訓練の機会を提供するとともに、その生産活動等による製品を販売して、障がいのある人に支払う賃金・工賃水準の確保に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

就労継続支援等の障がい福祉サービスの給付により、一般就労に向けた知識のや技術の習得・向上を支援します。

また、賃金・工賃水準の確保に向け、就労支援事業所等の活動の支援に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
就労継続支援（A型）の給付	雇用契約に基づく就労機会を提供し、生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など一般就労に向けた訓練等を行います。	障がい福祉G
就労継続支援（B型）の給付	雇用契約によらない就労機会を提供し、生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など一般就労に向けた訓練等を行います。	障がい福祉G
就労選択支援の給付	就職を希望する障がいのある人に対し、就労アセスメントに基づいて、本人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を行います。	障がい福祉G
就労移行支援の給付	生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。	障がい福祉G
就労定着支援の給付	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	障がい福祉G
就労支援事業所等からの物品等の調達の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく市の物品等の調達方針を毎年度策定し、市における障がい者就労事業所等からの物品の購入や役務の発注の促進に努めます。	障がい福祉G
就労支援事業所等への販売訓練場所の提供	市役所の空きスペースを活用し、就労支援事業所等に就労している障がいのある人が製品（食料品等）の販売訓練を行う場を提供します。	障がい福祉G
就労支援事業所等の製品の受注機会の拡大	就労支援事業所等の製品をふるさとまちづくり応援寄附金（ふるさと納税）への返礼品に設定し、製品の受注機会の拡大を図ります。	障がい福祉G 総務部総務G

第6節 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

(1) 現状と課題

市内には、自立と社会参加の推進を目的に、自主的な福祉活動や交流事業等を実施している障がいのある人の当事者等で構成される団体（以下「障がい者団体」という。）と、その活動等を支援している団体（以下「支援団体」という。）があります。

障がい者団体は、障がい種別ごとに、障がいのある人やその家族が中心となって運営しており、市が実施する障がいへの理解の促進を図る事業（あいサポート運動等）への協力をを行うなど重要な役割を果たしています。

このため、障がい者団体や支援団体との連携を図りながら、各種事業の推進により障がいのある人の自立及び社会参加を図るとともに、障がい者団体の事業運営を支援する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障がい者団体や支援団体の支援に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がいのある人の自立及び社会参加の推進	障がい者団体や支援団体と連携を図るとともに、意見交換の機会を設け、障がいのある人の社会参加の推進に努めます。	障がい福祉G
障がいのある人の交流促進	障がいのある人の交流促進、相互理解や情報交換、特技や趣味を生かした活動等が行われるよう、障がい者団体を支援します。	障がい福祉G
障がい者団体の周知の支援	障がい者団体と連携を図り、活動内容等の周知に努めます。	障がい福祉G

2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

(1) 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、スポーツ、レクリエーション及び文化活動に親しむことは、体力の維持・増進や、交流、余暇の充実につながり、日常生活と社会生活を豊かにするものです。

障がいのある人がそれぞれの障がいに応じてスポーツ、レクリエーション及び

文化活動に親しめるよう、指導員の養成や関係団体の支援などの基盤づくりを行うとともに、地域で気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる機会を多く確保していく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人がより心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ、レクリエーション及び文化活動を行う関係団体の支援や参加機会の拡充に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がい者スポーツ大会開催の支援	障がい者スポーツ大会の開催を支援するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。	障がい福祉G
障がい者スポーツの普及	障がい者団体等と連携し、誰もが楽しめるスポーツである「ボッチャ」、「ゲーリング」、「フライングディスク」等の普及や、障がいのある人も参加しやすい競技として注目されている「e スポーツ」に触れることのできる環境整備に努め、障がいのある人とないとの交流促進を支援します。 市内のスポーツイベント等において、「ボッチャ・ゲーリング体験会」を行います。 夏休みハートフル体験学習において、障がい者スポーツを通した交流を行います。	障がい福祉G 社会教育G
レクリエーション・文化活動の推進	障がい者団体や障がいのある人がレクリエーションや文化活動に親しむことができるよう、関係団体と連携しながら支援します。	障がい福祉G
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成	スポーツ・レクリエーション指導員養成研修を受講する方の旅費等を助成します。	障がい福祉G
障害者週間記念事業の支援【再掲】	12月3日から9日までの障害者週間に合わせて登別市障害者福祉関係団体連絡協議会が行う、障がいのある人が製作した作品の展示や講演会等の障害者週間記念事業を支援します。	障がい福祉G

第7節 生活環境の整備

1. 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

(1) 現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）や「北海道福祉のまちづくり条例」等においては、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設等（建築物や道路など）のバリアフリー化を推進することが規定されています。

本市においては、登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、障がいのある人をはじめ全ての市民にやさしいまちづくりを推進することとしており、公共施設の整備・改修にあたっては、施設を所管する部署等と連携し、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設づくりに努めていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人の日常生活の支援と社会参加を促進するため、市の公共施設を所管する部署と連携して、各施設におけるバリアフリー情報の公表や、民間施設のバリアフリーに関する情報の周知に努めるとともに、ICTを活用するなどして「心のバリアフリー」に取り組み、ソフトとハードの両面からバリアフリー化を推進します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
公共施設の整備・改修	新設の公共施設については、バリアフリー新法や北海道福祉のまちづくり条例に即した整備を行うとともに、障がいのある人の意見等を聴きながら、障がいのある人にやさしい施設整備に努めます。 既存施設については、改修時期に合わせ、障がいのある人の意見を聴きながらバリアフリー改修に努めます。	各施設所管 G 障がい福祉 G
バリアフリー情報の公表	市公共施設におけるバリアフリー設備の情報等を市公式ホームページに掲載するとともに、民間施設のバリアフリー情報等の周知に努めます。	障がい福祉 G

福祉のまちづくりの推進【再掲】	登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、障がいのある人や高齢者等全ての市民に配慮した福祉のまちづくりの推進に努めます。	社会福祉G
障害者手帳アプリの活用	民間企業が提供するスマートフォン用の障害者手帳アプリを活用して、障がいのある人が窓口等で障害者手帳を提示する機会を減らし、プライバシー強化に努めます。	障がい福祉G

2. 住宅・生活環境の整備

(1) 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るために、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

本市においては、市営住宅の建替えにあたっては、障がいのある人に配慮した住環境の整備に努めています。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人の自立に配慮した住宅・生活環境の整備に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
障がいのある人に配慮した市営住宅の整備等	市営住宅の建替えにあたっては、障がいのある人に配慮した整備に努めます。	建築住宅G
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付	移動等が困難な身体障がい者等を対象に、住宅改修費の給付を行います。	障がい福祉G

3. 道路・公園施設等の整備

(1) 現状と課題

道路や公園の物理的障壁を取り除くことは、障がいのある人が自由で安全に活動できるようになり、社会参加を果たすうえで重要なことです。

本市では、道路や公園等を障がいのある人が利用しやすいよう改善に努めるとともに、引き続き障がいのある人に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人の利用に配慮した道路・公園等の整備に努めるとともに、令和5年3月に策定された「登別駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化が進められている登別駅周辺地区において、市の所管部署や関係機関等と連携しながら、障がいのある人が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
道路の整備	道路の改修工事にあわせて歩道の段差・傾斜の改善を図ることなどにより、バリアフリー化に努めます。	土木・公園G 道路管理者 (国・道)
公園施設の整備	公園の整備にあたっては、園路やトイレのバリアフリー化などにより、障がいのある人が利用しやすい整備に努めます。	土木・公園G
視覚障がい者用誘導ブロック・警告ブロックの設置及び維持管理	道路整備にあたっては誘導ブロックや警告ブロックの必要な箇所への設置及び維持管理に努めます。	土木・公園G 道路管理者 (国・道)

4. 移動・交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

障がいのある人があらゆる分野の活動へ積極的に参加していくためには、建物や道路等の障害物の除去や移動手段の確保が必要です。

このため、障がいのある人が容易に、また、積極的に外出できるよう、日常生活における移動の支援や安全な移動を確保する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が安全かつ身体的に負担の少ない方法で自由に行動できるよう、移動や安全に配慮した支援や環境整備に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
移動支援の給付	屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出の際の移動の支援を行います。	障がい福祉G
同行援護の給付	視覚障がい者に対し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	障がい福祉G
福祉タクシーの利用助成	重度障がい者に対し、タクシーを利用するときの費用の一部を助成します。	障がい福祉G
盲導犬取得費用の助成	盲導犬を取得するための費用の一部を助成します。	障がい福祉G
交通安全施設の整備	音響式信号機、高齢者等感応式信号機の設置などを関係機関に要望します。	市民協働G 障がい福祉G
道路不法占用物件の除去	関係機関と連携し、歩道上における自転車、看板等の不法占用物件の除去に努めます。	土木・公園G 道路管理者 (国・道)
歩道等の除雪体制の強化	歩道等の除雪については、歩行者が歩きやすい路面状況の確保に努めるほか、坂道等については、凍結防止剤の散布等に努めます。	土木・公園G 道路管理者 (国・道)

5. 防災・安全対策の充実

(1) 現状と課題

本市においては、市民や関係機関などと連携・協働し、災害時の避難等に支援が必要な人の対策を含め、総合的な防災体制の構築を進めています。「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本としながらも、重度の障がい等のために行動に制限がある人の中には、災害時にどのように避難していくのか不安を感じている方もいることから、地域住民や町内会等による支援が必要となる場合も想定されます。

そのため、日頃から、障がいのある人が町内会等の地域と関わりを持つことが重要です。また、このことは、障がいのある人が地域で孤立することなく安心して生活できる環境づくりにも繋がります。

本市では、登別市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害発生時に特に避難支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、要支援者本人の同意のもと、地域の町内会等の関係者と情報共有し、平常時から小地域ネットワーク活動等を通して声かけや見守り活動を行うとともに、災害時の避難場所や避難支援の留意点など、避難に必要な事項を個別に策定する計画（個別避難計画）の策定に向けて取り組みを進めることで、災害時も見えた支援体制の構築を推進します。

また、登別市地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、防災訓練の実施や登別市防災マップの活用による災害ごと（地震、津波、洪水、土砂、火山）の防災対策の啓発などを通して、万が一の災害に備えていく必要があります。

（2）施策の基本的方向

引き続き、障がい者団体等との意見交換の場を設けるなどし、障がい特性に配慮した防災体制の構築を推進するとともに、ワークショップを通じた防災知識の普及など、市民の防災意識の向上に努めます。

さらに、本市の防災、介護等の施策を担当する部署や連合町内会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ケアマネージャー、相談支援専門員等と連携し、災害時に真に避難支援が必要な方の個別避難計画の策定を推進していきます。

また、災害時に真に避難支援が必要な障がいのある人が避難行動要支援者名簿や個別避難計画から漏れることのないよう、避難支援に対する課題の整理等に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
避難行動に関する周知・啓発等	地震、津波等が発生した場合の避難場所や避難経路、津波避難ビル等を周知するなど、避難行動に関する周知・啓発に努めます。	総務部総務G
避難行動要支援者の支援体制の推進	登別市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、障がいのある人や高齢者等の要配慮者のうち災害発生時に特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿を作成します。 作成した避難行動要支援者名簿については、要支援者本人の同意のもと、地域の町内会等の関係者と情報共有し、平常時から小地域ネットワーク活動等を通して声かけや見守り活動を行うことで、災害時も見据えた支援体制の構築を推進します。	総務部総務G 社会福祉G 障がい福祉G 社会福祉協議会
総合防災訓練における避難行動要支援者の避難訓練等の実施	隔年で実施している総合防災訓練において、訓練の一環として、障団連と連携を図り、避難行動要支援者の避難訓練等を行うよう努めます。	総務部総務G 障がい福祉G
福祉避難所における訓練等の実施	大規模な災害等が発生し、一般避難所での避難が長期間に及ぶことが想定される場合は、福祉避難所を開設することとなります。 福祉避難所の利用対象者は、障がいのある人や高齢者などで、一般避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする方です。 総合防災訓練の実施等にあわせて、福祉避難所に関する訓練を実施するよう努めます（一般避難所からの移送訓練、福祉避難所の開設・運営訓練等）。	総務部総務G 障がい福祉G

6. ユニバーサルデザインの普及啓発

(1) 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、バリアフリー化された建物はもとより、日常的に使用する食器類や洗面用具などについても使いやすいデザインであることが必要です。

「できるだけ多くの人が利用できるように製品、建物、空間等をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及啓発することが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人だけではなく、すべての市民にとって有効なユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及するため、市民や事業者への啓発に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
ユニバーサルデザインの普及啓発	あいサポート研修を通じ、障がいのある講師の方からユニバーサルデザインの日用品を紹介することなどにより、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。	障がい福祉G

7. 感染症対策の推進

(1) 現状と課題

令和2年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大により、我々の生活に様々な影響を及ぼしています。

この感染症は、特に高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病等）のある人にとっては、重症化しやすいと言われています。

感染拡大防止にあたっては、市民が正しい知識を理解することが重要です。

また、障がい福祉サービス事業所等においては、感染症発生時の対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を作成し、感染拡大防止を徹底したうえで、障がいのある人の生活を支援するために必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

(2) 施策の基本的方向

市民に対し、的確かつ迅速に、感染予防や感染拡大防止に関する情報を提供します。

障がい福祉サービス事業所等に対し、北海道と連携を図り、感染拡大防止策等の周知啓発を行うとともに、事業運営に関する相談に応じます。

障がいのある人やその家族が感染した場合には、障がい特性に配慮した対応がされるよう関係機関と連携しながら支援に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
感染症に関する各種情報の発信	市民に対し、的確かつ迅速に、感染予防や感染拡大防止に関する情報を提供します。	健康推進G
感染症対策に関する障がい福祉サービス事業所等への支援	北海道と連携を図り、感染拡大防止策等の周知啓発を行うとともに、事業運営に関する相談に応じます。	障がい福祉G

第8節 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

(1) 現状と課題

情報は、日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであるため、障がいのある人への情報提供は、障がいの種別や特性に配慮された方法であるとともに、情報伝達機器の普及に対応したものが必要です。

(2) 施策の基本的方向

令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の目的や基本理念等を周知し、障がいのある人が可能な限り意思疎通手段を選択でき、また、Eメールや点字等による情報の取得や活用のための手段も選択できるよう、障がいの種別や特性に配慮し、情報提供の機会の拡充と好事例の周知などに努めます。

また、「登別市ぬくもりある手話条例」に基づき、手話の使いやすい環境をつくるための施策の展開に努めます。

主な事業・取組	内容	所管グループ等
「広報のぼりべつ」等による情報提供	「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトを活用し、障がいのある人に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。	障がい福祉G
障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及	市内ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対して、「広報のぼりべつ」等の刊行物を音訳・点訳して発行します。視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、地上デジタル対応ラジオのほか、聴覚障がい者用の通信装置（ファクス）の機器等の普及に努めます。 ※総合福祉センター内にある点字図書室に所蔵している点字図書の貸出し等の運営については、社会福祉協議会の協力を得て行っています。	障がい福祉G 社会福祉協議会
手話通訳者派遣事業	聴覚障がいのある人が日常生活で通訳を必要としている場面に、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉G
登別市ぬくもりある手話条例に基づく施策の展開	言語である手話に対する理解を深める活動を行い、地域や職場等における手話の普及に努めます。 ・手話サポート（手話推進支援員）養成講座、初心者手話講習会の開催 ・ぬくもりある手話フェスティバルの支援	障がい福祉G

I C T（情報通信技術）を活用した情報アクセシビリティの向上	タブレット端末を活用して支所と市役所本庁舎を映像と音声で繋ぎ、相談などが可能な「リモート窓口」により、本庁舎に来ることが困難な人も、本庁舎と同水準の手続きに関する相談などや、手話通訳者による支援を受けられる環境を整備し、相談体制や意思疎通の拡充を図ります。	障がい福祉G D X 推進G
---------------------------------	--	-------------------

第3章

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

第1節 令和8年度の数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域での生活を希望する障がいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、地域の社会資源を活用し、地域移行支援や共同生活援助などの必要な障がい福祉サービス等が提供される体制整備を推進します。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

目標値の設定

比較対象とする令和4年度末（令和5年3月末時点）の施設入所者数

・・・ 79人

項目	数値	備考
令和8年度末までの施設から地域生活への移行者数	5人	上記施設入所者数の6%で設定 地域の実情に応じた設定可
令和8年度末までの施設入所者減少数	4人	上記施設入所者数の5%で設定

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が住み慣れた地域で社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしていくことができるよう、精神障がい者の地域移行を進めます。地域移行を進めるためには、地域における精神保健や医療、福祉等の一体的な取組に加え、相談体制の整備や情報へのアクセス、地域の理解など、差別や偏見のない、あらゆる

人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

本市では、障害者地域自立支援協議会やその専門部会等において、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置し、各専門分野の知見を活かして課題を検討し、取組を進めます。

【国の基本指針】

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、今後も計画的に推進する必要がある。

目標値の設定

項目	数値	備考
保健、医療、福祉関係者等による協議の場の開催回数	年2回	
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	保健：1人 医療：2人 福祉：5人 当事者：1人	
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	

3. 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する障がいのある人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

そのため、本市では、地域生活支援拠点連携会議を開催し、医療機関や障がい福祉サービス事業所と連携しながら地域の社会資源を有効に活用して支援できるよう、地域生活支援拠点が有する機能の充実・強化を図ります。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

目標値の設定

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	令和元年12月に整備済
コーディネーターの配置人数	1人	
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	障害者地域自立支援協議会を活用

(2) 強度行動障がい者への支援体制の充実

強度行動障がいのある人は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り感が著しく大きくなつて行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援を継続して提供していくことが必要です。

現状では、障がい福祉サービス事業所では受け入れが困難な場合があるために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を受けることができない場合には、本人の状態がさらに悪化するなどの可能性もあります。

本市では、強度行動障がいのある人への支援を地域生活支援拠点連携会議の重点課題と位置づけて、保健、医療、福祉関係者など多職種が連携して支援体制の強化について協議、検討を進めます。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、強度行動障がいのある人に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標値の設定

項目	数値	備考
強度行動障がいのある人への支援体制の整備について協議する場の開催回数	年2回	地域生活支援拠点連携会議を活用

4. 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が地域で自立した生活を行うためには、個々の就労意欲や適性等に適した種別の事業所を選ぶとともに、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の支援機関から、状況に応じて必要な支援を受ける必要があります。

本市では、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人が、就労の準備段階から一般就労後の職場定着に至る各段階において、切れ目のない支援を受けることができるよう支援します。

【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等を踏まえ、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする
- 就労移行支援事業所のうち、一般就労に移行した利用終了者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。(新規)
- 障がいのある人の一般就労の定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち、前年度末時点の就労定着者数の割合)に係る目標値を設定する。
- 就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

目標値の設定

○一般就労移行者数

項目	数値	備考
令和8年度中の一般就労移行者数	10人	令和3年度実績：7人
就労移行支援事業における一般就労移行者数	4人	令和3年度実績：3人
就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	1人	令和3年度実績：0人
就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	5人	令和3年度実績：4人

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型、B型）をいいます。

○一般就労への移行率が5割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
令和8年度末の一般就労に移行した利用者の割合が5割以上の事業所の割合	100%	

※ 市内にある就労移行支援事業所が1か所のため、一般就労移行率が5割以上の事業所の割合を100%（1か所）としています。

○就労定着支援事業所利用者数

項目	数値	備考
令和8年度中の就労定着支援事業利用者数	13人	令和3年度実績：9人

○就労定着率が7割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所の割合	100%	

※ 市内にある就労定着事業所が1か所のため、就労定着率が7割以上の事業所の割合を100%（1か所）としています。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援にあたっては、障がいのある子ども等のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが必要です。

更に、障がいのある子ども等が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにして、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが必要です。

加えて、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、包括的な支援体制の構築も必要です。

本市においては、児童発達支援センターと同等の機能を有すると北海道に認定された市町村中核こども発達支援センターのぞみ園を中心として、保育所等訪問支援を実施するなどにより、重層的な地域支援体制の構築を推進します。

また、医療的ケア児等が身近な地域で日中活動の場が確保され、適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター等と連携して取組を推進して参ります。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えない。
- 令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

目標値の設定

項目	数値等	備考
令和8年度末の市町村中核子ども発達支援センターの数	1箇所	北海道において、一定の地域支援を行う市町村子ども発達支援センターを「市町村中核子ども発達支援センター」として認定している。令和元年にのぞみ園が認定を受けている。
令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	平成28年度からのぞみ園で保育所等訪問支援を実施している。
令和8年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
令和8年度末の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有	

6. 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要です。

相談支援事業者等は、障がいのある人やその家族が抱える問題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関との連携に努めることが必要です。

本市では、令和元年度に基幹相談支援センターを設置し、障がい福祉サービスの利用に関する相談だけでなく、施設入所者等の地域移行に関する相談窓口など、地域の障がい福祉に関する中核的な役割を担う存在として、様々なニーズに対応できるよう、引き続き、総合的・専門的な相談支援を実施していきます。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤に開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

目標値の設定

項目	数値等	備考
総合的・専門的な相談支援の実施	有	令和元年度に「基幹相談支援センター」を設置済
地域の相談支援体制の強化を目的とする会議の開催	年1回	会議参加者 ～基幹相談支援センター（ｅｎ）、相談支援事業所（のぞみ園）

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援していくためには、利用者が個々のニーズに応じて、多様な障がい福祉サービス事業者の中から適切なサービスを選択できるようにすることで、質の高いサービスが提供される体制を構築する必要があります。

本市においては、サービス事業者や北海道と連携を図ることなどにより、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

また、サービス従事者の人材確保、資質向上については、サービス事業者等と協議して課題を整理し、具体的な対策の検討を進めます。また、夏休みハートフル体験学習を通じて児童、生徒及び学生に障がい福祉の仕事について知ってもらうことや、介護ロボットやＩＣＴ（情報通信技術）の導入、外国人人材の雇用などに関する国や北海道の施策動向を注視し、得られた情報を事業者にフィードバックするなどして質と量の両面から障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう支援していきます。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組（障がい福祉サービス等に係る研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、北海道が障がい福祉サービス事業所に対して実施する指導監査結果の関係市町村との共有）を実施する体制を構築することを基本とする。

目標値の設定

項目	数値等	備考
北海道が実施する障がい福祉サービス等の研修への参加人数	年2人	障害支援区分認定調査員研修、障害者総合支援給付審査支払等説明会 等
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の共有回数	年1回	サービス実施に係る給付費の請求・支払を行うシステムにおける審査結果等を分析・整理し、事業所と共有を図る。
北海道が障がい福祉サービス事業所に対して実施する指導監査結果の共有	指導監査 実施時	北海道から市へ通知される指導監査結果等から、事業所の運営状況の確認等を行う。

第2節 障害者総合支援法に基づくサービスの見込み

1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動の困難な方が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。
行動援護	行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行うサービスです。
重度障がい者等包括支援	居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的に行うサービスです。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
居宅介護	利用者数(人)	76	77	77	76	76
	利用時間数 (時間/月)	555	553	557	558	556
重度訪問介護	利用者数(人)	3	3	3	3	3
	利用時間数 (時間/月)	8	8	8	8	8
同行援護	利用者数(人)	8	6	8	8	7
	利用時間数 (時間/月)	43	31	41	38	38
行動援護	利用者数(人)	0	0	1	1	1
	利用時間数 (時間/月)	0	0	8	8	8

重度障がい者等 包括支援	利用者数(人)	0	0	1	1	1
	利用時間数 (時間/月)	0	0	8	8	8

※利用時間数（時間/月）：年間の総量/12か月

見込量確保の方策

○地域移行の推進、介護者の高齢化などにより、必要なサービス量が継続することが見込まれることから、安定したサービス提供体制を確保できるよう、事業所との連携に努めます。

（2）日中活動系サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の世話をしています。
生活介護	主に日中の障がい者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活を営むことができるよう、身体障がいのある人に理学療法や作業療法などのリハビリテーションや、生活に関する相談、助言等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むことができるよう、知的障がいや精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事などに関する生活全般にわたる訓練や生活に関する相談、助言等を行います。
就労選択支援	就職を希望する障がいのある人に対し、就労アセスメントに基づいて、本人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を行います。
就労移行支援	一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等で働くことが難しい方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等で働くことが難しい方に対し、雇用契約によらない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等

	の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所 (医療型・福祉型)	短期間、夜間も含め、障がい者支援施設や介護老人保健施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
療養介護	利用者数(人)	9	7	8	8	8
生活介護	利用者数(人)	164	168	169	170	171
	利用量 (人日/月)	2,864	2,980	2,991	2,998	3,025
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	3	2	5	3	3
	利用量 (人日/月)	37	16	48	35	31
就労選択支援	利用者数(人)	—	—	(調整中)	(調整中)	(調整中)
就労移行支援	利用者数(人)	12	6	11	11	10
	利用量 (人日/月)	112	49	88	96	83
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	25	21	23	23	23
	利用量 (人日/月)	391	318	358	355	353
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	194	187	200	194	194
	利用量 (人日/月)	2,905	2,817	2,991	2,906	2,907
就労定着支援	利用者数(人)	8	8	9	8	8
短期入所 (医療型・福祉型)	利用者数(人)	14	8	12	12	12
	利用量 (人日/月)	27	16	25	24	24

※利用量(人日/月)：年間の総量/12か月

見込量確保の方策

- 障がいのある人の日中活動の場として利用者ニーズの高いサービスであるため、必要なサービス量に対応できるよう、利用者ニーズの動向を把握して事業所に情報提供を行い、適切なサービス提供に努めます。
- 就労支援に対する利用者ニーズは、多様化することが見込まれることから、就労支援体制の強化を図るため、相談支援事業所や各就労系サービス提供事業所との連携に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した方等に対し、一定の期間にわたり定期的に訪問して、生活上の助言などの援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を行う住居において、入浴や食事など、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある人に居室などを提供し、一定期間、家事などの日常生活能力の向上のために必要な支援、訓練等を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	1	1	1
共同生活援助	利用者数（人）	119	123	125	126	128
施設入所支援	利用者数（人）	79	79	79	79	79
宿泊型自立訓練	利用者数（人）	3	2	3	3	3
	利用量 (人日/月)	63	33	46	49	45

見込量確保の方策

- 共同生活援助は、精神科病院からの地域生活への移行などにより利用者ニーズが増加することが見込まれるため、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、適切なサービス提供に努めます。

(4) 相談支援サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	適切な障がい福祉サービスを提供するため、障がいのある人の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人や入院中の精神障がい者に対し、住居の確保等、地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活している障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談対応等の支援を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
計画相談支援	利用者数（人）	484	494	499	504	509
地域移行支援	利用者数（人）	3	1	2	2	2
地域定着支援	利用者数（人）	20	16	16	17	17

見込量確保の方策

- サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリングの実施に加え、各種ニーズに対応するため相談体制の充実に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、障がい者支援施設の入所者や精神科病院の長期入院患者が地域生活に移行するための有効なサービスであることから、医療機関や相談支援事業所と連携して、サービスの提供に努めます。

2. 補装具費の支給

サービス内容

サービス種別	サービス内容
補装具費の支給	障がいのある人が日常生活（家庭・就労・就学等）に使うため、身体の欠損又は損なわれた機能を補完・代替する用具の購入費、修理費を支給します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
義手・義足	支給件数 (件)	12	14	12	12	13
装具	支給件数 (件)	42	50	44	45	47
車椅子（座位保持装置）	支給件数 (件)	38	63	53	51	56
電動車椅子	支給件数 (件)	8	11	10	10	10
その他	支給件数 (件)	29	32	31	31	31

見込量確保の方策

- 障がいの程度や生活状況から必要性を適切に判断し、身体機能を補完・代替する用具に要する費用を支給します。

第3節 児童福祉法に基づくサービスの見込み

1. 障がい児通所支援

サービス内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	発達に心配のある未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導や訓練を行います。
放課後等デイサービス	発達に心配のある就学児童に、生活能力向上のための指導や訓練を行います。
保育所等訪問支援	発達に心配があり保育所等を利用中又は利用する予定のある児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後には、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
児童発達支援	利用者数（人）	56	59	60	59	58
	利用量 (人日/月)	132	175	157	157	161
放課後等デイサービス	利用者数（人）	123	135	135	135	135
	利用量 (人日/月)	674	843	798	793	811
保育所等訪問支援	利用者数（人）	14	10	12	12	12
	利用量 (人日/月)	15	11	14	14	14
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数（人）	186	194	195	194	193
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数	配置数（人）	1	1	1	1	1

※利用量（人日/月）：年間の総量/12か月

見込量確保の方策

○障がい児通所支援は利用者ニーズが高く、今後も必要とされるサービス量の継続が見込まれます。障がいの種類や程度、年齢などのニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るため、障がい児通所支援事業所と連携し、提供体制の確保に努めます。

○医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられるよう、利用者ニーズの把握に努め、コーディネーターや事業所と共にしながら、サービス提供体制の確保のための検討を行います。

第4節 地域生活支援事業の見込み

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障がいへの理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

(2) 相談支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援体制の強化のため、各関係機関との連携調整などの中核的存在としての役割を担います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行います。
地域自立支援協議会	地域の関係者で構成し、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有すること等により、障がいのある人への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	利用者数	0	0	0	0	0
	事業所数	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1
	開催回数	1	3	2	2	3

(3) 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に要する費用を助成します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
成年後見制度法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無	無	無

(5) 意思疎通支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能障がいのために意思疎通を図るために支障のある障がいのある人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の派遣や手話通訳者を設置する事業を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
手話通訳者派遣事業	利用件数	51	50	50	50	50
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者及び難病患者等に対し、特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などの給付を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
介護・訓練支援用具	件	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	15	17	16	16	16
在宅療養等支援用具	件	10	4	6	7	5
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	1,642	1,876	1,725	1,748	1,783
居宅生活動作補助用具	件	2	4	3	3	3

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進などを目的として、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
手話奉仕員養成研修	修了者数	2	4	3	3	3

(8) 移動支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人及び難病患者等に、外出の際の移動の支援を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
移動支援事業	利用者数	15	11	14	14	14
	延時間数	483	405	436	436	436

(9) 障害者地域活動支援センター

サービス内容

サービス種別	サービス内容
障害者地域活動支援センター	在宅の障がいのある人や難病患者等に、創作的な活動や生産的な活動の機会を提供し、社会との交流促進を図る施設です。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
障害者地域活動支援センター	箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	23	28	28	28	28

2. 任意事業

(1) 日常生活支援

サービス内容

サービス種別	サービス内容
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者等の生活を支援するため、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の一時的な急用や休息、就労支援を目的に、障がいのある人の日中の一時預かり支援を行います。
重度障がい児入浴サービス事業	自宅の浴室での入浴が困難な重度障がい児に、入浴サービスを行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
訪問入浴サービス事業	利用者数	4	3	4	4	4
日中一時支援事業	利用者数	7	8	8	8	8
重度障がい児入浴サービス事業	利用者数	0	2	2	2	2

(2) 社会参加支援

サービス内容

サービス種別	サービス内容
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人に、登別市点訳赤十字奉仕団による点訳や、登別朗読ボランティアの会による音訳などの方法により、広報紙や地域生活を行う上で必要度の高い情報などを提供します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	R 4 実績	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込	R 8 見込
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有

見込量確保の方策

- 地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、地域の特性や利用者ニーズに応じた事業の実施に努めます。
- 理解促進研修・啓発事業は、「あいサポートー研修」を実施し、障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めていきます。
- 相談支援事業は、障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決できるよう、実施状況について評価・検証し、より充実した相談支援体制を目指します。
- 移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、重度障がい児入浴サービス事業については、障がい福祉サービス等の不足する部分に関するニーズに対応できるよう、事業所と連携しサービス提供に努めます。

資 料 編

1. 福祉に関するアンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を把握し施策推進に役立てるため、令和5年3月31日現在で障害者手帳をお持ちの方及び障害児通所支援の利用者の方を対象としてアンケート調査を実施しました。

- ※ 10ページ以降にある「第2節 障がい者の状況」(令和5年3月末現在)の障がい者数は、基準日が異なることなどからアンケートの実施件数とは一致しません。
- ※ 掲載している表は百分率で記載していますが、四捨五入等の関係で合計が100%にならない場合があります。
- ※ (あてはまるもの全てに○)と記載があり複数回答としている設問につきましては、回答者数に対するその選択肢を選んだ割合を示しているため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(1) 実施概要

- ①調査期間 令和5年8月17日から9月15日まで
- ②調査方法 アンケート用紙を郵送し、返信用封筒により回収

(2) 調査数及び回答数

令和5年3月31日現在手帳所持者等

	18歳以上	18歳未満	合計
身体障がい者	2,166	20	2,186
知的障がい者	395	89	484
精神障がい者	390	1	391
通所支援(手帳なし)		114	114
合計	2,951	224	3,175

統計上必要な標本数を算出したうえで過去の回収率等から、18歳以上については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の区分で按分した後、無作為に抽出した700名、18歳未満については、兄弟姉妹で通所している場合の年長者以外を除くなどした208名に調査票を送付しました。

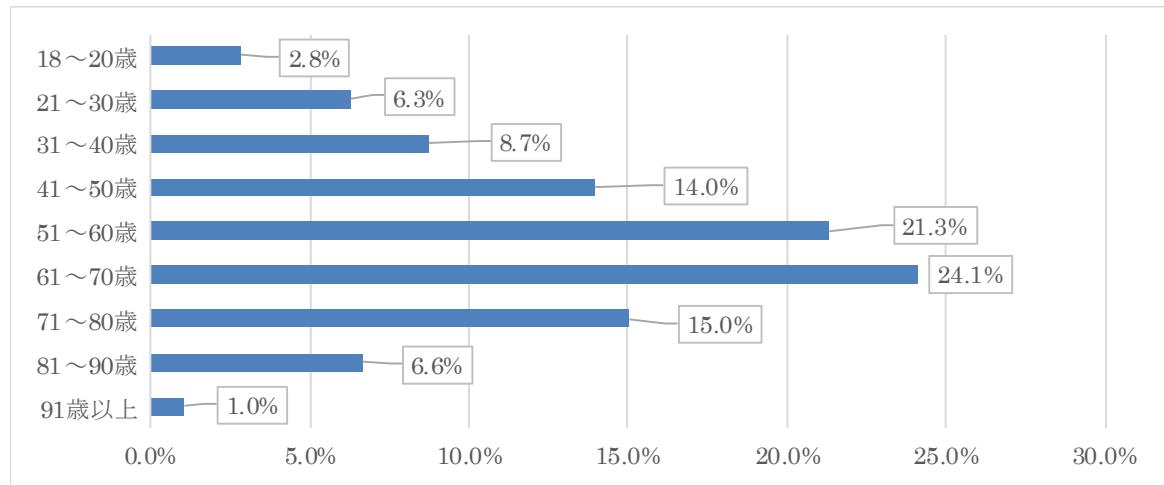
	発送件数	回収件数	回収率 (%)
18歳以上	700	289	41.3
18歳未満	208	58	27.9

(3) アンケートの回答結果

本アンケートでは、18歳以上と18歳未満に分けて調査を行い、その中で主な設問についてそれぞれ回答結果をまとめました。今回のアンケート結果につきましては、今後の障がい福祉施策を推進するための資料としても使用します。

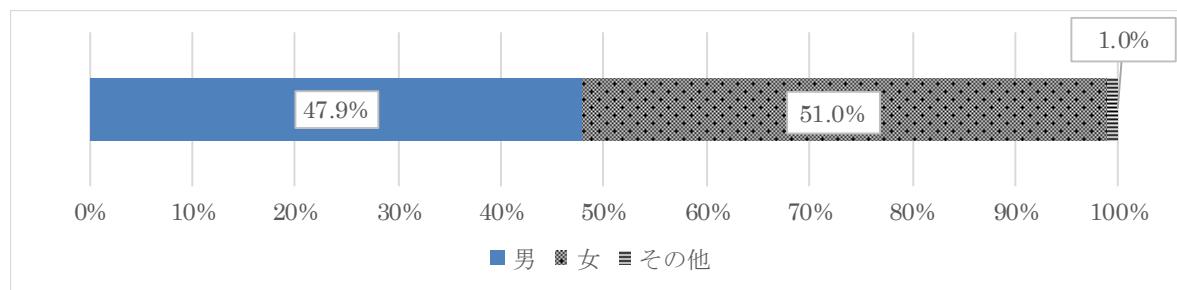
1 8歳以上

①あなたの年齢をお答えください。(令和5年4月1日現在)



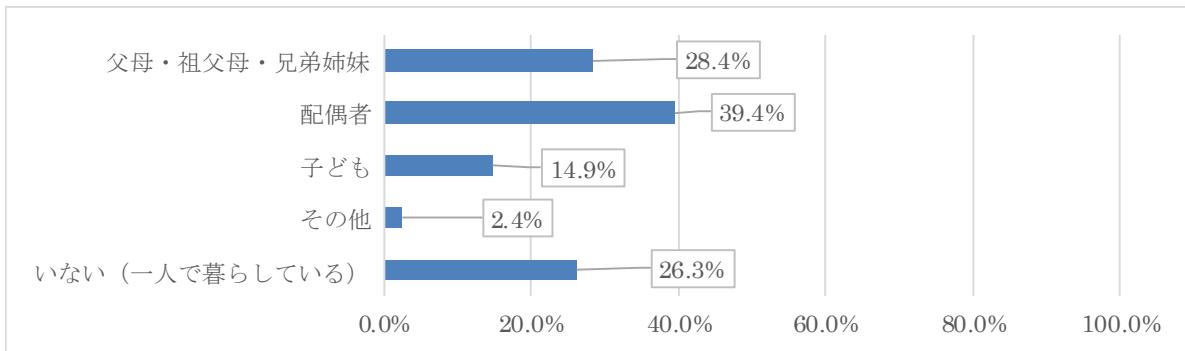
●年齢については、「61～70歳」が24.1%と最も多く、続いて「51～60歳」21.3%、「71～80歳」が15.0%となっており、「41～80歳」までの割合が74.4%を占めています。

②あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)



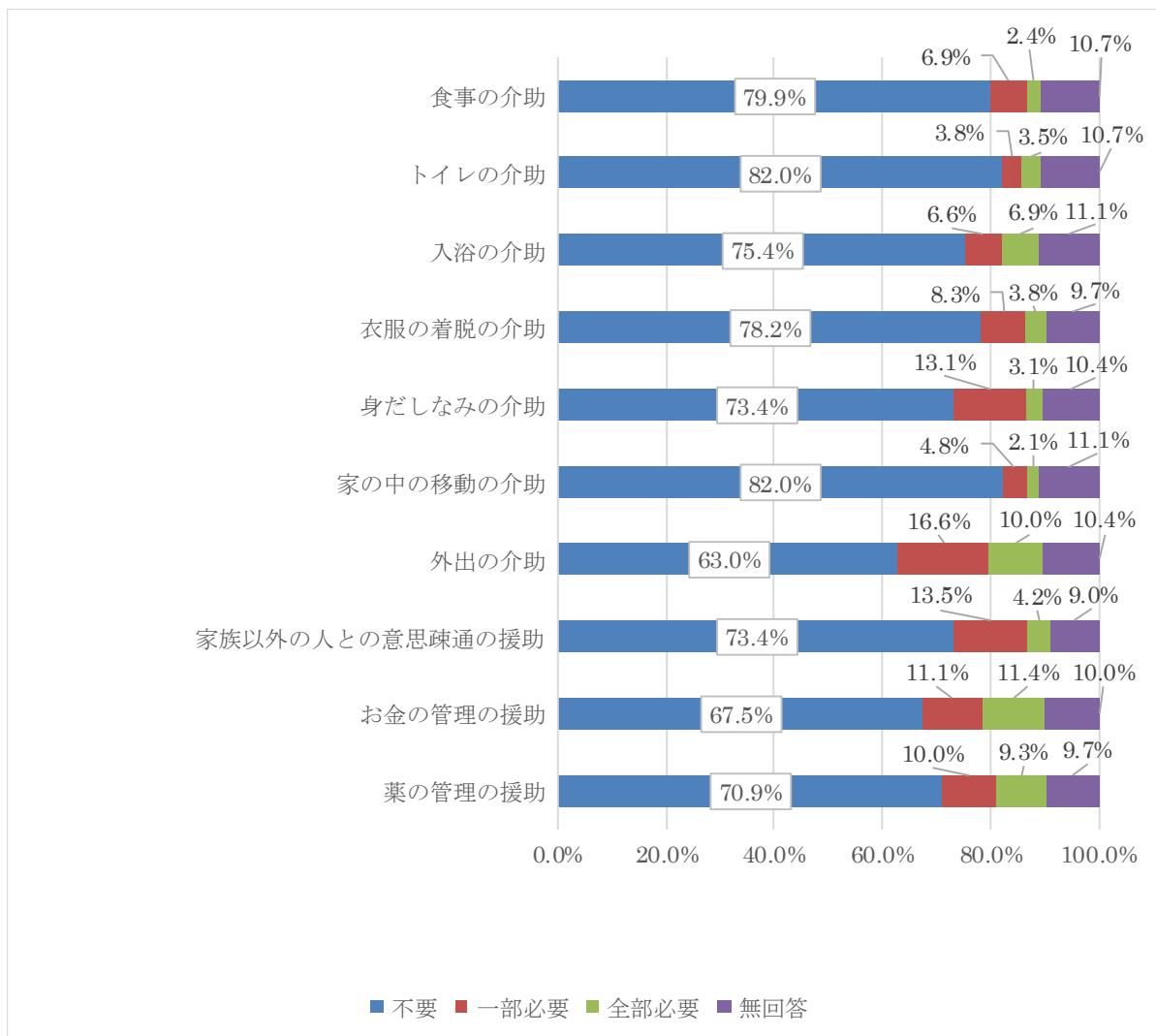
③いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

(あてはまるもの全てに○)



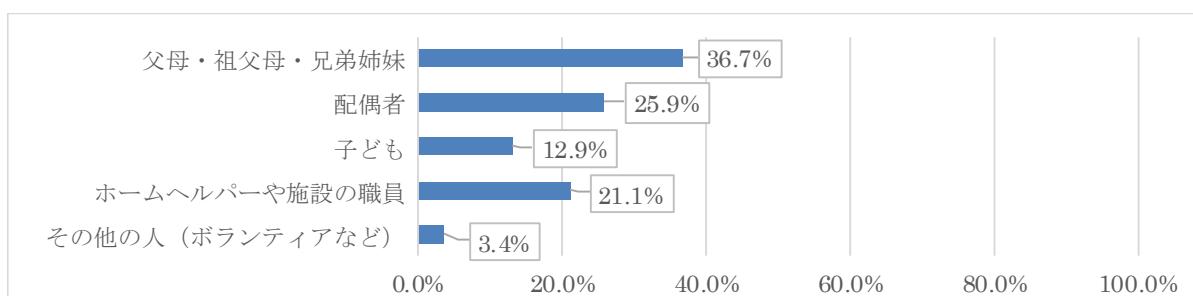
●一緒に暮らしている人については、「配偶者」が39.4%と最も多く、続いて「父母・祖父母・兄弟」が28.4%、「いない（一人で暮らしている）」が26.3%となっています。「その他」には入院中等が含まれます。

④日常生活の中で、次の支援が必要ですか。(それぞれに○を1つ)



●日常生活の支援については、全ての項目で支援を不要としている方の割合が60.0%を超えていきます。一部または全部の支援を必要とするものは、「外出の介助」で26.6%と最も高くなっています。

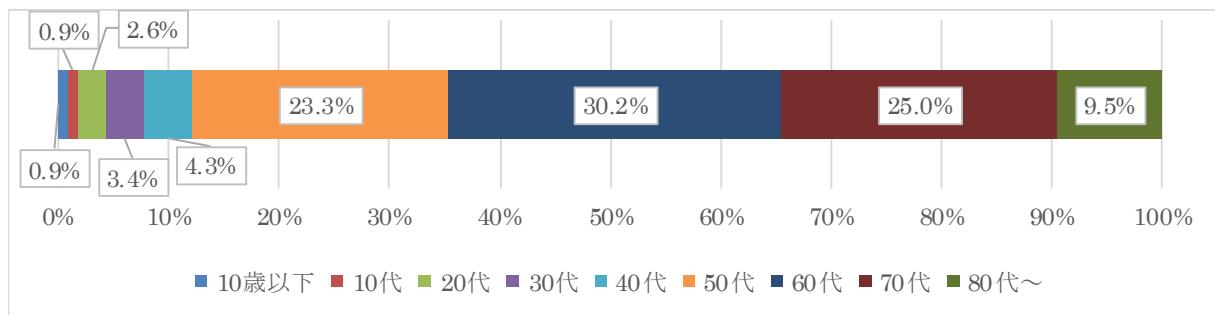
⑤あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるもの全てに○)



●支援してくれる方については、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が36.7%と最も多く、次いで「配偶者」が25.9%となっています。

⑥あなたを支援をしている家族で、主な方の年齢をお答えください。

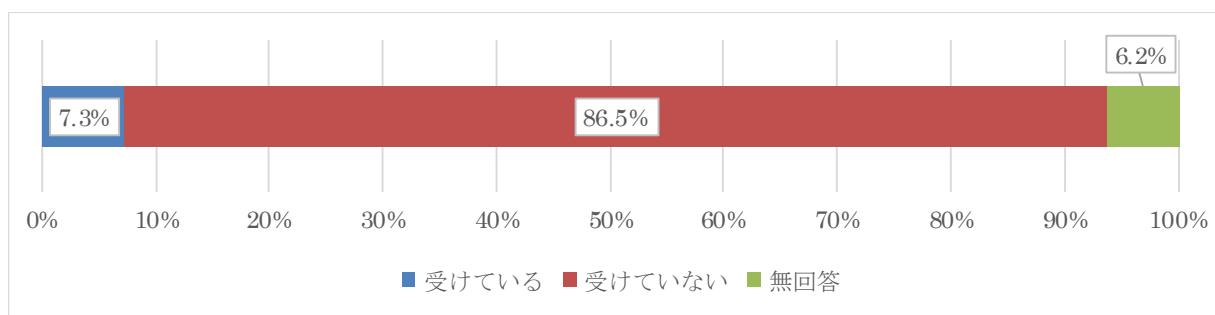
(令和5年4月1日現在)



●支援をしてくれる家族の主な方の年齢については、「60代」が30.2%と最も多く、続いて「70代」が25.0%、「50代」が23.3%となっています。

⑦あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

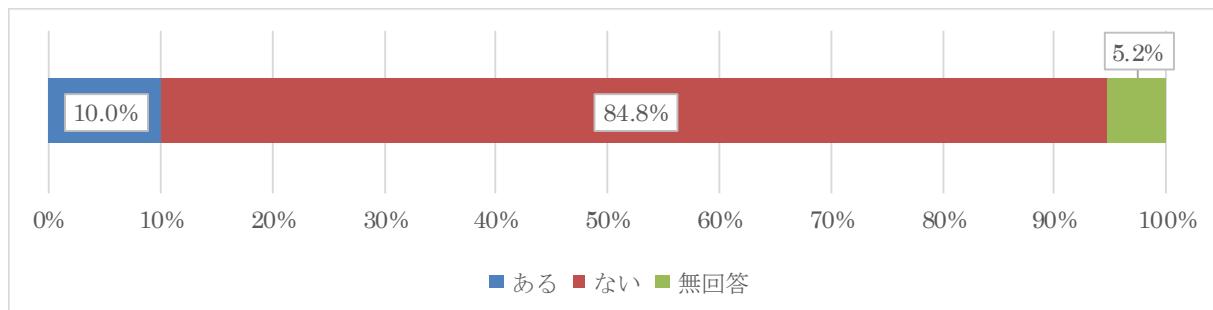
※難病（指定難病）とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。



●難病の認定については、7.3%の者が認定を受けています。

⑧あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

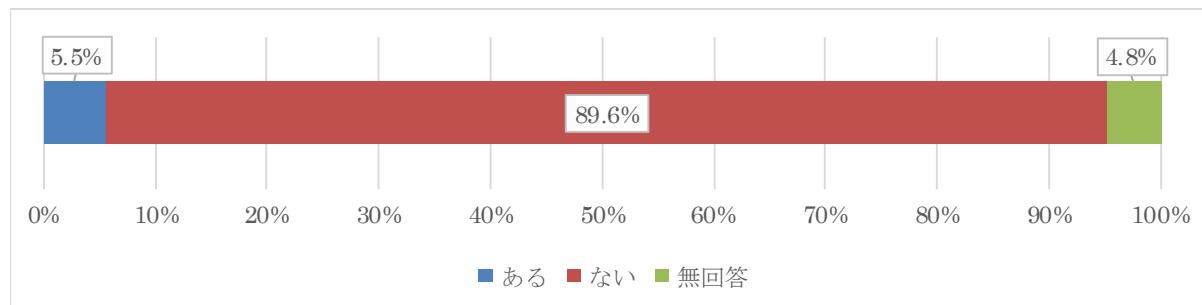
※発達障がいとは、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。



●発達障がいについては、10.0%の者が発達障がいとして診断されたことがあります。

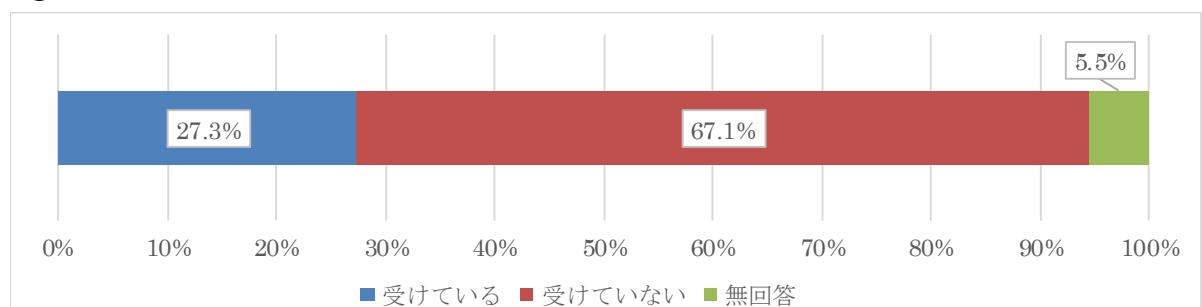
⑨あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※高次脳機能障がいとは、一般に外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等を指すものとされています。



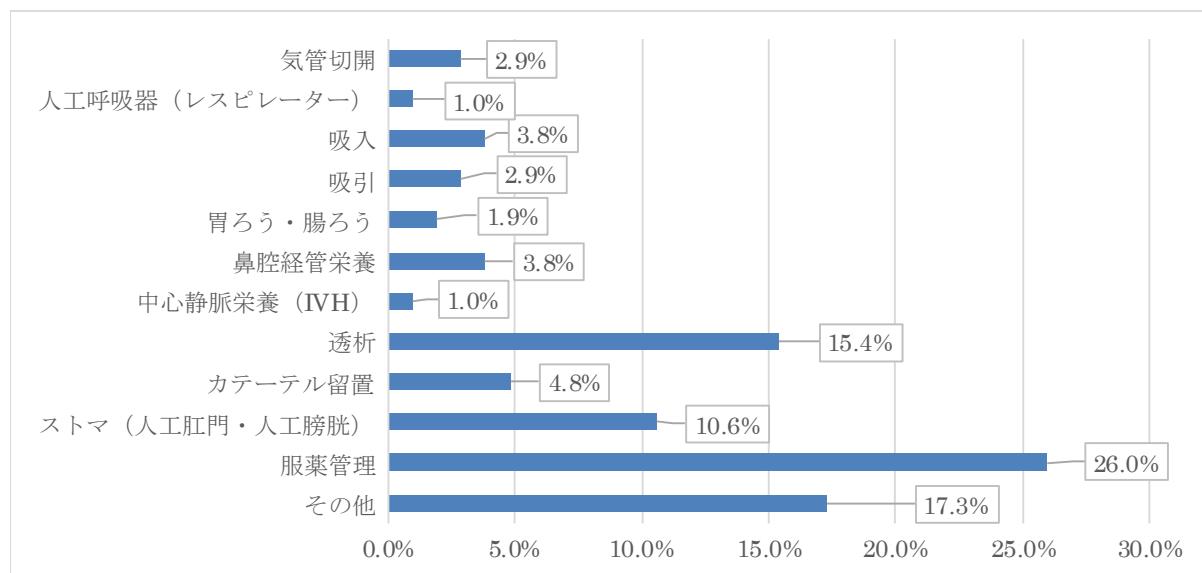
●高次脳機能障がいについては、5.5%の者が高次脳機能障がいとして診断されたことがあります。

⑩あなたは現在医療的ケアを受けていますか(○は1つだけ)



●医療的ケアについては、現在 27.3%の者が医療的ケアを受けています。

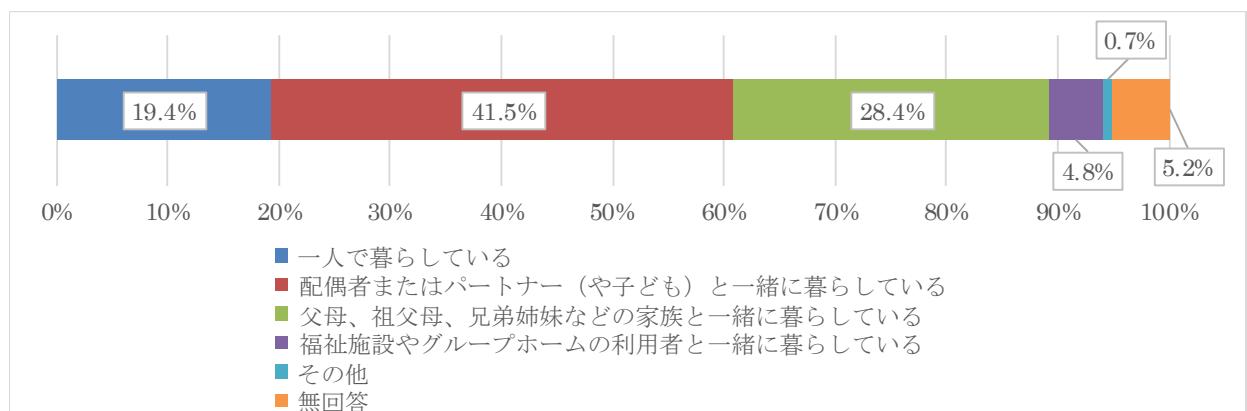
⑪あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)



●現在受けている医療ケアについては、「服薬管理」が 26.0%と最も多く、続いて「透析」が 15.4%となっています。

⑫あなたは現在どのように暮らしていますか。(一緒に暮らしている人の有無)

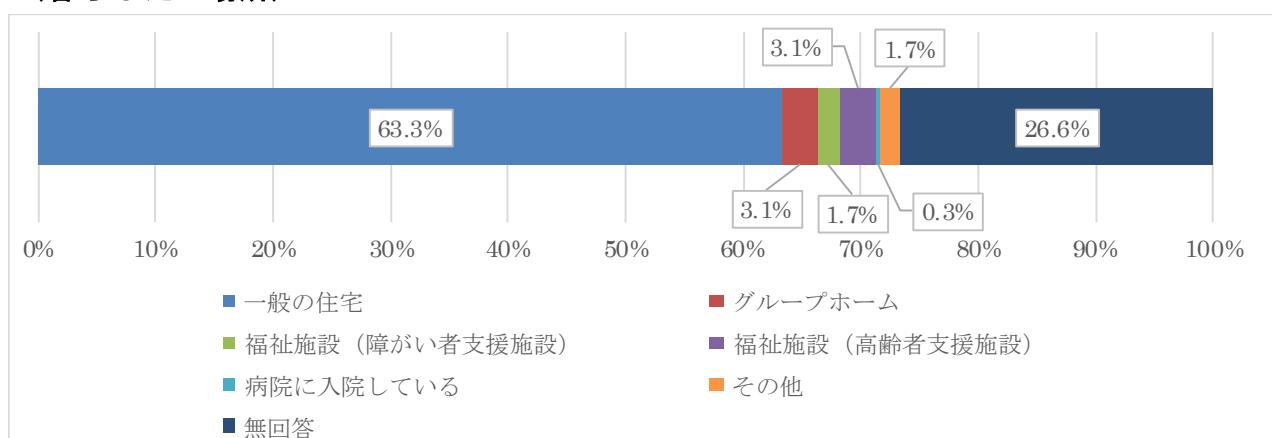
(○は1つだけ)



●どのように暮らしているかについては、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が41.5%と最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が28.4%となっています。

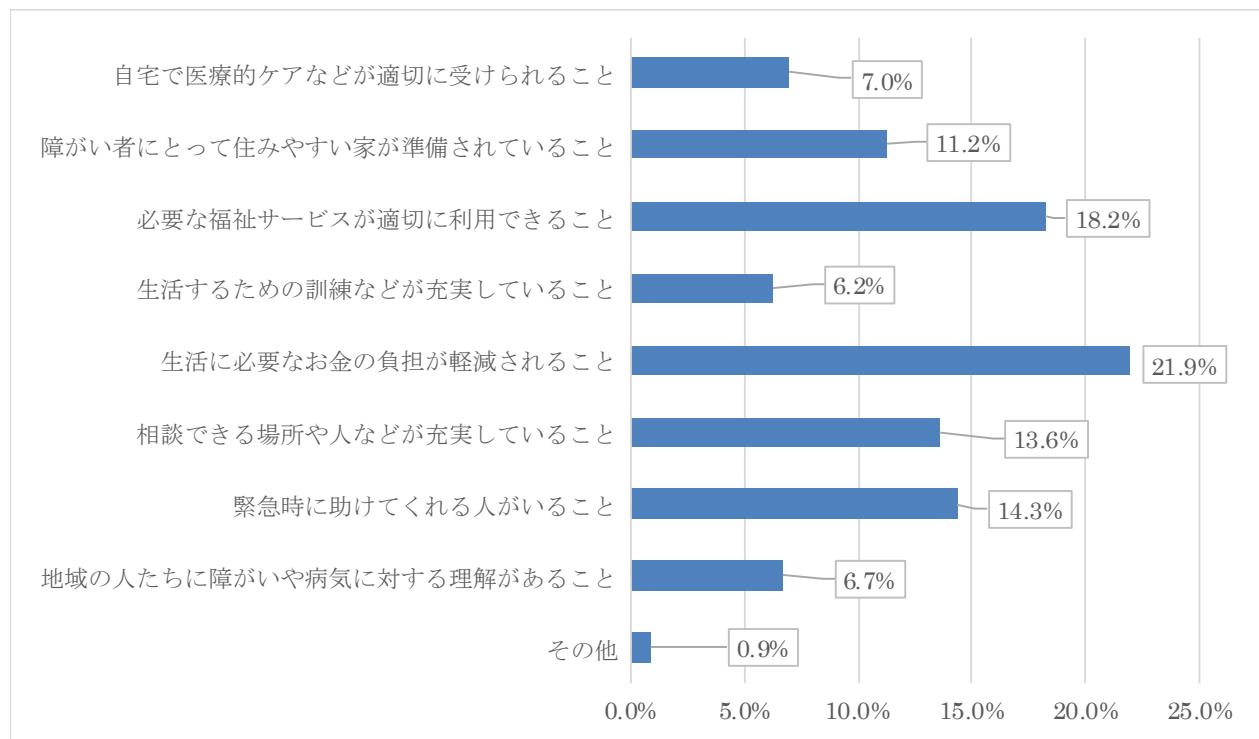
⑬あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

(暮らしたい場所)



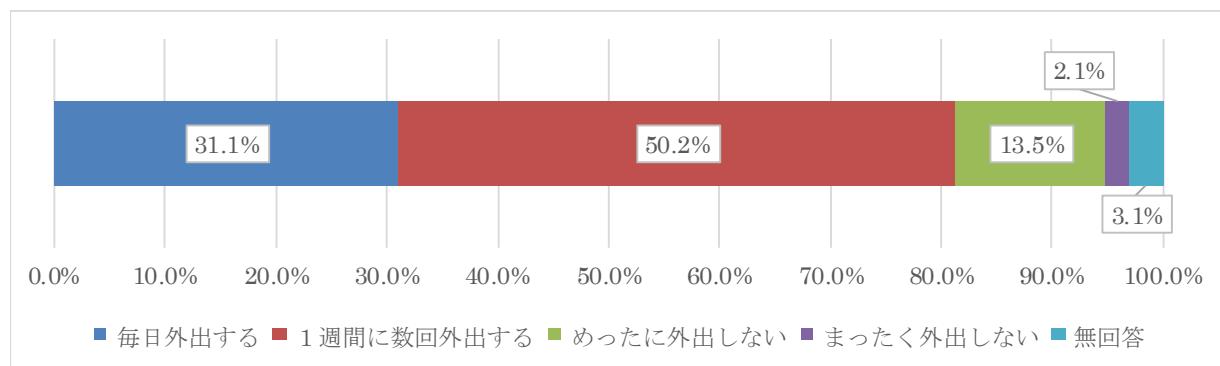
●将来どのような暮らしをしたいかについては、「一般の住宅」が63.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が17.3%、「グループホームなどを利用したい」が5.4%となっています。

**⑭希望する暮らしを送るために、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるもの全てに○)**



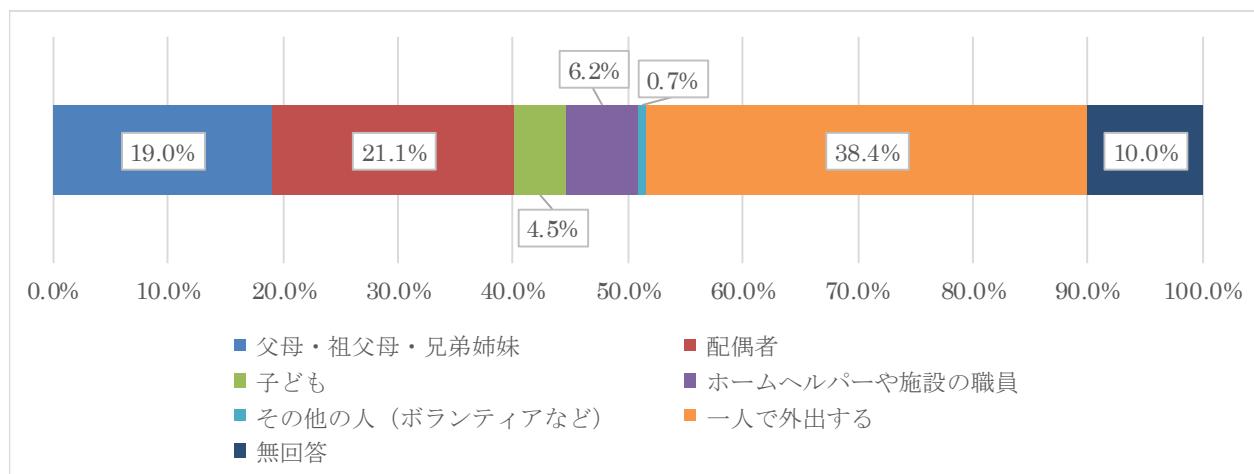
●希望する暮らしを送るために必要な支援としては、「生活に必要なお金の負担が軽減されること」が21.9%と最も多く、次いで「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が18.2%、「緊急時に助けてくれる人がいること」が14.3%となっております。

⑮あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)



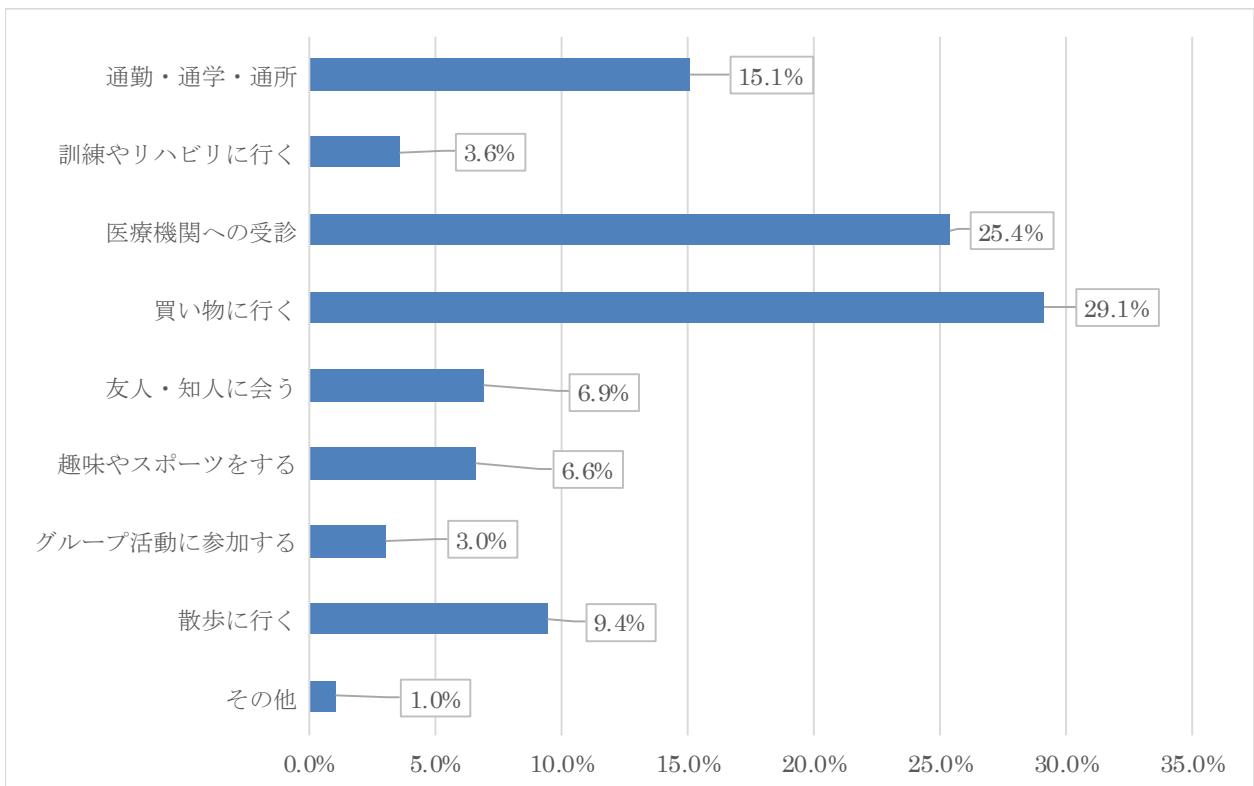
●1週間にどの程度外出するかについては、「1週間に数回外出する」が50.2%と最も高く、次いで「毎日外出する」が31.1%、「めったにしない」が13.5%となっています。

⑯あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)



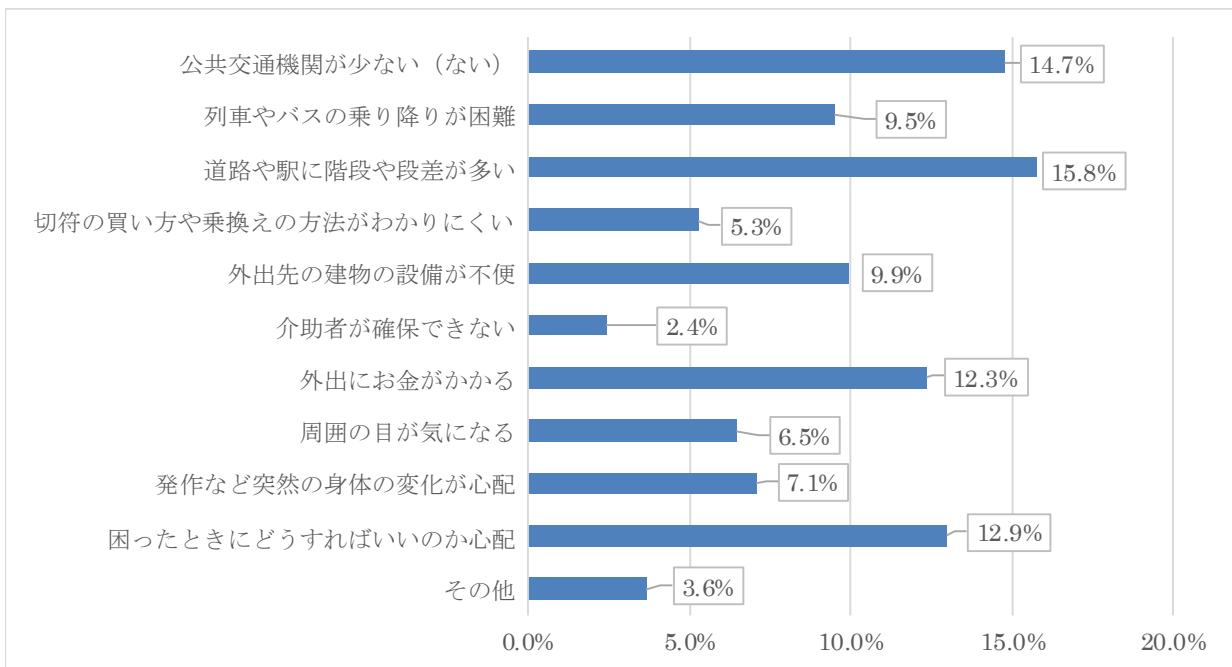
●外出する際の主な主な同伴者については、「一人で外出する」が38.4%で最も多く、次いで「配偶者」が21.1%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が19.0%となっています。

⑰あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
(あてはまるもの全てに○)



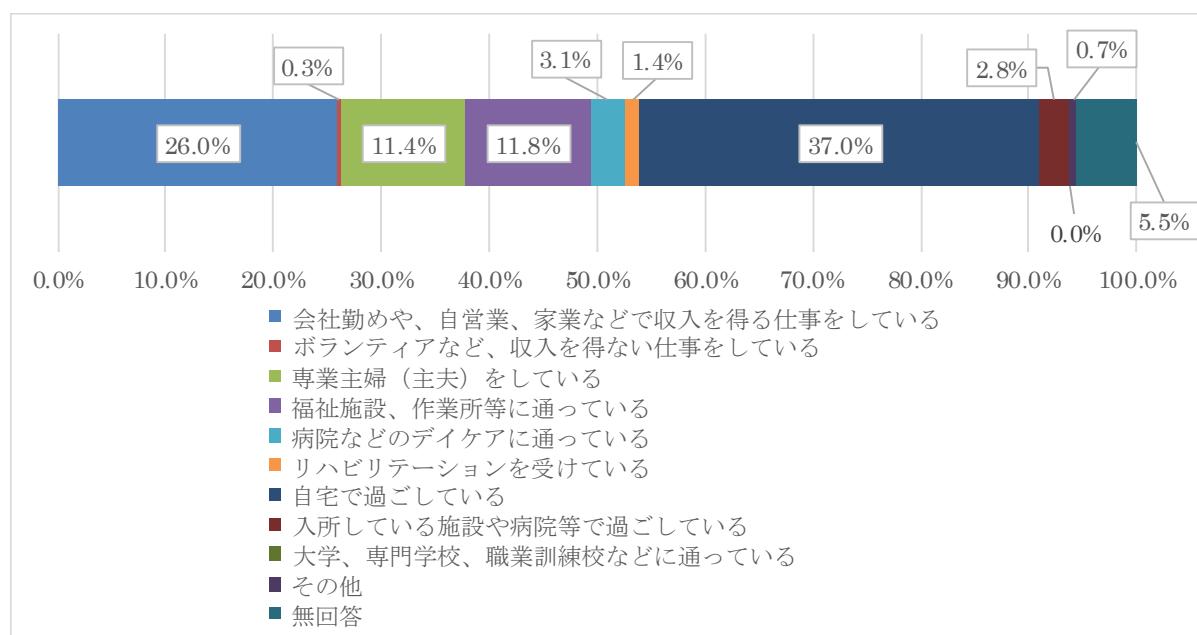
●どのような目的で外出することが多いかについては、「買い物に行く」が29.1%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が25.4%、「通勤・通学・通所」が15.1%となっています。

⑯外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに○)



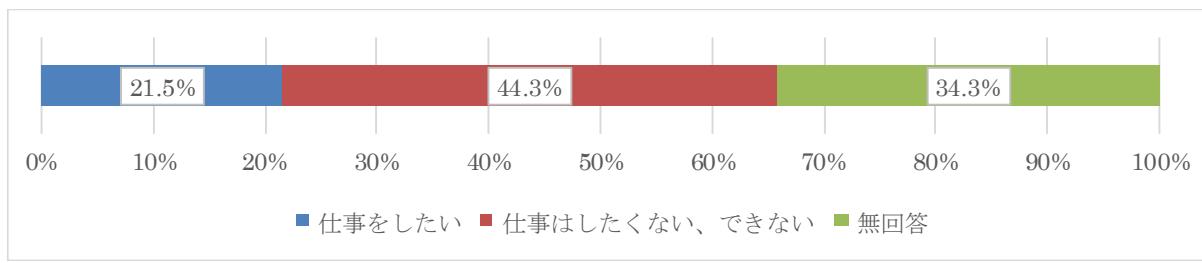
●外出する時に困ることについては、「道路や駅に階段や段差が多い」が15.8%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が14.7%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が12.9%となっています。

⑯あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）



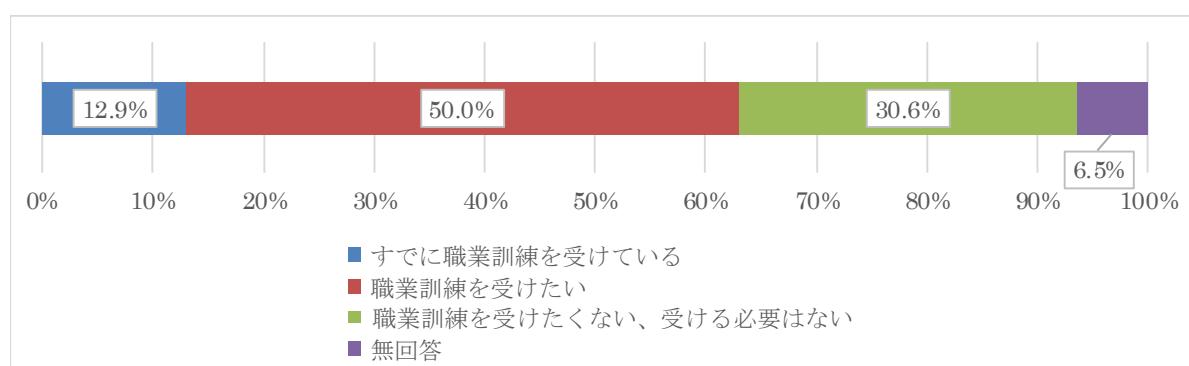
●平日の日中を主にどのように過ごしているかについては、「自宅で過ごしている」が37.0%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が26.0%、「福祉施設、作業所等に通っている」が11.8%となっています。「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている」と回答した者はいませんでした。

㉑今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)



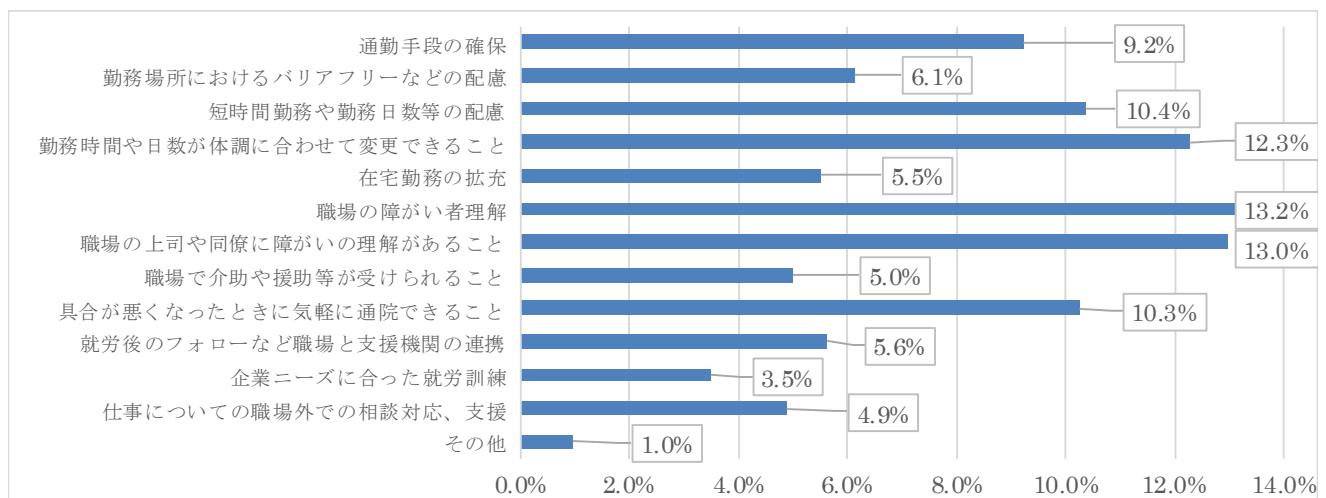
●今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについては、「したい」と答えたのは21.5%でした。

㉒収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)



●職業訓練などについては、「すでに受けている」が12.9%、「受けたい」が50.0%、「受けたくない、受ける必要はない」が30.6%となっています。

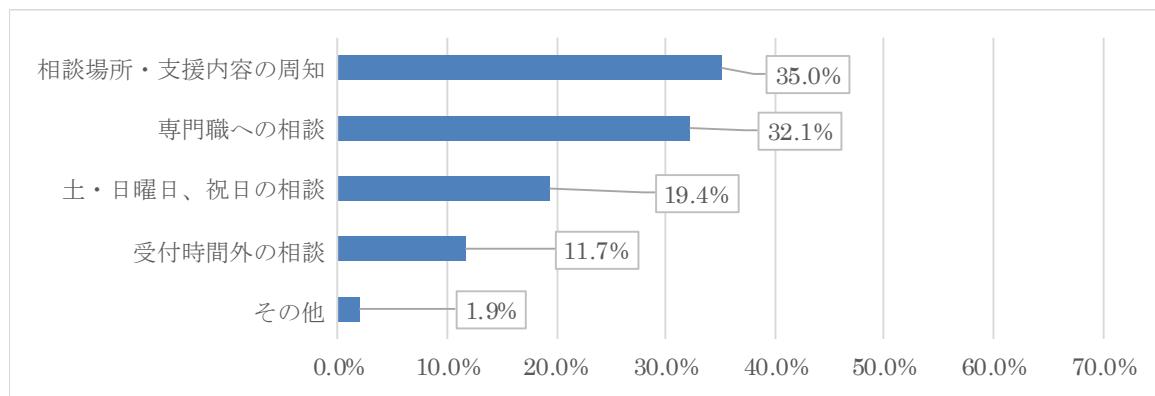
㉓あなたは、障がいのある方への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの全てに○)



●障がいのある方への必要な就労支援として、「職場の障がい者理解」が13.2%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が13.0%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が12.3%となっています。

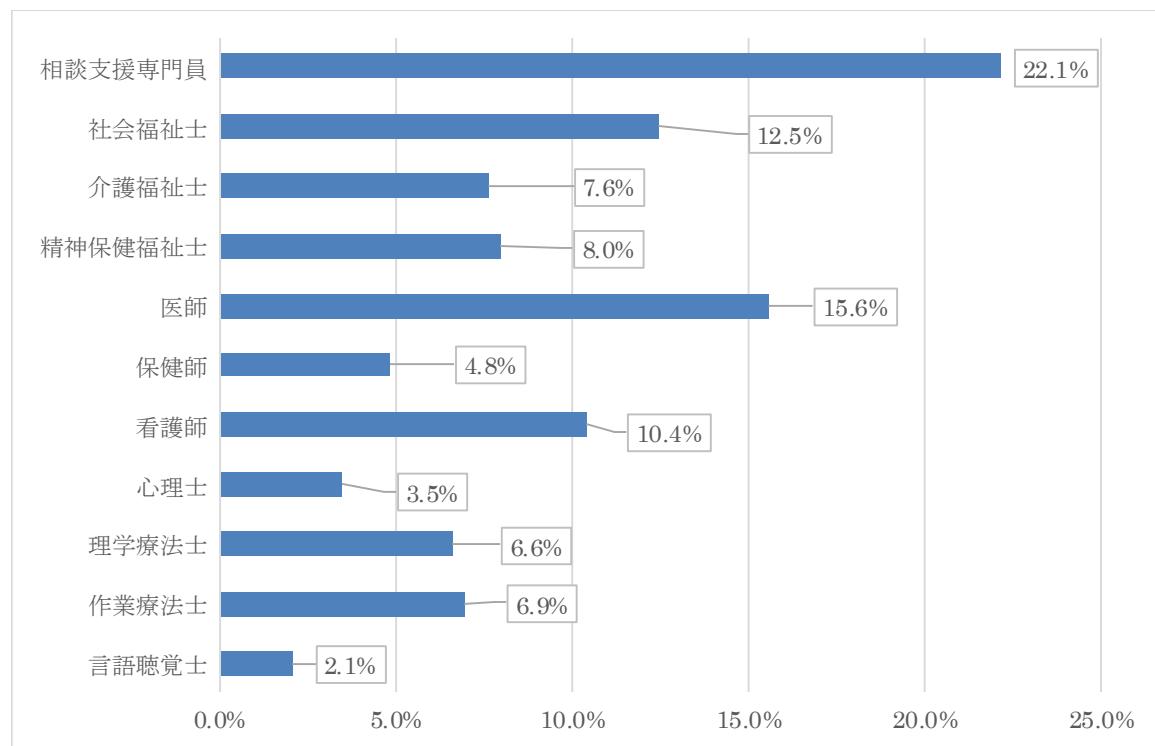
㉓あなたは、地域の相談支援体制にどのようなことを望みますか。

(あてはまるもの全てに○)



●地域の相談支援体制に望むことについては、「相談場所・支援内容の周知」が35.0%と最も多く、次いで「専門職への相談」が32.1%、「土・日曜日、祝日の相談」が19.4%となっています。

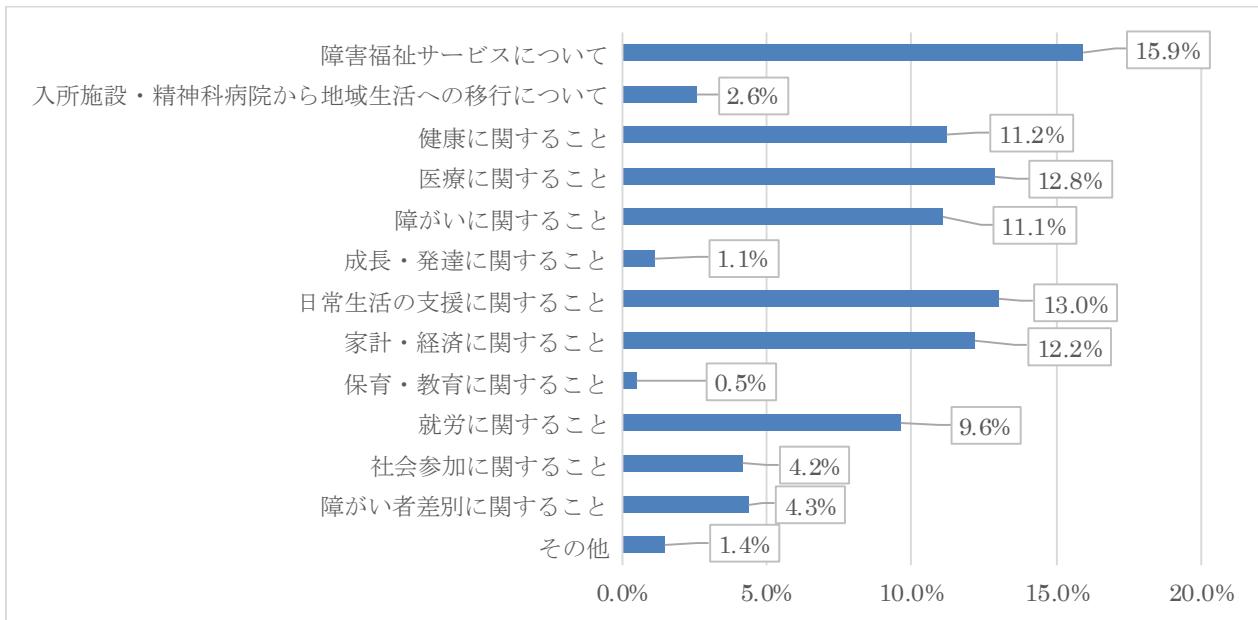
㉔希望する相談相手（専門職）は誰ですか。（あてはまるもの全てに○）



●希望する相談相手については、「相談支援専門員」が22.1%と最も多く、次いで「医師」が15.6%、「社会福祉士」が12.5%となっています。

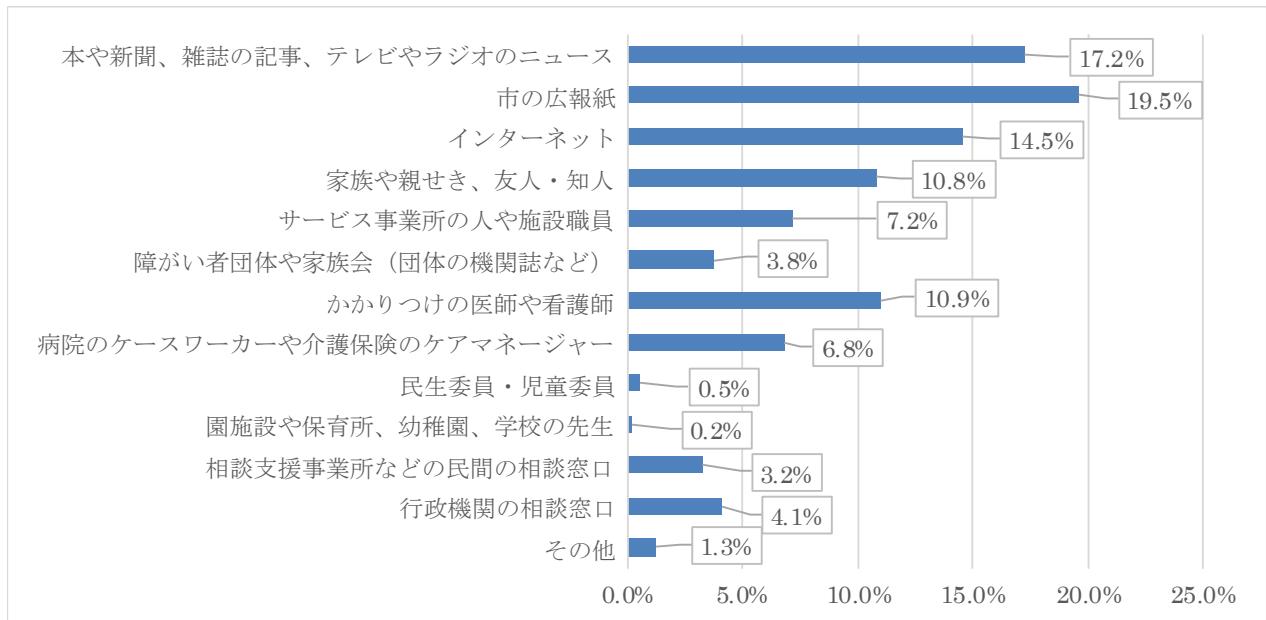
㉕地域の相談支援機関にどのようなことを相談したいですか。

(あてはまるもの全てに○)



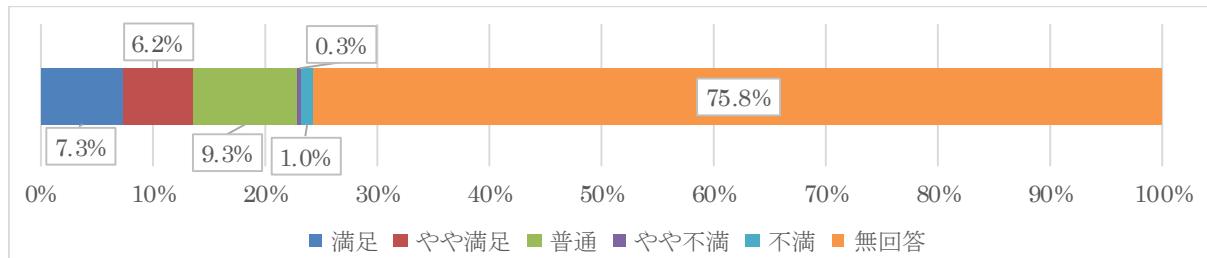
●地域の相談支援機関に相談したい内容については、「障害福祉サービスについて」が15.9%と最も高く、次いで「日常生活の支援に関するこ」が13.0%、「医療に関するこ」が12.8%となっています。

㉖あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるもの全てに○)



●福祉サービスなどに関する情報をどこから知るかについては、「市の広報紙」が19.5%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が17.2%、「インターネット」が14.5%となっています。

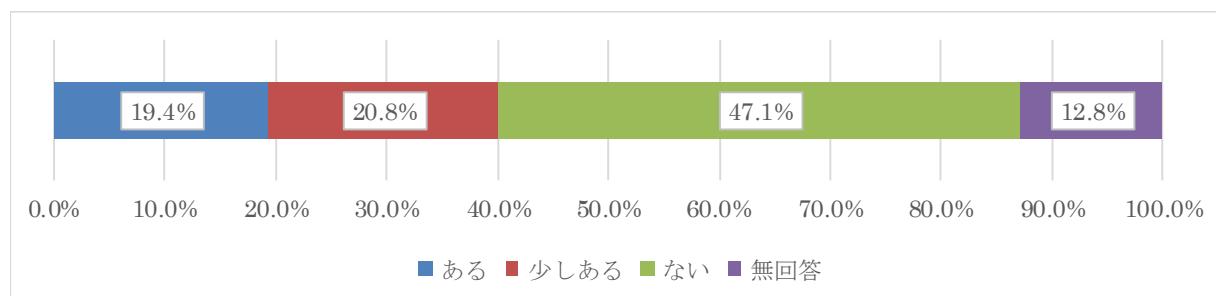
⑦サービスを利用している方にお聞きします。現在、利用しているサービスは満足していますか。(○は1つだけ)



●利用しているサービスについては、「満足」が7.3%、「やや満足」が6.2%、「普通」が9.3%、「やや不満」が1.0%、「不満」が0.3%となっています。

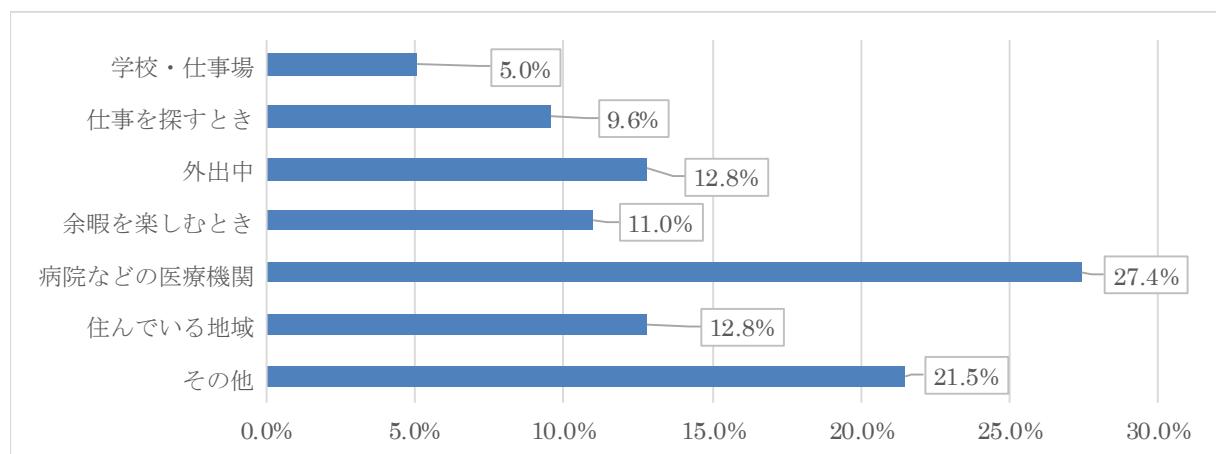
「やや不満」、「不満」と回答した理由については、「担当者が苦手」、「希望日で予約することが難しい」、「希望に添った利用をすることが難しい」などがありました。

⑧あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。(○は1つだけ)



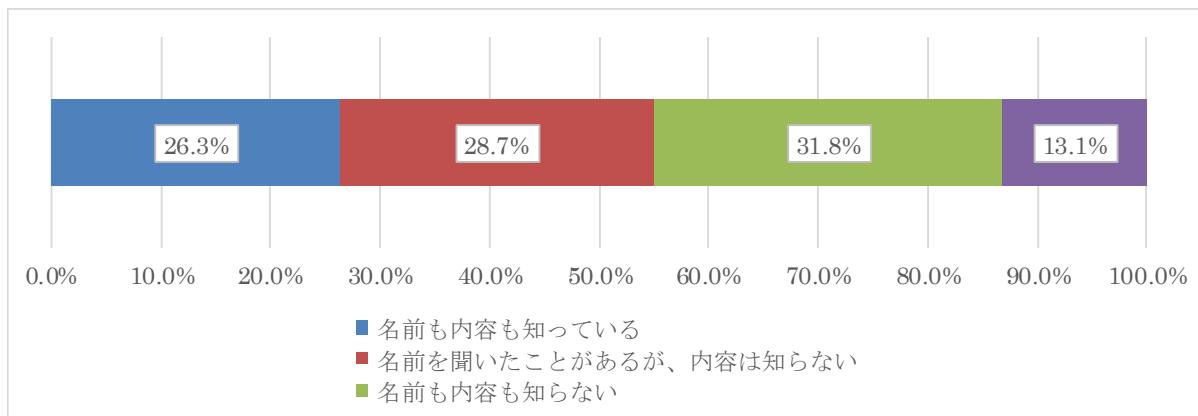
●障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が19.4%、「少しある」が20.8%、「ない」が47.1%となっています。

⑨どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるもの全てに○)



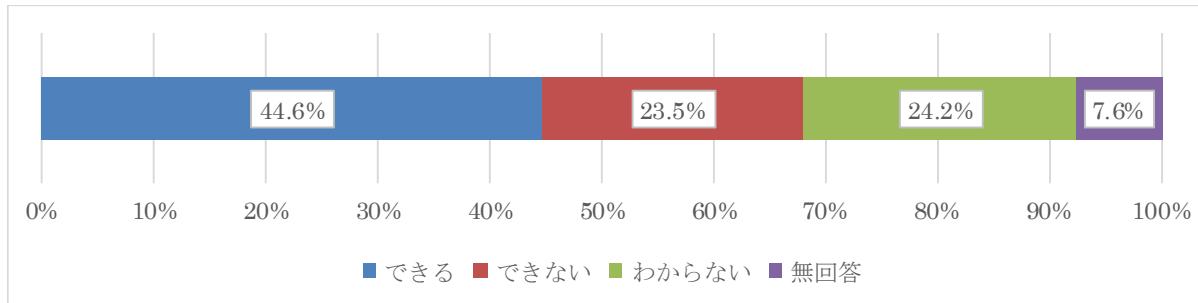
●どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「病院などの医療機関」が27.4%と最も多く、次いで「その他」が21.5%、「外出中」及び「住んでいる地域」が12.8%となっています。

⑩成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)



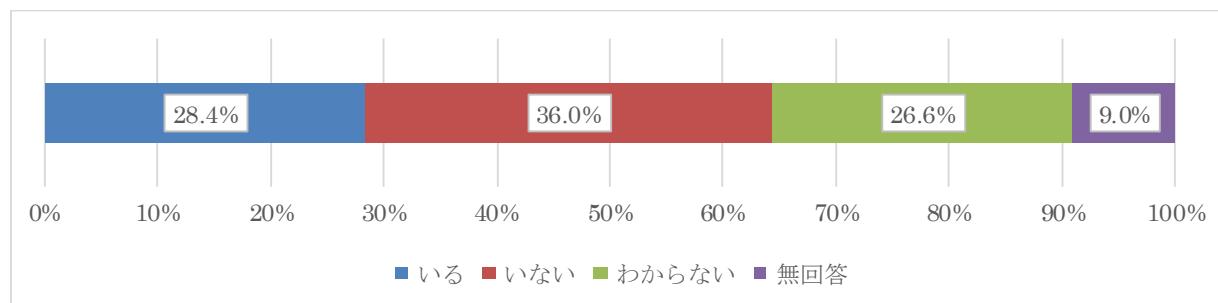
●成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が26.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.7%、「名前も内容も知らない」が31.8%となっています。

⑪あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)



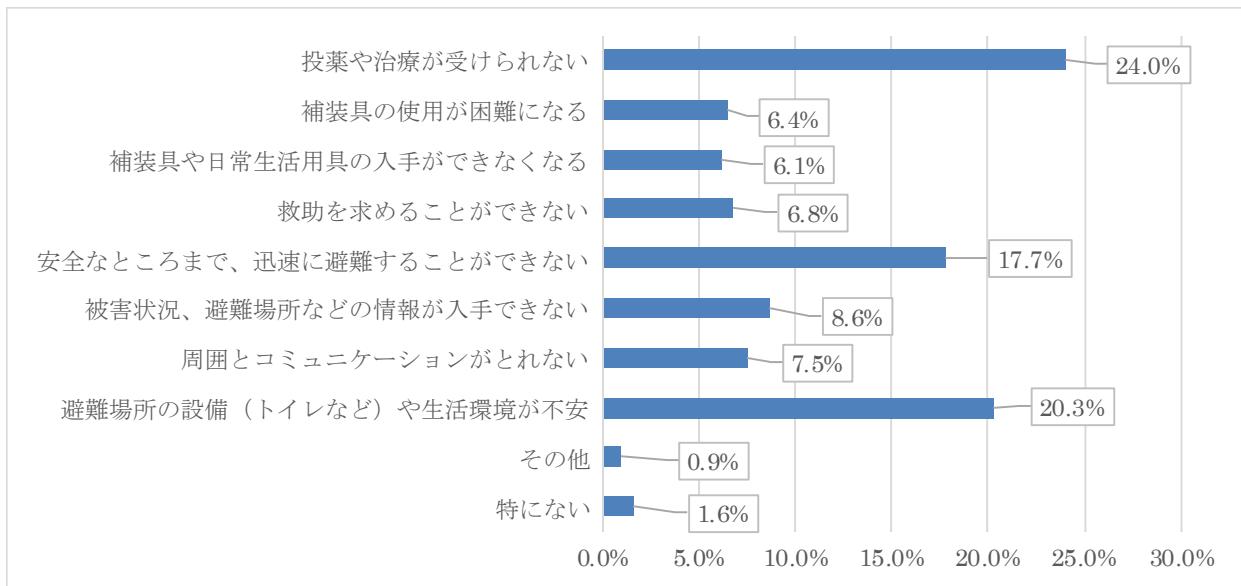
●火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が44.6%、「できない」が23.5%、「わからない」が24.2%となっています。

⑫家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)



●近所にあなたを助けてくれる人がいるかについては、「いる」が28.4%、「いない」が36.0%、「わからない」が26.6%となっています。

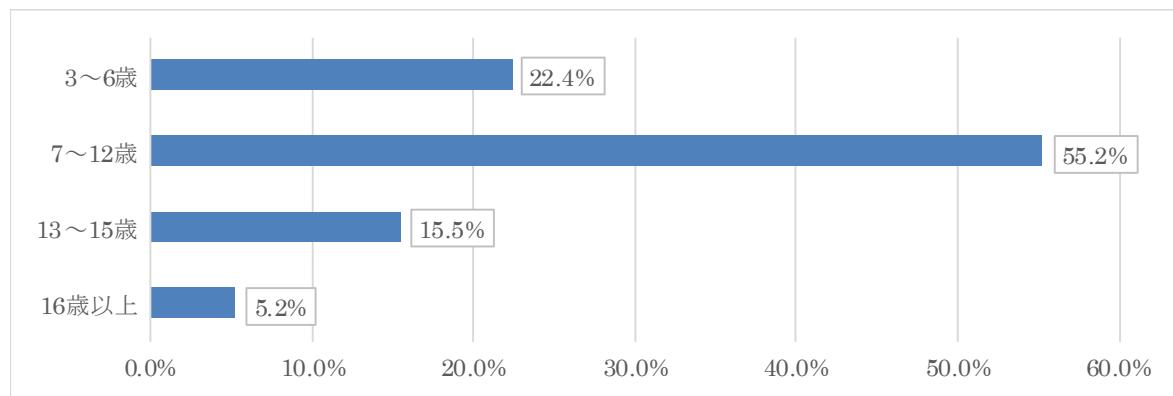
⑬火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるもの全てに○）



●火事や地震等の災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が 24.0%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 20.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 17.7%となっています。「その他」では、「大きな声が出せないから心配」、「言語発音が出来ないから困る」、「医療的ケアが不十分になるのではないか」など意見がありました。

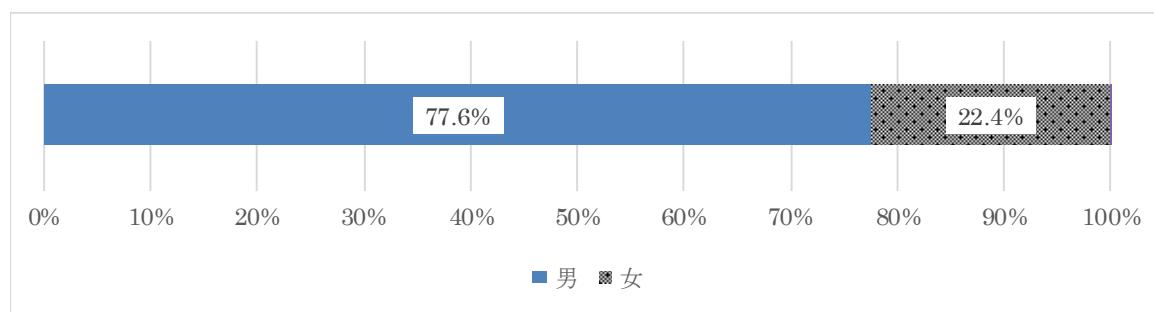
【18歳未満の回答結果】

①あなたの年齢をお答えください。(令和5年4月1日現在)



●年齢については、「7~12歳」が55.2%と最も多い、次いで「3~6歳」が22.4%、「13~15歳」が15.5%となっています。

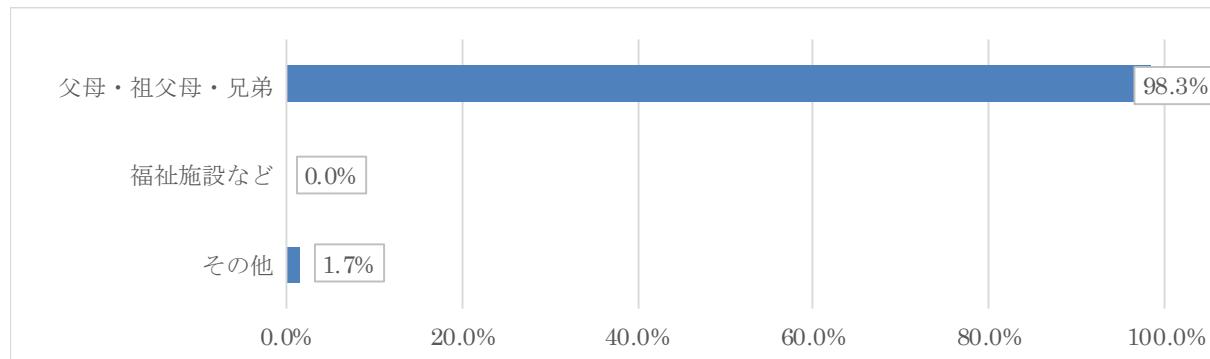
②あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)



●性別については、「男性」が77.6%、「女性」が22.4%となっています。

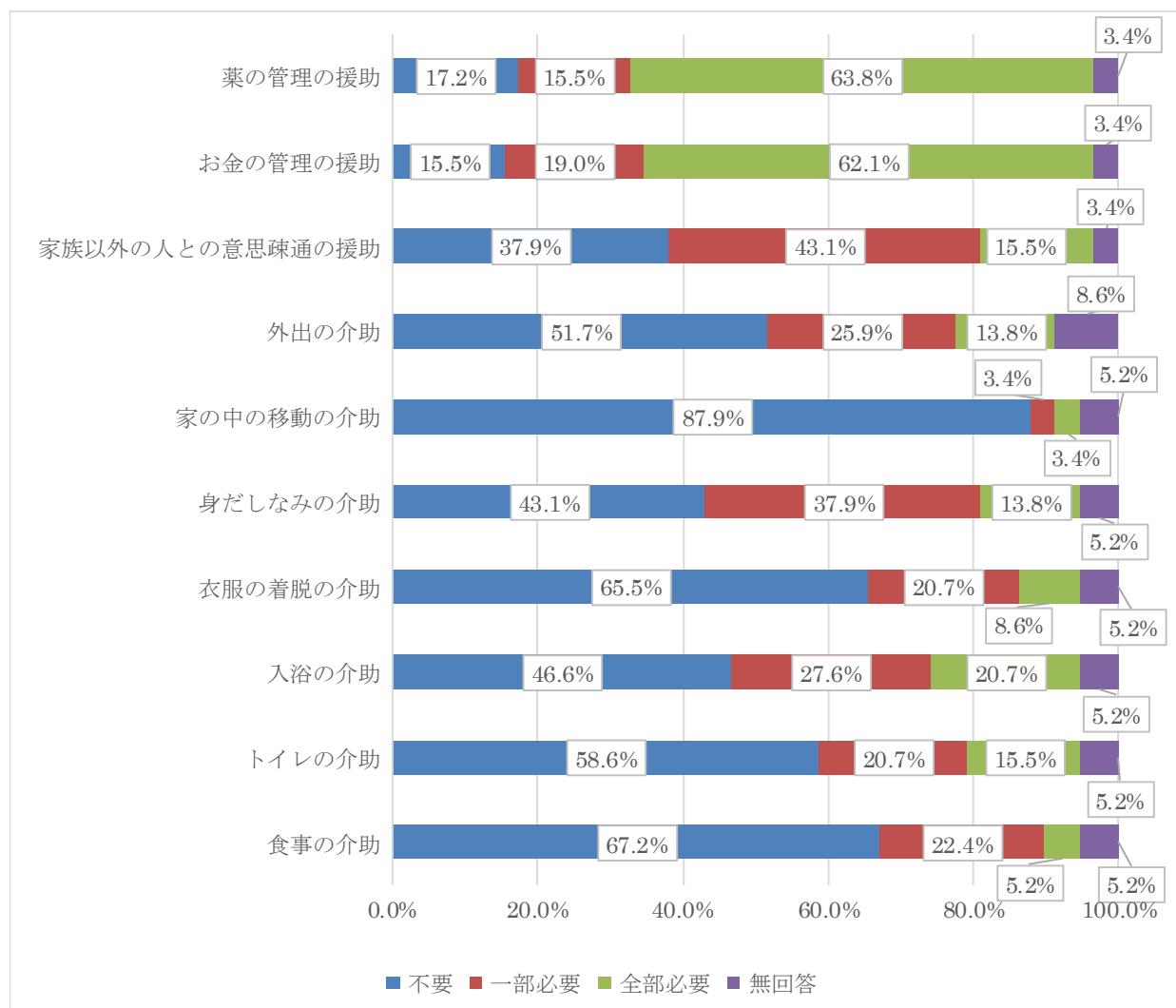
③いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

(あてはまるもの全てに○)



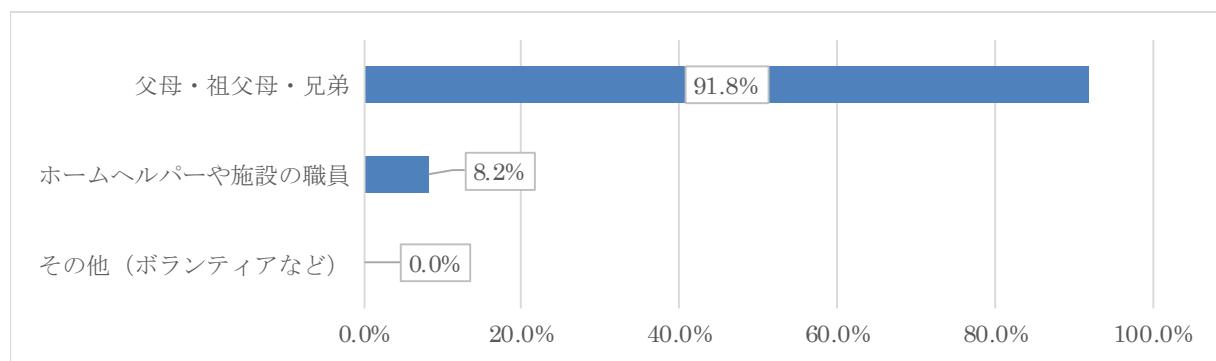
●一緒に暮らしている人については、「父母・祖父母・兄弟」と98.3%の者が暮らしており、「その他」の1.7%に学校の寮で生活をしている者がいます。

④日常の生活の中で、次の支援が必要ですか。(それぞれに○を1つ)



●日常生活の支援については、「薬の管理の援助」、「お金の管理の援助」の支援を全部必要としている者は 50.0%を超えており、「家の中の移動の介助」は 87.9%の者が不要としています。

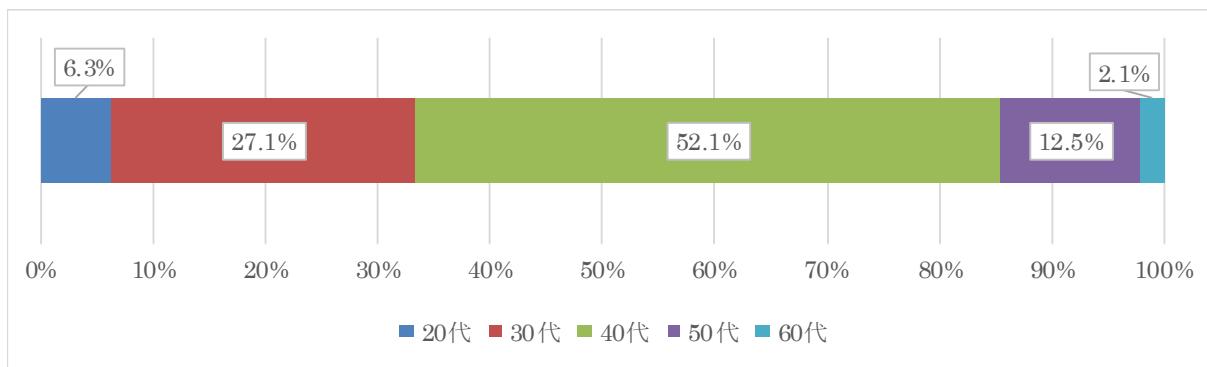
⑤あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるもの全てに○)



●支援してくれる方については、「父母・祖父母・兄弟」から 91.8%の者が支援を受けています。

⑥あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢をお答えください。

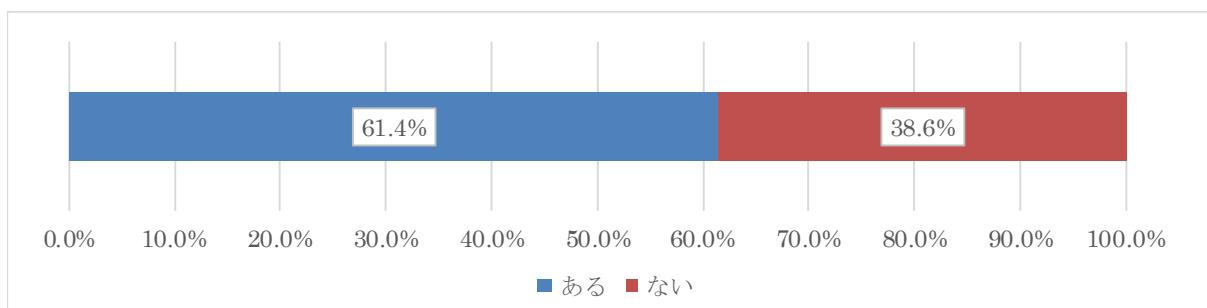
(令和5年4月1日現在)



●支援をしてくれる家族の主な方の年齢については、「40代」が52.1%と最も多く、次いで「30代」が27.1%、「50代」が12.5%となっています。

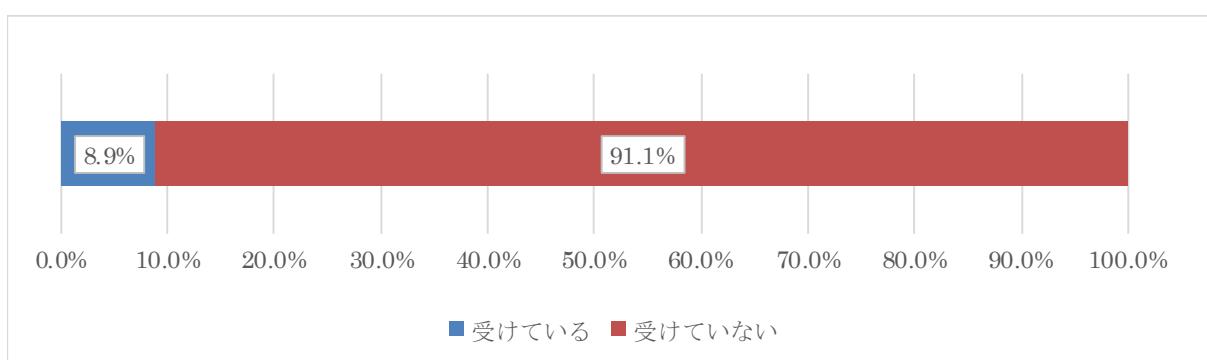
⑦あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※発達障がいとは、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。



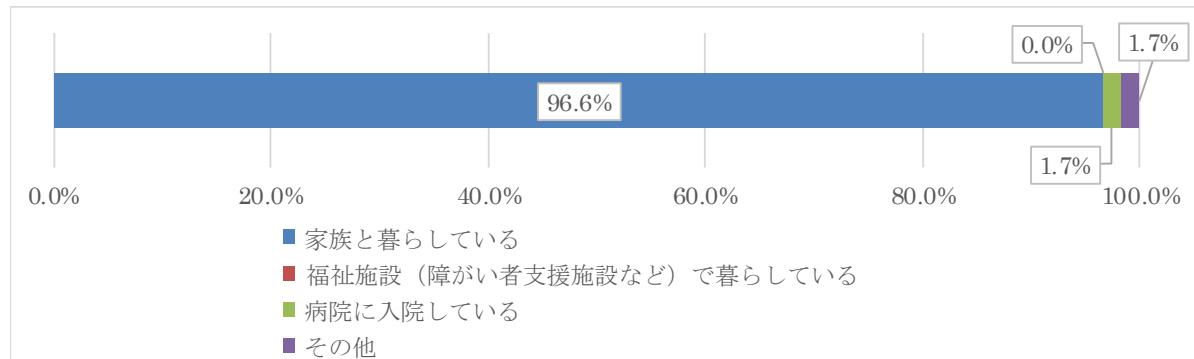
●発達障がいについては、61.4%の者が発達障がいとして診断されたことがあります。

⑧あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)



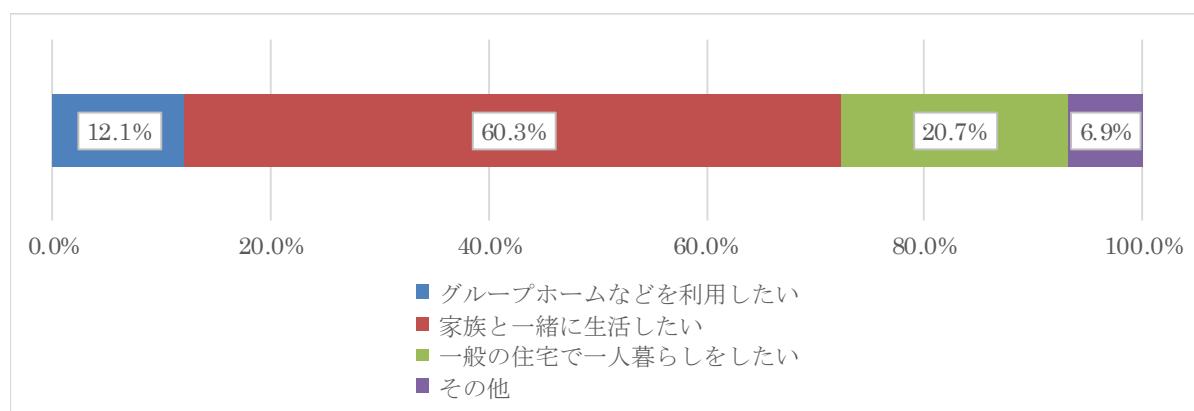
●医療的ケアについては、現在8.9%の者が医療的ケアを受けています。

⑨あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)



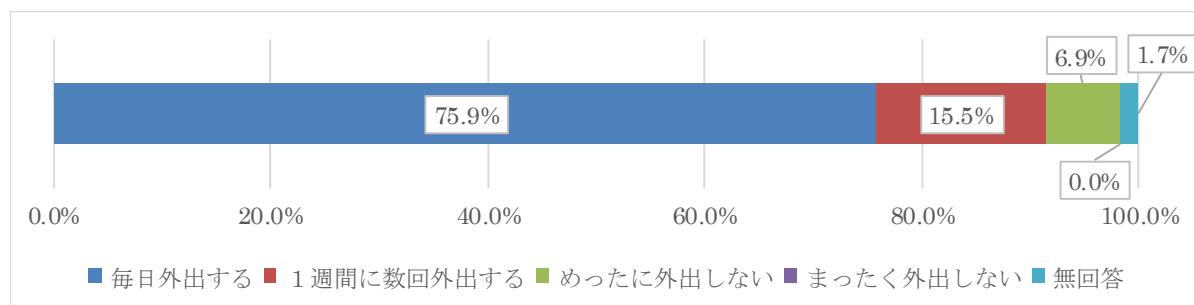
●どのように暮らしているかについては、96.6%が「家族」と暮らしています。1.7%の「その他」には、学校の寮で暮らしているなどが含まれています。

⑩あなたは将来どのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)



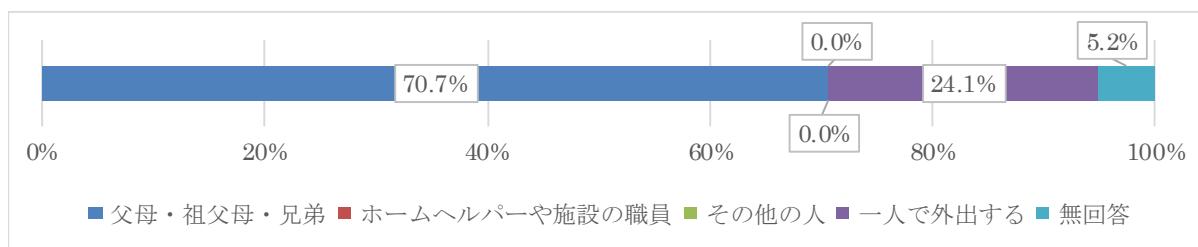
●将来どのような暮らしをしたいかについては、「家族と一緒に生活したい」が60.3%と最も多く、次いで「一般的な住宅で一人暮らしをしたい」が20.7%、「グループホームなどを利用したい」が12.1%となっています。6.9%の「その他」は、まだわからないなどの回答が含まれています。

⑪あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)



●1週間にどの程度外出するかについては、「毎日」が75.9%と最も多く、次いで「1週間に数回」が15.5%、「めったにしない」が6.9%となっています。「まったく外出しない」と回答した者はいませんでした。

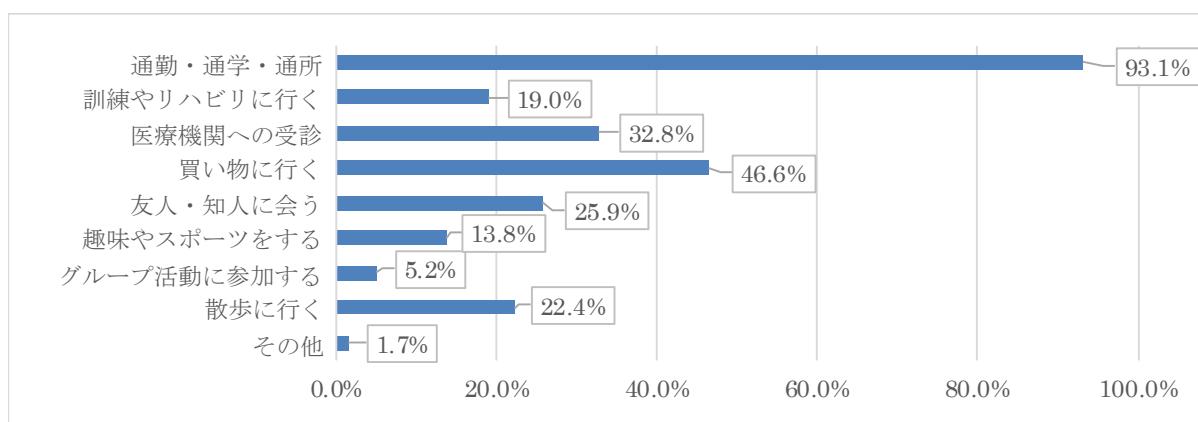
⑫あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)



●外出する際の主な同伴者については、「父母・祖父母・兄弟」が70.7%、「一人で外出する」が24.1%、「ホームヘルパーや施設の職員」及び「その他の人」と回答した者はいませんでした。

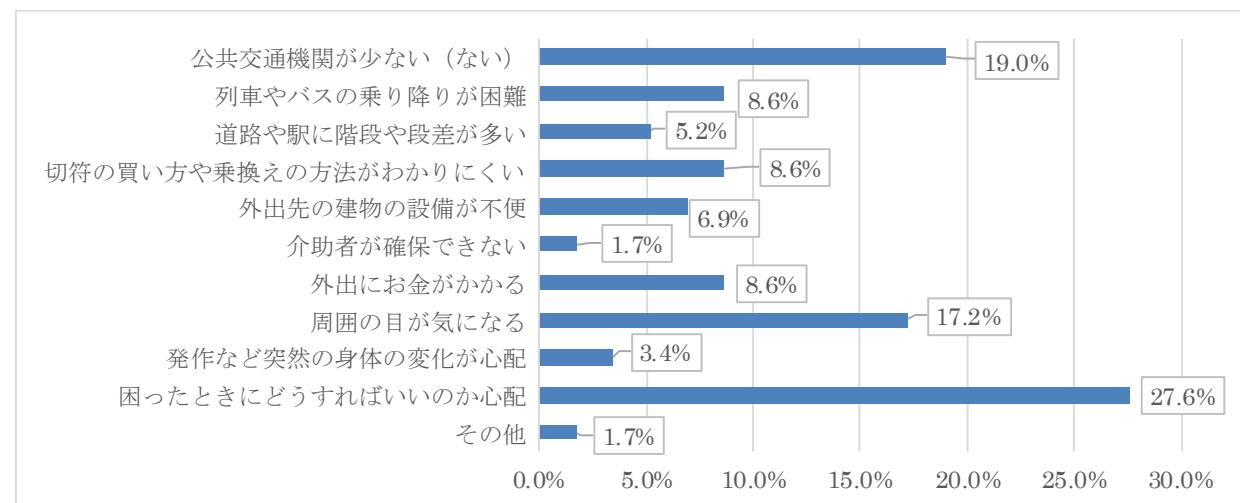
⑬あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(あてはまるもの全てに○)



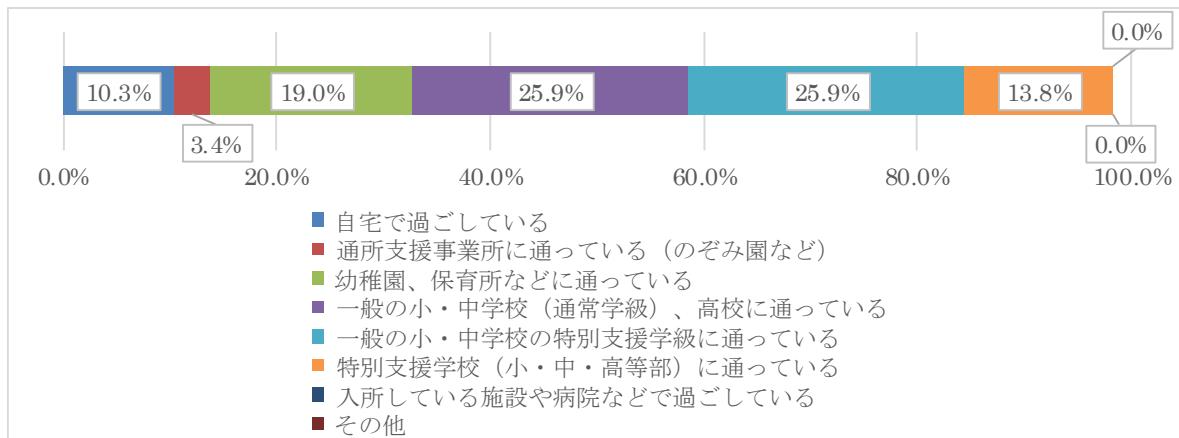
●どのような目的で外出することが多いかについては、「通勤・通学・通所」が93.1%と最も多く、次いで「買い物に行く」が46.6%、「医療機関への受診」が32.8%となっています。

⑭外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに○)



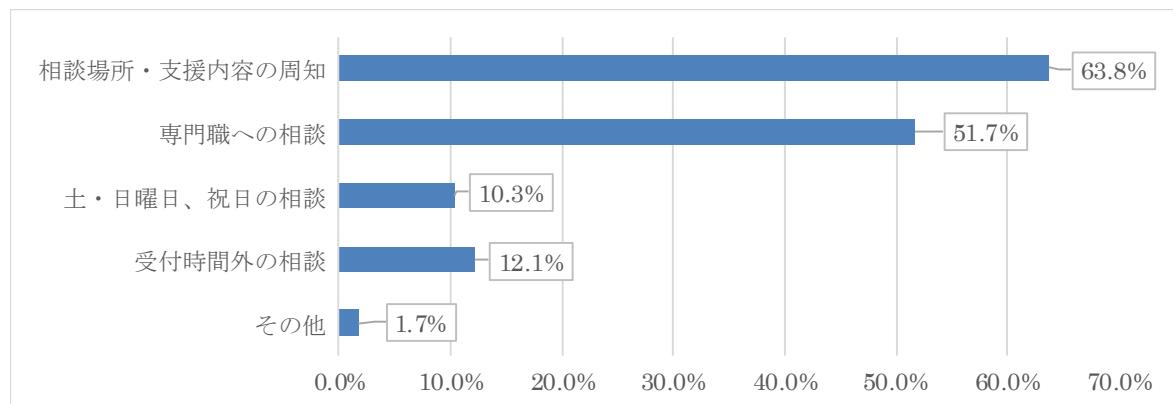
●外出する時に困ることについては、「困ったときにどうすればいいか心配」が27.6%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が19.0%、「周囲の目が気になる」が17.2%となっています。

⑯あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)



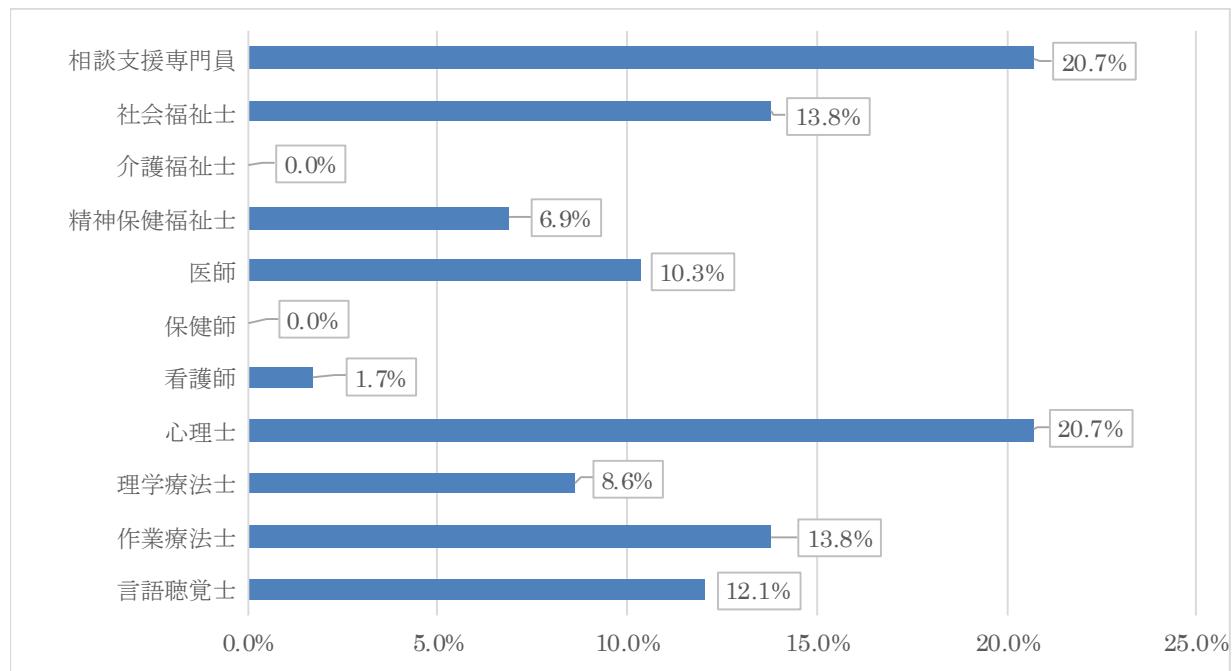
●平日の日中を主にどのように過ごしているかについては、「一般の小・中学校（通常学級）、高校に通っている」及び「一般の小・中学校の特別支援学級に通っている」が25.9%と最も多く、次いで「幼稚園、保育所などに通っている」が19.0%、「特別支援学校（小・中・高等部）に通っている」が13.8%となっています。「入所している施設や病院などで過ごしている」及び「その他」と回答した者はいませんでした。

⑰あなた（または保護者等）は、地域の相談支援体制にどのようなことを望みますか。
(あてはまるもの全てに○)



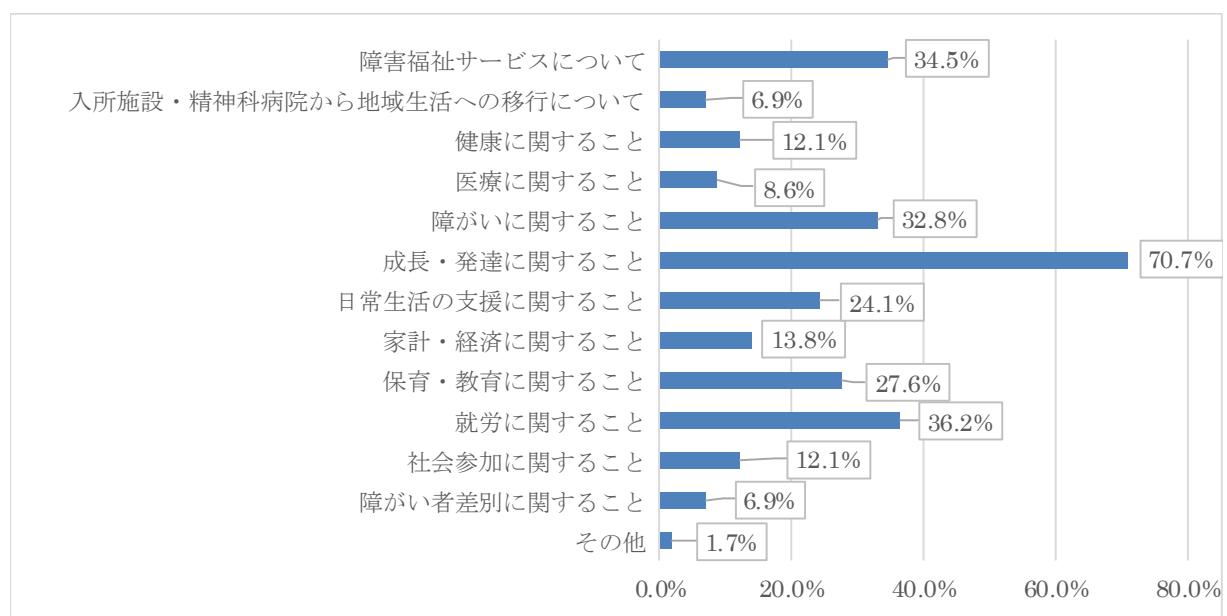
●地域の相談支援体制にどのようなことを望むかについては、「相談場所・支援内容の周知」が63.8%と最も多く、次いで「専門職への相談」が51.7%、「受付時間外の相談」が12.1%となっています。

⑯希望する相談相手（専門職）は誰ですか。（あてはまるもの全てに○）



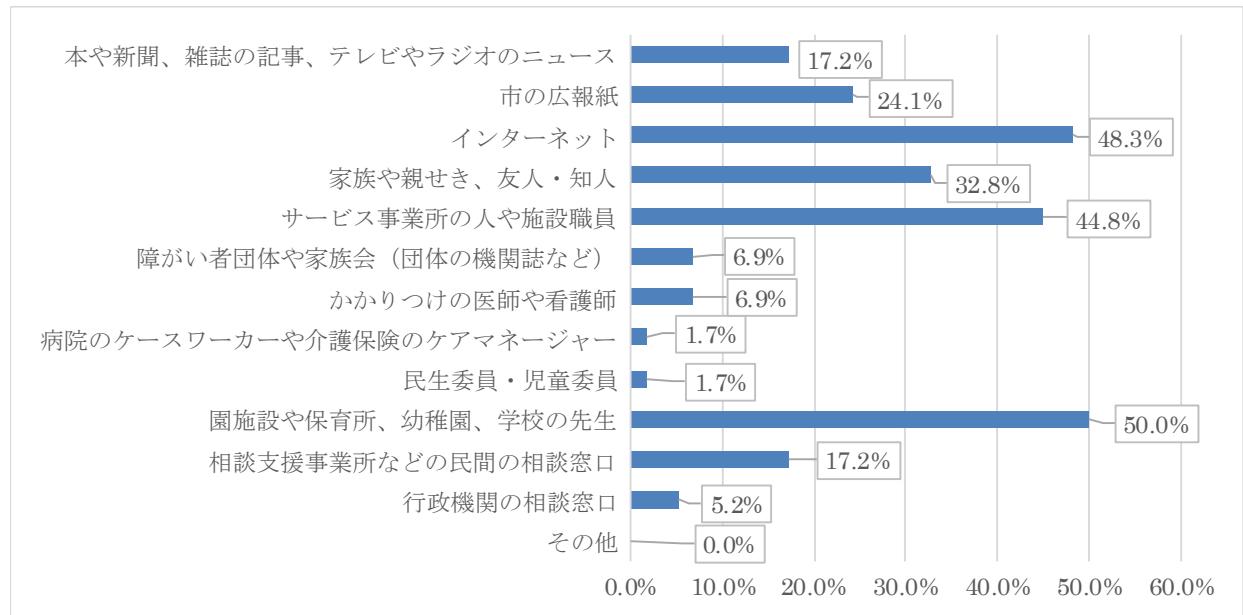
●希望する相談相手については、「相談支援専門員」及び「心理士」が20.7%と最も多く、次いで「社会福祉士」及び「作業療法士」が13.8%となっています。

⑰あなた（または保護者等）は、地域の相談支援機関にどのようなことを相談したいですか。（あてはまるもの全てに○）



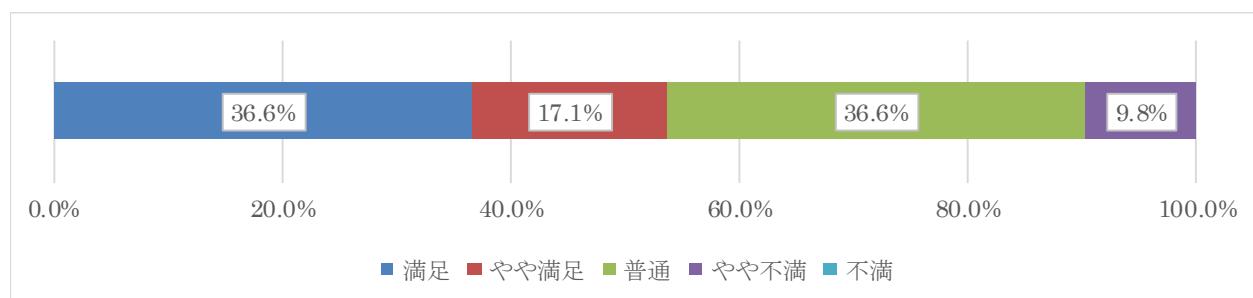
●地域の相談支援機関に相談したい内容については、「成長・発達に関するこ」が70.7%と最も多く、次いで「就労に関するこ」が36.2%、「障害福祉サービスについて」が34.5%となっています。

⑯あなた（または保護者）は、福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるもの全てに○）



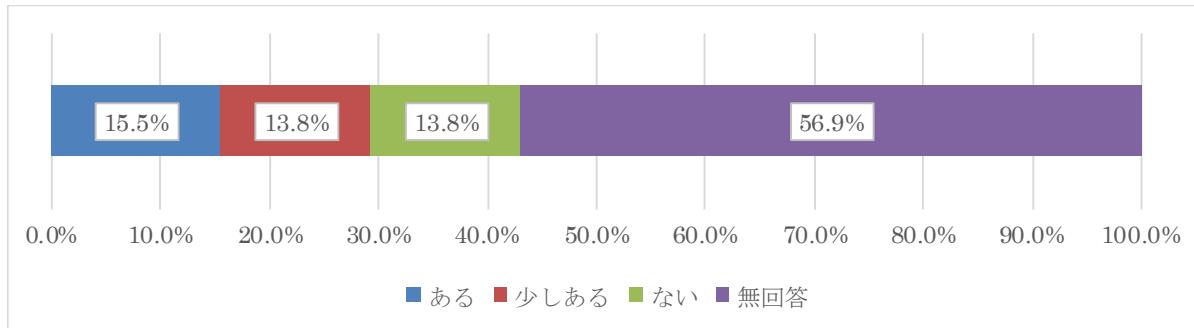
●福祉サービスなどに関する情報をどこから知るかについては、「園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が50.0%と最も多く、次いで「インターネット」が48.3%、「サービス事業所の人や施設職員」が44.8%となっています。「その他」と回答した者はいませんでした。

⑰サービスを利用している方にお聞きします。現在、利用しているサービスは満足していますか。（○は1つだけ）



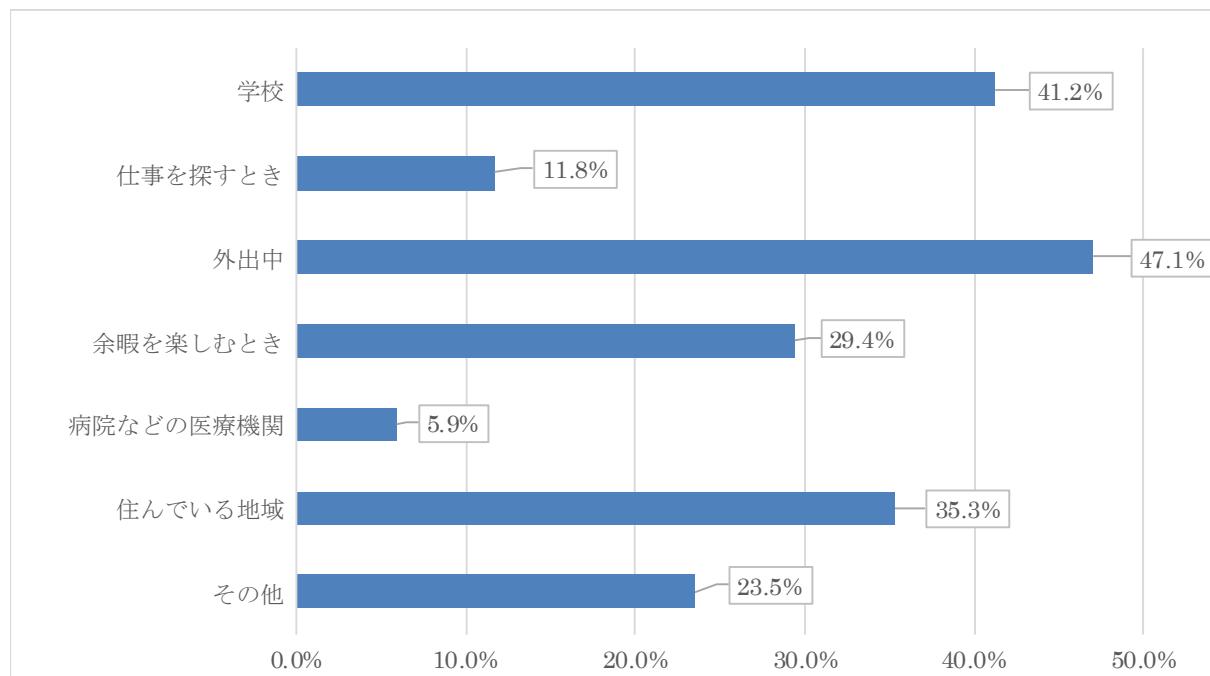
●利用しているサービスについては、「満足」が36.6%、「やや満足」が17.1%、「普通」が36.6%、「やや不満」が9.8%、「不満」が0%となっています。
「やや不満」と回答した理由については、「仕事が休みにくい日で通えない日が多いから」、「部屋が狭く、運動がなかなか出来ないため」、「時間が合わず、時々しか使えない」などがありました。

【②③は、障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方にお聞きします。】
②あなた（または保護者等）は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）



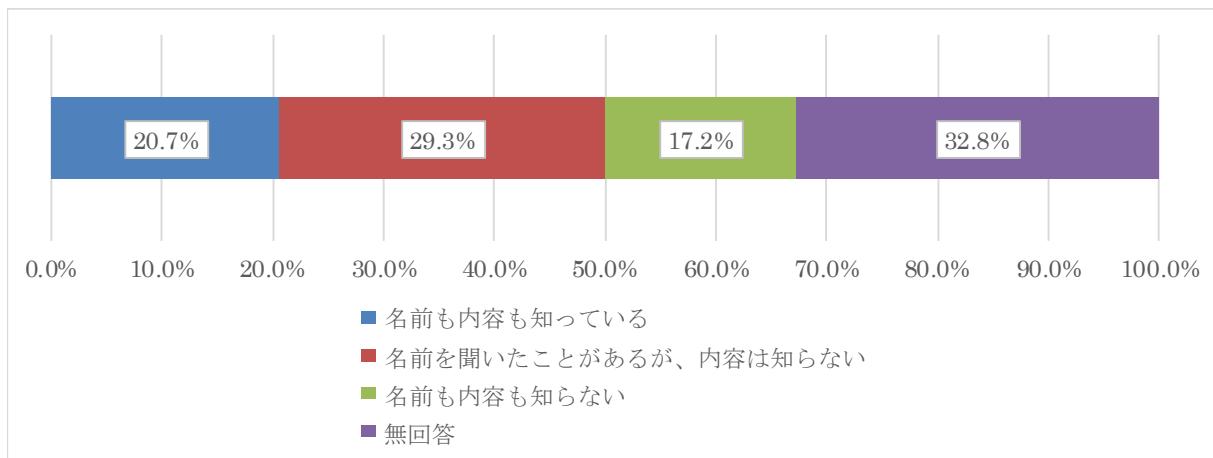
●障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が15.5%、「少しある」が13.8%、「ない」が13.8%となっています。

②どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるもの全てに○）



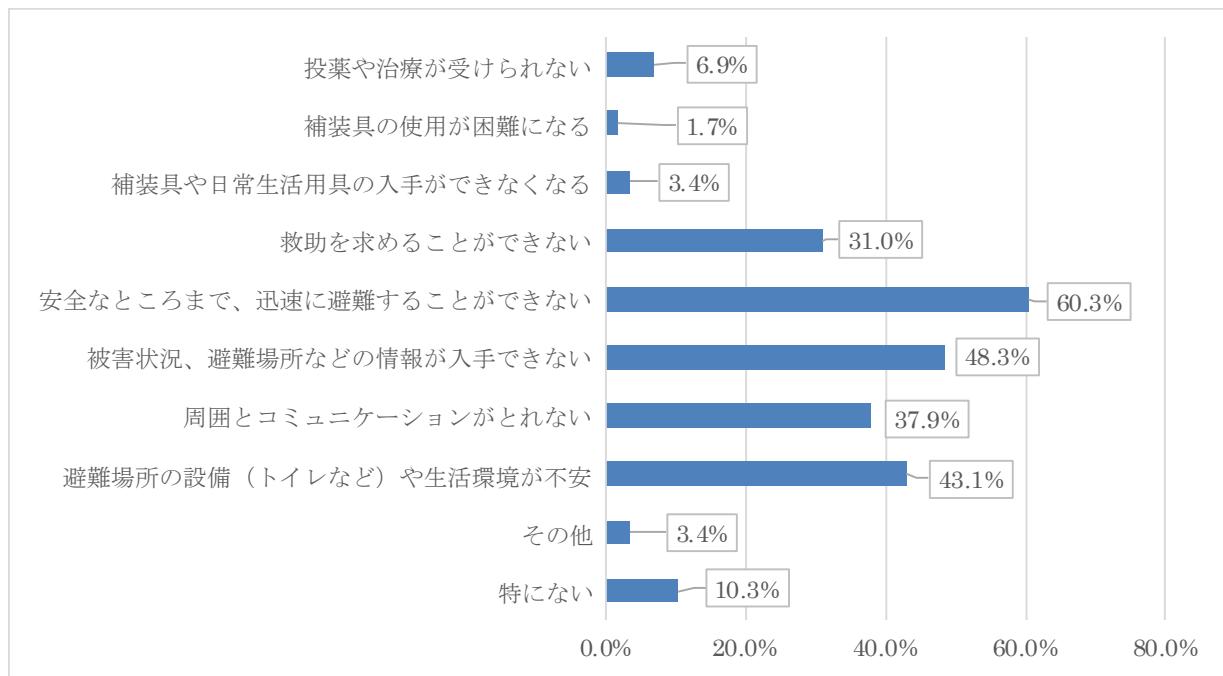
●どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「外出中」が47.1%と最も多く、次いで「学校」が41.2%、「住んでいる地域」が35.3%となっています。

㉓成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)



○成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が20.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.3%、「名前も内容も知らない」が17.2%となっています。

㉔火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに○)



○火事や地震等の災害時に困ることについては、「安心するところまで、迅速に避難することができない」が60.3%と最も多く、次いで「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が48.3%、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が43.1%となっています。

2. 市内障がい福祉サービス事業所（令和6年3月31日現在）

事業所名	所在地	電話	提供サービス
介護サポーターなのはな	柏木町 3-17-14	81-6520	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護
特定非営利活動法人 いぶりたすけ愛 優サービス	桜木町 3-2-10	88-3003	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション あおい（愛桜）	登別東町 3-1-2	83-4039	居宅介護、重度訪問介護
S O M P O ケア登別 訪問介護	富岸町 2-11-12 生田ビル 2F	82-1777	居宅介護、重度訪問介護
在宅介護サービスくらしさ	登別東町 5-1-6 ハイアラジン 203	80-1701	居宅介護、重度訪問介護
訪問介護事業所 暖一はるー	桜木町 1-8-15 コンフォティア桜木 101	83-6300	居宅介護、重度訪問介護
サポートセンター心愛	中央町 5-1-1	84-4113	生活介護
のぼりべつ東町 ふれあいホーム	登別東町 5-1-27	83-2700	生活介護
地域生活支援センター o n e s e l f	常盤町 1-1-25	85-7518	共同生活援助(グループホーム)
精神障害者グループホーム のぞみ寮	鶯別町 2-32-1	82-2200	共同生活援助(グループホーム)
障がい者グループホーム アザリア・あじさい	中登別町 141-5	83-0311	共同生活援助(グループホーム)
障がい者グループホーム カワ セミ(翡翠)・ヤマセミ(山翡翠)	中登別町 141-56	83-0700	共同生活援助(グループホーム)
グループホームきずな富士	富士町 1-14-9	83-5558	共同生活援助(グループホーム)
フィオーレ登別	桜木町 5-12-30	85-5080	共同生活援助(グループホーム)
いぶり花づくりネットワーク	若山町 2-20-1	83-6223	共同生活援助(グループホーム)

就労支援センター ピアチェーレ	中登別町 24-120	83-3210	就労移行支援、就労継続支援（B型）、就労定着支援
(株)ネットワーク	富岸町 1-10-7	85-1145	就労継続支援（A型）
就労継続支援施設 月とらいおん	幸町 3-6	88-1374	就労継続支援（B型）
すずかけ	富士町 7-1-1	85-2129	就労継続支援（B型）
フロンティア登別	中登別町 88-2	83-7878	就労継続支援（B型）
サルファー登別	若草町 5-28-12	83-4128	就労継続支援（B型）
就労支援センター ジョブテラス	中央町 1-10-8	83-7636	就労継続支援（B型）、自立訓練 (生活訓練)
登別市総合相談支援センター en	美園町 2-23-1	86-0707	計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援

3. 市内障がい児通所支援事業所（令和6年3月31日現在）

事業所名	所在地	電話	提供サービス
登別市児童デイサービスセンター のぞみ園	幌別町 3-17-4	85-7721	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援事業
とらい	中央町 4-3-12	50-6100	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらい美園	美園町 4-1-6	83-6860	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらい若草	若草町 5-27-20	84-1199	児童発達支援 放課後等デイサービス
とらいきっずおん	千歳町 6-36-7	84-5430	児童発達支援 放課後等デイサービス
ビューティフルステート登別	富士町 2-11-6	84-8005	児童発達支援 放課後等デイサービス
登別市総合相談支援センターen	美園町 2-23-1	86-0707	障がい児相談支援事業

4. 用語解説

【か行】

●高齢者等感応式信号機

附属スイッチにより、横断時間を長くすることのできる信号機。

【さ行】

●重度心身障害者医療費助成

障がいの等級が1～3級（3級は内部障がい）の身体障がい者又はIQがおおむね50以下と判定又は診断された知的障がい者、等級が1級の精神障がい者が、医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担分のうち、一部を所得等に応じて助成する制度です。

●障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に施策の基本となる事項を定めた法律です。また、国や地方自治体に障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定も義務付けており、本計画もこの法律に基づき策定しています。

●障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障がい福祉グループに「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者への支援などの業務を行っています。

●障害者週間

平成16年6月に障害者基本法が改正され、それまで12月9日を「障害者の日」と定めていた規定から、12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定める規定に改められました。障害者週間の期間を中心に、国や地方公共団体では、さまざまな意識啓発に係る行事などが行われます。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

誰もが住み慣れた地域で生活するために、障がいのある人の日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とする法律。（平成25年4月に「障害者自立支援法」から

改称)

この法律では、障がいのある人への支援として、障がいの有無にかかわらず、障がいのある人が個人として尊重される共生社会を実現するため、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けることにより社会参加の機会が確保され、社会生活を送るうえでの障壁が除去されることなどを掲げています。

●障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障がいのある人への個別給付で、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分けられます。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的とする法律。（平成28年4月1日施行）

この法律では、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動などを通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

●小地域ネットワーク活動

社会福祉協議会が推進する活動で、町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い、助け合いを行います。

●自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

◎対象者

（1）精神通院医療

精神疾患により、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

（2）更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障がい害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる方。

（3）育成医療

18歳未満の身体に障がいを有する児童や、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる方。

【た行】

●地域生活支援事業

障がい福祉サービスの個別給付のほか、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な事業形態により事業を効果的・効率的に実施します。

事業の内容には、障害者地域活動支援センター事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、相談支援事業などがあります。

●特別支援学校

心身に障がいのある幼児や児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養うことを目的とする学校。

●特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援するための教育。学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、これまでの障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱など）に加え、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などが加わりました。

【な行】

●日常生活用具給付

在宅の重度の障がいのある人に対し、日常生活を容易にするために生活用具を給付する制度。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるという考え方。

【は行】

●発達障がい

発達障がいは、平成16年12月10日制定の発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。

●バリアフリー

すべての人の日常生活又は社会生活を営むうえで困難となる物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という考え方。

●バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称で、高齢者・障がいのある人・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、民間事業主や地方公共団体などが一定の割合の障がいのある人を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

●補装具給付

身体障がい者等や難病患者等の失われた身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、義肢や車いす、補聴器等の給付又は修理を行います。

●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場で関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたいとの調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」で、社会福祉協議会内にあります。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、地域の福祉向上に取り組むボランティアです。担当地域内の生活に困っている人や障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な助言、支援などを行います。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすることをいいます。

【ら行】

●ライフステージ

人間の一生における年代ごとの段階のこと。

●リハビリテーション

障がいのある人が、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のほか、精神的な回復訓練も含まれます。

第4期登別市障がい者支援計画
令和6年度～令和8年度
(令和6年3月策定)

発行 登別市
編集 登別市保健福祉部障がい福祉グループ

〒059-8701
北海道登別市中央町6丁目11番地
電話 0143-85-3732
ファクス 050-3730-8230